

電子債権構想

- I T 社会における経済・金融インフラの構築を目指して -

平成 17 年 4 月 13 日

電子債権を活用したビジネスモデル検討W G

経済産業省

目 次

はじめに	3
1 . 電子債権の検討経緯	3
2 . 本ワーキング・グループ(W G)の設置と本報告書の構成	4
第 章 電子債権の意義と背景事情	6
1 . 売掛債権の課題	6
2 . 手形レス商品の登場	10
3 . 売掛債権の課題克服としての電子債権	13
4 . I T 社会における経済・金融インフラとしての電子債権	14
5 . まとめ	16
第 章 電子債権を活用したビジネスモデル	18
1 . 一括決済方式	20
2 . 手形の電子化	31
3 . C M S (キャッシュ・マネジメント・システム)	39
4 . 融資の電子化	44
5 . 債権流動化	51
6 . 電子商取引	64
7 . 3 P L (サードパーティ・ロジスティックス)	74
第 章 電子債権に関する論点整理	79
1 . 電子債権制度について	80
2 . 電子債権の発生	84

3 . 電子債権の譲渡	92
4 . 電子債権の弁済及び消滅	97
5 . 電子債権の閲覧等	99
6 . 電子債権の譲受人保護制度	101
7 . 買戻義務・遡求義務	106
8 . 保証等	107
9 . 電子債権管理機関	109
10 . 裁判制度	112
11 . その他の論点	113
結び	116
1 . 総括	116
2 . IT社会における経済・金融インフラの構築を目指して	117
(参考資料)	121

はじめに

１．電子債権の検討経緯

経済産業省では、産業金融機能の強化を推進してきており、その観点から、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資など、資金供給手法の多様化を目指している。その一環として、企業間信用の活用を図る観点から、平成 16 年 4 月 28 日に産業構造審議会産業金融部会金融システム化に関する検討小委員会（小委員長：前田庸学習院大学名誉教授）報告書「金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について - 」において、企業間信用の電子的取扱いに関する法的安定性の向上を目指して、「電子債権法（仮称）」の立法化に関する提言を行った。

その後、電子債権について、パブリックコメントに付して広く意見を募集した上、産業構造審議会産業金融部会（部会長：池尾和人慶應義塾大学教授）の検討を経て、同年 6 月 25 日、「産業構造審議会産業金融部会中間報告 - 金融サービスの高度化とリスクマネーの供給拡大に向けて - 」をとりまとめた。

そして、さらに、経済産業省のほか、法務省、金融庁、日本銀行の電子債権検討担当者において、平成 16 年 6 月から同年 9 月まで「電子債権に関する実務検討会」¹を通じて、産業界等から電子債権制度に対するヒアリングと検討を進めるとともに、同年 10 月に電子債権についてのイメージ（作業仮説）を示した「電子債権について」（後掲：参考資料 1）を作成した。

そこで、これら電子債権のイメージを念頭に置き、その当否も含めた電

¹ 経済産業省、法務省、金融庁、日本銀行等の電子債権検討担当者が、電子債権に対する実務的な基礎ニーズについて金融機関、ＩＴベンダー等の実務家からヒアリングするための会議（事務局：経済産業省経済産業政策局産業資金課）

子債権の在り方、経済・金融のＩＴ化の実態や電子債権法（仮称）の創設により実現が期待される電子債権を活用したビジネスモデルの在り方について、さらに社会のニーズを深堀していくことが重要となった²。

２．本ワーキング・グループ（ＷＧ）の設置と本報告書の構成

以上の経緯を踏まえ、経済・金融のＩＴ化がますます進む状況³と、揺籃期にあるＩＴ技術を用いた新しい金融サービスも視野に入れ、産業界のニーズを探るとともに、社会が利用しやすい新しい金銭債権（電子債権）の在り方を検討することが重要であるとの認識に立ち、経済産業政策局長の私的懇談会であるファイナンス事業懇談会の下に、「電子債権を活用したビジネスモデル検討ＷＧ」を設置し、本ＷＧにおいて、平成 16 年 11 月から、電子債権を活用したビジネスモデルの可能性及び望ましい電子債権の在り方について検討を進め、もって、「電子債権法（仮称）」の創設に向けての基本的な論点や考え方について整理・提言した。

その結果、とりまとめられたのが、本報告書「電子債権構想 - ＩＴ社会における経済・金融インフラの構築を目指して - 」である⁴。

² 民間における電子債権の検討の場としては、全国銀行協会「電子債権法制検討部会」（平成 16 年 10 月～） 社団法人全国地方銀行協会「電子債権に関する検討会」（平成 16 年 10 月～） 社団法人第二地方銀行協会「電子債権法制化対応ＷＧ」（平成 17 年 2 月～）がある。

³ 近年、安全で効率的な証券決済制度の構築に向け、証券取引法上の有価証券について、ペーパーレス化する法整備が進展している。具体的には、「短期社債等の振替に関する法律」（平成 14 年 4 月 1 日施行） 同法の改正により制定された、「社債等の振替に関する法律」（平成 15 年 1 月 6 日施行）により、ＣＰ（コマーシャル・ペーパー）や社債等のペーパーレス化が進められたほか、平成 16 年 6 月 2 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年 10 月 1 日に商法の改正が施行されたことにより株券不発行制度も導入されている。

⁴ なお、経済産業省においては、海外における電子金融取引の事例調査（韓国の電子手形・電子売掛債権、米国の電子請求・支払等）も行っている。財団法人国際経済交流財団「海外金融機関等の電子金融取引の先進的事例に関する調査研究 報告書」（平成 16 年 3 月）参照。

報告書の作成に当たっては、本WGにおける審議と併せて、学者、専門家、事業会社、電子商取引企業、金融機関等の多数の有識者・実務家の方々との意見交換やヒアリングにおける内容も盛り込んでいる。御協力いただいた皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げる。

本報告書の構成は以下のとおりとなっている。

第 章 電子債権の意義と背景事情

金銭債権の課題について整理するとともに、電子債権の意義と背景事情等を検討・整理した。

第 章 電子債権を活用したビジネスモデル

電子債権は、融資、売買、資金調達、決済などのあらゆる局面で利用される可能性を秘めていることから、本報告書では近時着目されている先進的なサービスや電子データの活用が進んでいる取組に焦点を当て、一括決済方式、手形の電子化、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）、融資の電子化、債権流動化、電子商取引、3PL（サードパーティ・ロジスティックス）のそれぞれにおける電子債権の活用可能性について検討・整理した。

第 章 電子債権に関する論点整理

第 章の議論並びに第 章で検討した電子債権を活用したビジネスモデル及びその実現のために望まれる電子債権の在り方を踏まえて、「電子債権法（仮称）」を整備する場合において検討すべき論点や電子債権に望まれる基本的な考え方について整理・提言した。

第 章 電子債権の意義と背景事情

1．売掛債権の課題

企業間で売買契約を締結した場合、納入企業（債権者）は支払企業（債務者）に対し売掛金（指名債権）を取得する。また、支払企業は支払のために納入企業を受取人とした手形（手形債権）を発行することがある。

これら売掛債権（以下では売掛金・指名債権や手形・手形債権を総称して使用する。）の活用については、それぞれ次のような課題があるとされている。

売掛金（指名債権）の課題

売掛金については、民法上の指名債権として位置付けられており、約束によって売買代金や請負代金の支払請求権として発生することになり、その存在が目に見えない。それゆえ、売掛金を譲り受ける場合においては、当該売掛金が本当に存在するのか、譲渡に制限がかかっていないか、現在の真正なる権利者は誰なのか、他者に二重に譲渡されていないか、といった点について確認することが重要となってくる。

具体的には、権利の存在の確認のために、売買や請負の証拠として契約書や請求書等の書類を確認すること、譲渡禁止特約⁵が付されている債権を譲り受けた場合、重過失とされて譲渡が有効とされないおそれがあるために、売買契約等において譲渡禁止特約が付されていないかを確認すること、債権者が債権の二重譲渡を行っていないかを確認するために、債権譲渡特例法（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律）に基づく先行登記の有無を確認することなどが譲

⁵ 譲渡禁止特約の付与については、民法 466 条 2 項において認められている。

渡前の手続として発生することになる。

また、それらの確認の結果、特段の問題がなかった場合には、債権を譲り受ける手続を取ることになるが、この際には民法上の確定日付または債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記といった対抗要件を具備する必要がある。

さらに、そのような事務手続を行ったとしても、債務者が支払わない場合には、債権を回収するために民事通常訴訟手続等を行う必要がある。

他にも、実務上、債権債務関係は商品を納品した時点で発生しているとしても、検品等の過程において債権債務金額が変更する可能性があるため、売掛金は早期資金化への活用が困難であるといった課題もある。

このように、売掛金（指名債権）については、法的な確実性が弱く、譲渡に関する手間が繁雑であるため、債権譲受人は債権の譲受けに当たって、多くのコストを要することになり、したがって、売掛金は、担保としての提供や譲渡による換金など、ファイナンスに活用する上で数多くの課題を抱えているとの指摘を受けている。

しかしながら、その一方で、売掛金は企業の保有資産の中では大きな割合を占めていることから⁶、ファイナンスへの活用の余地も大きいとの期待も寄せられているところである。

手形（手形債権）の課題

売掛金が法的な確実性が弱く、譲渡手続が繁雑だという課題を抱える

⁶ 財務総合政策研究所「平成 15 年度法人企業統計」によれば、企業の保有資産の中で売掛金（全企業で 175 兆円、中小企業で 64 兆円）は、土地（全企業で 165 兆円、中小企業で 84 兆円）と匹敵する資産規模となっており、ファイナンスへの活用の余地が大きい。

のとは対照的に、手形については、金銭債権が券面に結合されていることから法的確実性が強く、手形の授受により権利が移転するために譲渡手続が非常に簡易であり、回し手形や手形の割引などに利用しやすいといったメリットを有している。

また、手形訴訟制度という簡易な訴訟制度が設けられており、これが、金融実務上、手形割引や手形貸付といった手形を活用したファイナンスが幅広く行われる要因となっている。

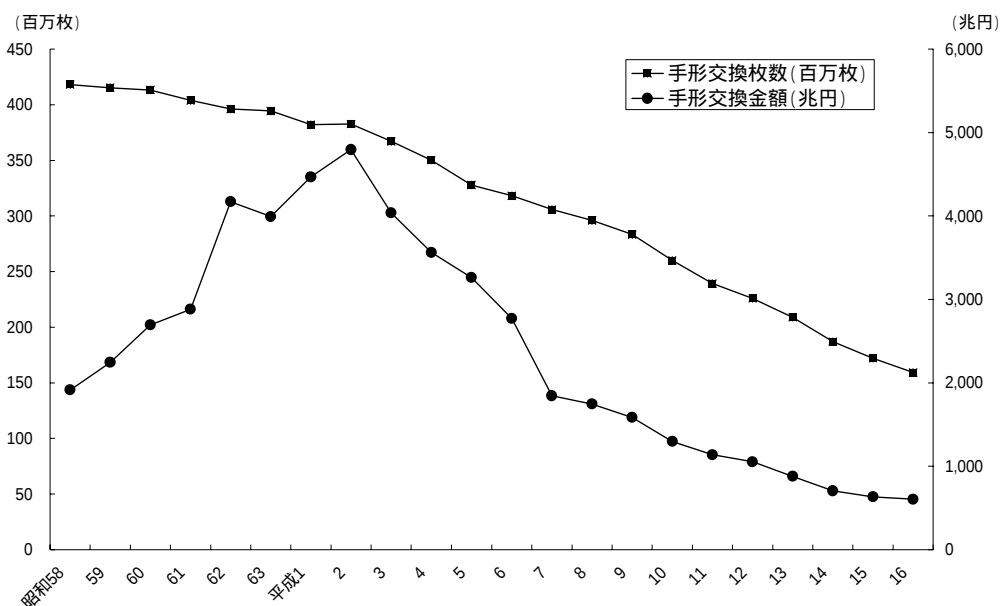
しかしながら、手形については、券面（紙）の存在を前提とすることから、発生・譲渡において手形の物理的な移動が必要であり、地理的な制約や時間的な制約が存在すること、手形の保管コストがかかること、手形の紛失・盗難リスクがあること⁷、印紙税法の関係上で印紙税の負担があることなど、紙であることを前提とするがゆえの様々な課題が指摘されている。

そのため、IT技術がめざましい進歩を遂げ、企業間の取引において電子データを活用することが増加する中において、紙を前提とする手形はかえって高コストになることがあり、CMSによるグループ間決済の効率化、一括決済方式など手形代替商品（手形レス商品）の発展の中で、手形の取扱量は大幅な減少傾向にある⁸。

⁷ 手形上の権利者が紛失又は盗難により手形を喪失した場合において、喪失手形につき善意取得者がいる場合には、手形を喪失した者がその権利を失うことになるため、手形の紛失・盗難リスクに対する企業の警戒感は大い。なお、手形を喪失した場合には公示催告手続をとる必要があることなどから、実務上では紛失・盗難リスクが手形利用上の最大の課題となっているとの指摘もある。

⁸ 全国銀行協会「平成16年版 決済統計年報」によれば、手形交換金額は近時の10年間で約80%も減少した。

【図表】手形交換枚数及び金額の推移



(出典) 全国銀行協会「平成16年版 決済統計年報」

(注) 手形交換枚数・手形交換金額は、当座小切手、自己宛・送金小切手、約束・為替手形等に関する手形交換の枚数・金額である。なお、行内交換分(本支店間、代理交換委託金融機関と同受託銀行間及び委託金融機関相互間における交換)は含まれていない。

２．手形レス商品の登場

手形については、前述のような課題がある一方で、紙であることのデメリットを除けば、その利便性は広く周知されているところであり、ファイルに記載された電子データに権利性が結合されるのであれば、企業間信用の重要なツールであると考えられる。

そのような観点から、民間では約款やシステム等の創意工夫により、ＩＴ技術を用いて手形同様の経済機能の実現を目指した手形の代替商品（手形レス商品）が金融サービスとして提供されている。

なお、以下では手形レス商品として注目されている一括決済方式及び電子手形サービスについて、その概要を紹介する（詳細は次章）。

一括決済方式

前述のような手形の課題を克服する商品として、大手銀行やファインンス事業者等が提供する一括決済方式が、大企業を中心に盛んに利用されている。

一括決済方式については、債権譲渡担保方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を担保として、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）、ファクタリング方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）、信託方式（親事業者に対する下請事業者の債権を信託銀行に信託譲渡することにより下請事業者が信託受益権を取得し、下請事業者の要望に応じて信託銀行が当該信託受益権を投資家に販売することにより、下請事業者が信託銀行から金銭の支払を受ける方式）及び併存的債務引受方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代

金債務を親事業者とともに負った金融機関から、当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式)があり⁹、経済産業省が平成 16 年 7 月に公表した「平成 16 年 3 月 31 日現在における経済産業省設備投資調査」においては、アンケート回答企業のうちの約 42%が、一括決済方式を導入済みであるか、又は導入を検討中となっており、多くの企業での利用実績が見られる。

電子手形サービス

一括決済方式の場合には、支払企業(親事業者)の信用リスクを金融機関が包括的に受ける仕組みとなっており、その性格上、支払企業としてそのサービスを利用できる企業が信用力の非常に高い企業にとどまってしまうため、中小・中堅企業の多くは、支払企業としてのメリットを享受できないという課題がある。

これに対して、一括決済方式よりも幅広い企業に手形レスのメリットを提供しようということで生まれた手形レス商品として、信金中央金庫が提供する「電子手形サービス」という商品がある。

電子手形サービスは、電子手形センターに金銭債権情報を登録すると、これによって「電子手形」(=指名債権)¹⁰を振り出したものとし、「電子手形」をシステム上で譲渡することによって権利を移転するサービスであり、債務者、債権者、金融主体の三者間にとどまらない多数の主体への譲渡を可能とすることにより、企業間信用や金融機関与信に活用す

⁹ 「金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について - 」29 頁から 31 頁にスキームの概要が掲載。なお、「債権譲渡担保方式」については、支払企業において、国税当局と金融機関の双方に対し支払義務を負う、いわゆる二重払いリスクが生じることから、金融機関等においては、現在、商品としての新規取扱いを停止しているとのことである。

¹⁰ 「電子手形」は、手形法による手形ではなく、一定の金額(支払金額)を一定の時期(支払期日)に、一定の者(電子手形の所持人)に支払うための電子的手段であるとされている。

る方式をイメージしている。

電子手形サービスについては、平成 16 年 12 月から平成 17 年 3 月にかけて沖縄県において「電子手形導入実証実験」として取り組まれているところであり、電子債権法制に対する企業のニーズ把握のために、経済産業省においても「平成 16 年度債権の電子的取扱いに関する調査研究事業」として、この電子手形導入実証実験への参加金融機関及び参加企業¹¹からのヒアリング等を実施しているところである¹²。

¹¹ 電子手形導入実証実験への参加金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫の 5 行であり、参加企業数は 125 社。

¹² 当該調査研究の結果については、財団法人南西地域産業活性化センター「債権の電子的取扱いに関する調査研究事業報告書」(平成 17 年 3 月)を参照。なお、売掛債権に関する現状や課題を調査した報告書としては、経済産業省が委託して行った株式会社野村総合研究所「売掛債権の電子的活用に係る実態及びニーズに関する調査研究報告書」(平成 17 年 3 月)がある。

３．売掛債権の課題克服としての電子債権

前述の一括決済方式や電子手形サービスといった手形レス商品については、手形の課題を解決する金融サービスとして注目度が高いものの、その一方で、主に指名債権の譲渡として法的な構成をしていることから、二重譲渡リスクや対抗要件具備のための複雑な手続等の指名債権による課題が発生している。

このような観点からすると、売掛債権については、売掛金（指名債権）と手形（手形債権）の両方式ともにデメリットがあり、相応のコストとリスクを抱えているとすることができる。

以上を踏まえると、近時のようにＩＴ技術の発展により電子的な売買や情報交換などが一般に行なわれるＩＴ社会においては、指名債権と手形債権両方の課題を克服するような、指名債権でも手形債権でもない新しい類型の債権（電子債権）の創造が極めて有益であり、債権の発生・譲渡・消滅を電子的に完結できる新たな法制、「電子債権法（仮称）」の創設が望まれているところである。

4 . I T 社会における経済・金融インフラとしての電子債権

また、経済・金融の活性化のためのインフラ整備という側面からみても、電子債権法制の創設は、様々な課題の解決策の一つになりうるのではないかと考えられる。すなわち、

今後ますます、不動産担保と人的保証に過度に依存しない資金調達の拡充、中堅・中小企業金融の円滑化が必要であり、そのためには、売掛債権のファイナンスへの活用促進が望まれている、

企業の自律的・効率的資金循環が実現することが重要であり、そのためには企業の財務管理の効率化（C M S、一括決済方式等）が促進されることが望まれている、

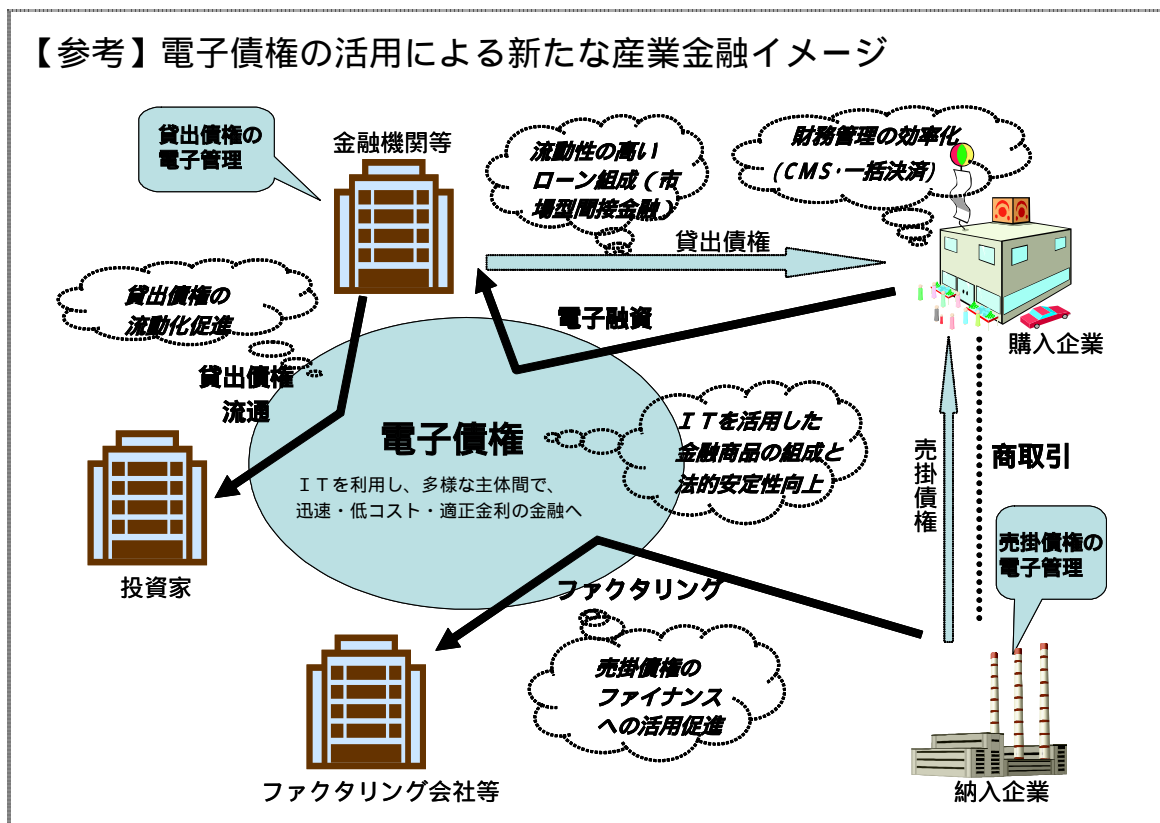
企業の資金調達手法の多様化のため、社債市場・金融機関相対貸出に並ぶ調達手法の創設・整備が必要であり、そのためには、シンジケート・ローンやローン流通市場のような市場型間接金融の整備が望まれている、

金融機関にとっても、過度に金融機関にリスクが集中しないシステムやオフバランスの仕組みの構築が必要であり、そのためには、貸出債権の流動化のための整備が望まれている、

経済社会のI T化が急速に進展する中で、商取引や金融取引等を電子的に取り扱う局面が増加している（C M S、電子融資、債権流動化、電子商取引、3 P L）が、これによる金銭債権について、電子的な取扱いに関する法的安定性が向上されることが望まれている

のであり、I T社会における経済・金融インフラの観点からも、債権の発生・譲渡・消滅を電子的に完結できる法制の創設は極めて社会的意義があると言えることができる。

【参考】電子債権の活用による新たな産業金融イメージ



５．まとめ

既存の権利の課題を克服しＩＴ社会における経済・金融インフラの構築のため、金銭債権に関する電子データに一定の効力を認め、ＩＴ社会に合致した権利を創造し、債権の発生・譲渡・消滅を電子的に完結できる、電子債権法制を創設することが望まれる。

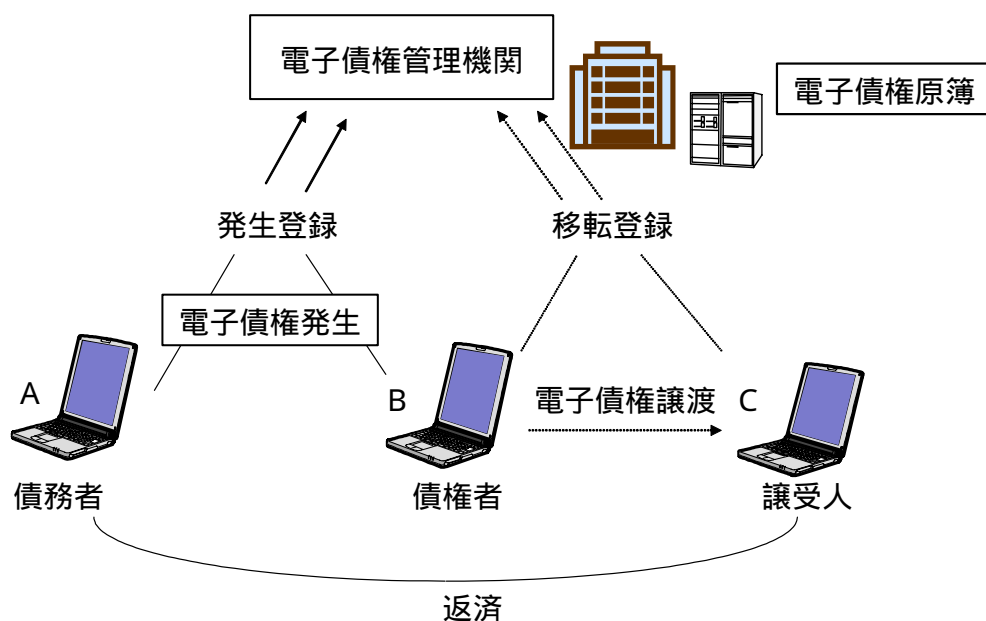
電子債権法制が創設されることにより、業務の効率化、経理事務コストの削減、売掛債権の譲渡等を活用したファイナンスの法的安定性の向上及び低コスト化が実現されるにとどまらず、債権流動化の促進や電子商取引の推進、産業金融の強化等にもつながり、経済と金融のＩＴ化とこれを通じた経済の活性化・効率化がさらに進展することが期待される。

指名債権や手形の抱える課題の克服という観点からは、売掛債権に限らず、貸出債権等、広く金銭債権全般が新しい法制の対象となることは、産業界や金融界に広く有益であると考えられる。

本ＷＧでは、電子債権制度がＩＴ社会における新しい経済・金融インフラとして経済活動において幅広く利用できるよう、金銭債権全般を対象に、前述の「電子債権について」（後掲：参考資料１）に示された電子債権のイメージを念頭に置き、その当否も含めた電子債権の具体的な在り方、経済・金融のＩＴ化の実態や電子債権法（仮称）の創設により実現が期待される電子債権を活用したビジネスモデルの在り方について検討を進めた。

【参考】「電子債権について」(後掲：参考資料１)の概要

- ✓ 低イニシャルコスト・低ランニングコストにより、債権譲渡の電子化への取組に対する法的な手助けを図る。
- ✓ 指名債権とも手形債権とも異なる類型として「電子債権」という新しい金銭債権の類型を創設することを想定。
- ✓ 電子債権は、電子債権管理機関（仮称）において管理している電子債権原簿（仮称）への登録によって発生し、また、電子債権原簿の記載を書き換えることで対抗要件を備え、電子債権原簿への記載だけを対抗要件具備の手段とすることを想定¹³。
- ✓ 複数の電子債権管理機関（民間企業）が併存し、かつ、単層構造をとる制度が望ましいとの想定。
- ✓ 電子債権のイメージは下記のとおり。



¹³ このように電子的な記録を基礎として権利を発生・譲渡等させる方式については、ＣＰのペーパーレス化に関する研究会「ＣＰのペーパーレス化に関する研究会報告書」(平成 12 年 3 月)においても検討されており、電子債権のように一定の者への電子的な記録を基礎とするものについては、「電子登録方式」と呼んでいる。

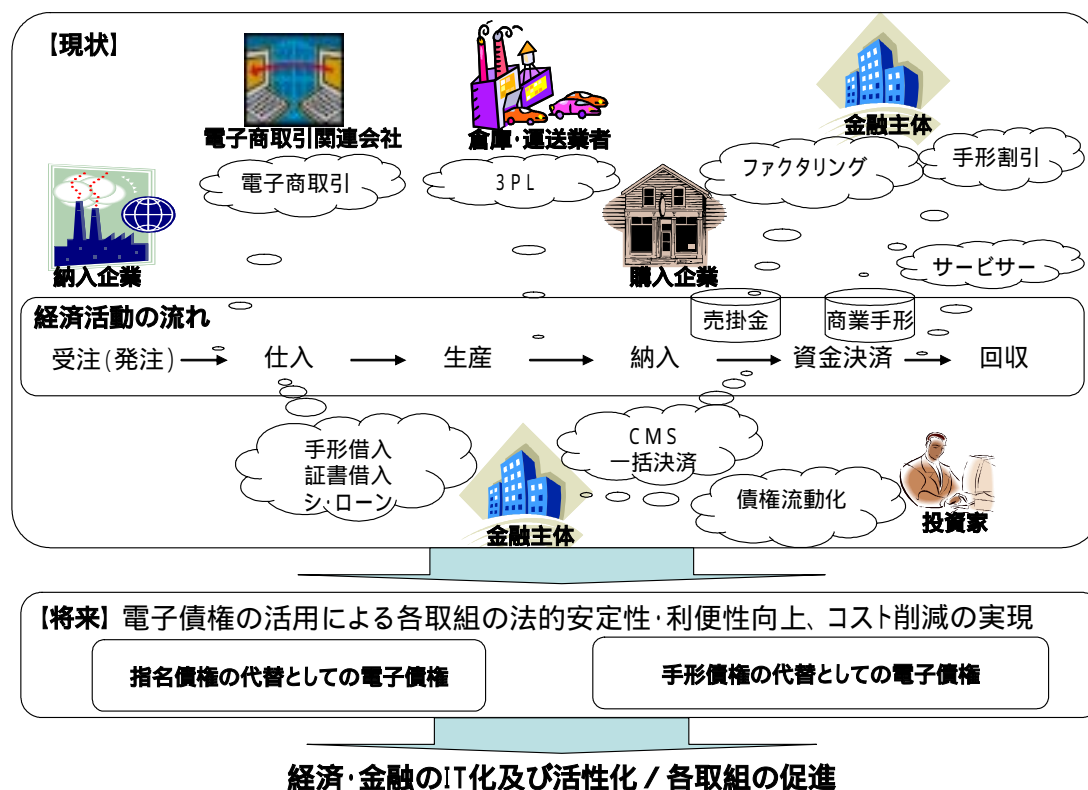
第 章 電子債権を活用したビジネスモデル

第 章で述べたとおり、電子債権については、IT 技術の進展や様々な金融サービスが展開されている現在においては、商取引、融資、資金調達や決済などのあらゆる局面で利用されることが想定される。

第 章では、将来的な電子債権のビジネスモデルの在り方を検討するために、近時着目されている先進的なサービスや電子データの活用が進んでいるサービスについて、以下の 7 つの項目に絞り、電子債権の活用可能性につき検討を進めていくこととする。

- ・ 資金決済の効率化を図る 「一括決済方式」及び 「手形の電子化」
- ・ グループ企業の債権債務関係について、グループ全体での資金効率化のために大企業を中心に組み込まれている 「CMS (キャッシュ・マネジメント・システム)」
- ・ 企業の資金調達手段である手形借入や証書借入等の電子化である 「融資の電子化」
- ・ 財務体質の強化などを目的として幅広く活用が進んでいる 「債権流動化 (特にシンジケート・ローンを中心に)」
- ・ 経済取引の中でも特に電子化が進んでおり、電子債権との親和性が高いと思われる 「電子商取引」
- ・ 商取引の流れの中で生じる物流情報を活用した在り方として、近時、国内での注目が集まっている 「3PL (サードパーティ・ロジスティックス)」

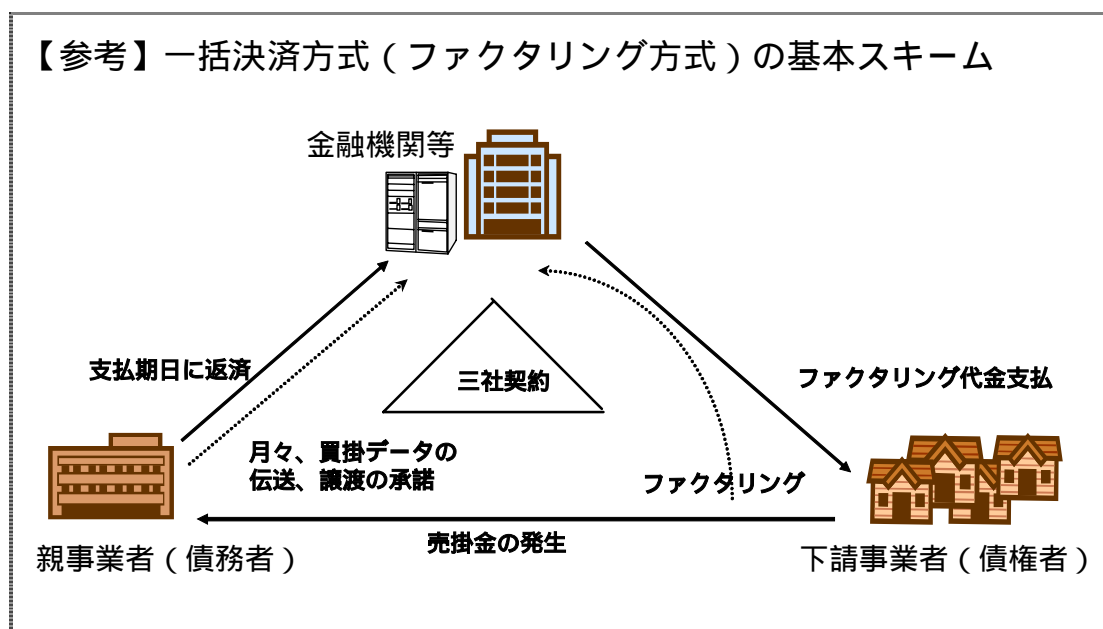
【参考】電子債権の活用の方向性



1．一括決済方式

(1) 一括決済方式の普及

一括決済方式とは、親事業者の下請事業者に対する手形振出の代替として、親事業者が金融主体に支払データを伝送し、金融主体が代わりに各下請事業者に代金を支払った上、親事業者にまとめて支払を請求する仕組みである。



第 章で述べたように手形については、社会のIT化・高度化がますます進展している現在、紛失・盗難リスク、保管・運搬コスト、印紙税の負担等から、その利用が大幅に減少している。

また、アンケート調査等においても、事業会社・金融機関ともに、手形が券面であることに負担を感じているとの結果が出ており、取引先数や取引金額が多大で、手形発行に係る業務量が大きな負担になっている大企業を中心に、手形レスに向けた動きが進んできているところである。

このような流れの中、手形に代わる支払手段として一括決済方式が考

案されたのであり¹⁴、金融機関やファイナンス事業者において提供され、取扱額も順調に伸びている。なお、一括決済方式については、現在では数兆円もの市場規模があるとされており、金融機関等からのヒアリングによると優良企業を中心に今後も拡大が見込まれるとのことである。

また、本WGにメンバーとして参加している複数の企業のほか、メーカー系のファイナンス会社、リース会社においても、一括決済方式のサービス提供は行われており、相当な市場規模を有している。また、多様な企業への一括決済方式の導入を提案し、その取扱実績も飛躍的に伸びているとのことである。

なお、一括決済方式のスキームについて、例えばファクタリング方式で見ると、金融主体に対する親事業者からの債務の通知は既に電子データによるやり取りが進んでいるなど、一定の電子化は進んでいるものの、債務者対抗要件の具備や下請事業者とのやり取りについては、依然として紙媒体を用いるケースが多いとのことである¹⁵。

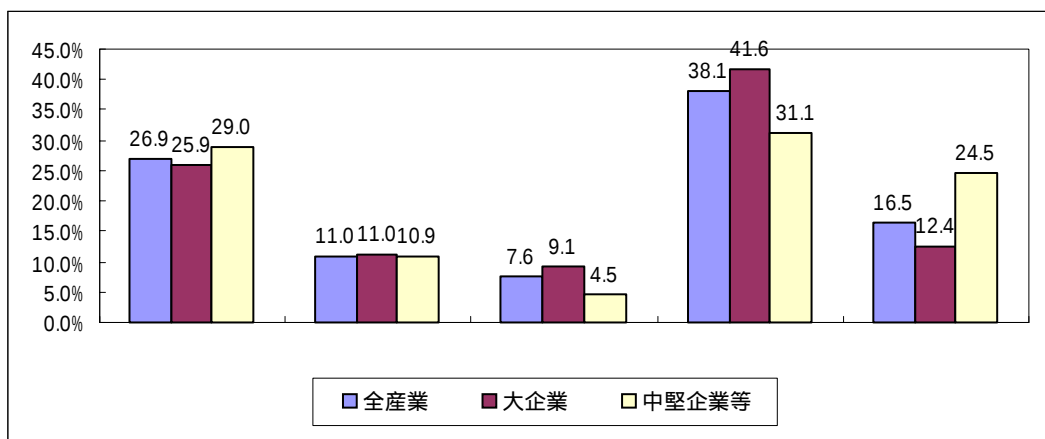
¹⁴ 「下請代金支払遅延等防止法」が適用される企業間においては、商品・サービスの納入後 60 日以内に、現金、手形、一括決済方式のいずれかの方式で決済する必要があるとされている。

¹⁵ 一部の金融機関においては、下請事業者とのやり取りに当たって、FAX等の紙媒体ではなく、インターネット等の電子媒体を活用する場合もある。

【図表】企業間信用についてのアンケート

(平成16年3月31日における経済産業省設備投資調査)

a. 手形の振出に関する方針



有効回答企業数：1,185 (うち大企業 789・中堅企業等 396)

従来より手形の振出を行っていない

過去に振出を行っていたが、現在は取りやめている

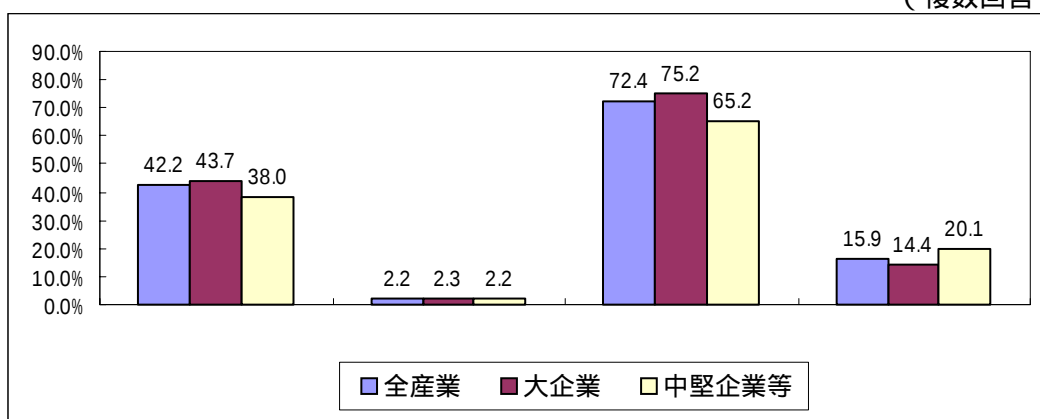
手形振出の取りやめを検討している

手形振出を続けるが、発行量の削減をする(又は検討をしている)

今後とも、従来通りの発行量、又は発行量を増加させて手形振出を続ける

b. 手形振出の取りやめ又は削減理由

(複数回答)



有効回答企業数：671 (うち大企業 487・中堅企業等 184)

一括決済方式を導入したため(又は導入する予定があるため)

譲渡禁止特約を解除するなど、自社に対する売掛債権の流動化を認めたため

(又は認める予定があるため)

印紙税や手形の保管などコストが高いため

その他

(2) 一括決済方式のメリット

一括決済方式については、以下のようなメリットがある。

親事業者（債務者）のメリット

手形発行事務の効率化

手形を利用するに際しては、当座預金口座を開設している取引金融機関から手形帳を購入することが必要であるほか、手形台帳とのチェックや取引先企業への手形郵送等の作業が発生している。また、手形発行時には手形 1 枚 1 枚に署名捺印や金額に対応した収入印紙の貼付をする必要があり、発行枚数が多ければ多いほど、手形発行事務にかかる人件費が企業の負担になっている。支払企業は一括決済方式を導入することにより、このような事務負担やコストについて削減することが可能となる。

手形貼付用の印紙代の節減

手形は課税文書であるため、その作成者が印紙税を納める義務を負っているが、手形の取扱いが多いと、印紙税負担も大きくなる。一括決済方式の場合は、手形で発生するような印紙税負担が発生しないため、その分コストが削減されることとなる。

受取企業への資金調達手段の提供

金融機関からの借入に当たっては、借入先の信用力に応じて利率が変わることが多いが、一括決済方式の場合には、金融機関が信用力を審査するのは支払企業（親事業者）である。通常の場合、一括決済方式を利用している支払企業（親事業者）は受取企業（下請事業者）よりも信用力が高いため、受取企業は自社の信用力で借入を行うよりも比較的低金利での資金調達を実現でき、親事業者としては下請事業者に対して有利

な資金調達手段を提供することができる。

| | |-----------------| | 下請事業者（債権者）のメリット | |-----------------|

受取手形管理業務の効率化

大手企業との取引の場合には、手形の受取のために支払企業を訪問することがあり、遠隔地取引の場合には集金等にかかるコストが企業の負担になっていることがある。この点、一括決済方式を導入すると、電子データやFAX等の通信により売掛債権を回収できることになるため、手形の集金や取立にかかる人件費を削減できる。また、手形の現物管理が不要となることにより、手形の紛失や盗難に関する懸念を解消することが可能となる。

領収書貼付用印紙代等の削減

手形取引の場合には、領収書に貼付する印紙代や手形取立手数料などが発生することになるが、一括決済方式を利用した場合には、手形取引により発生するこれらのコストについて削減することが可能となる。

割引事務の効率化

通常、手形割引の場合は手形を金融機関に持ち込んだり、手形内容を手形台帳に書き込んだりするなどの手間が発生するが、一括決済方式の場合には、当初契約により親事業者の支払日に全額資金化することや資金が必要になった場合に取扱金融機関にFAX等で連絡して早期資金化することが可能なため、金融機関への手形持込などの手間を削減し、事務の効率化を実現することができる。

低利の資金調達手段の確保

通常、金融機関から資金を借りる場合には、借り手企業の信用力により利率が決定することになるが、一括決済方式の場合、支払企業の信用力により利率が決定するため、通常より低金利での資金調達手段を確保することが可能となる。

(3) 一括決済方式に関する課題

一括決済方式は、メリットがある一方で、中小企業債権流動化研究会¹⁶や金融システム化に関する検討小委員会における議論の中で、二重譲渡の問題（債権譲渡登記制度の登場により、債権者である下請企業の債権が既に第三者に譲渡されているのに、親事業者や関係金融機関がこれを知らないで債権譲渡等による与信・資金供給を行うというリスクが生じていること）があるのではないかと指摘されているところである¹⁷。

ただし、金融主体・親事業者・下請事業者の三者間で締結する約款において、下請事業者が債権を二重に譲渡することが禁止されている上、親事業者と下請事業者の強固な信頼関係により、下請事業者が二重譲渡することは通常の場合では考えられないとの指摘がある。

¹⁶ 中小企業庁事業環境部長主催研究会。平成 13 年 3 月に「債権の流動化等による中小企業の資金調達の円滑化について（中小企業債権流動化研究会・最終報告）」を公表している。

¹⁷ 併存的債務引受の場合、債権譲渡ではないため二重譲渡の問題は発生しないとの見解もあるが、債務引受と債権譲渡・差押えとの競合の問題が発生する。この問題については、「金融システム化に関する検討小委員会報告書 - 電子債権について -」（平成 16 年 4 月 28 日）や慶應義塾大学法学部教授池田眞朗「債務引受と債権譲渡・差押の競合 - 一括決済方式における債権譲渡方式と併存的債務引受方式の比較を契機に -」（法学研究第 77 巻第 9 号、平成 16 年 9 月）を参照のこと。なお、同池田論文によれば、債務引受契約に先立ち、当該債権の譲渡と債権譲渡登記がされている場合については、債務引受契約に基づく弁済は無効となるとされるから、この見解によれば、債務引受方式においても、ファクタリング方式同様、先行する債権譲渡と譲渡登記の確認が必要となる。加えて、債務引受方式においては、親事業者のもとに、差押通知や債権譲渡の確定日付のある通知等があった場合には、その後の債務引受による弁済は非債弁済となるため、親事業者は一括決済の契約を締結した後も常に債権譲渡の可能性についての管理が必要となる。

しかしながら、指名債権であることに由来する二重譲渡の可能性は排除できず、また割合こそ多くないものの、債権者が二重譲渡と認識せずに親事業者に対する売掛金を他の金融機関への担保として差し入れていることなどもあるため、二重譲渡の問題を解消するために先行譲渡の登記の有無を確認することが実務的には多いとされている。

それら先行譲渡の登記の有無を確認している事業会社や金融機関からのヒアリングを通して、以下のような債権譲渡登記を巡る課題が指摘されている¹⁸。

先行登記確認の手間とコストが過大

債権譲渡登記の調査を実施するに当たっては、登記調査のコストだけでも相当額に上り、登記調査等にかかる人的コストも発生することから、これらのコストが大きな負担となっていると言われている。

法務局等での処理時間の問題

債権譲渡登記の活用が増加する昨今、債権譲渡登記を取り扱う登記所である東京法務局民事行政部債権登録課¹⁹（以下、「債権譲渡登記所」という。）の通常の処理能力を超える申請が特定の時期に集中してされることもあり、そのような場合には登記事項証明等を取得するに当たっては時間を要することがあり、事前に十分に時間を取れる場合はともかく、即時の対応が必要となるような場合においては、処理時間の問題が発生すると言われている。

¹⁸ 債権譲渡登記制度を巡る課題としては、譲渡人が法人に限定されているために個人事業主が債権譲渡に活用できないということやオンライン申請に関する事務が繁雑であるといったことも指摘されている。

¹⁹ 債権譲渡登記を取り扱う登記所（債権譲渡登記所）としては、東京法務局のみが指定されており、同法務局において全国の債権譲渡登記に関する事務を取り扱っている。

また、金融機関等の実務では営業日は原則として12月30日までであるが、債権譲渡登記所の営業日は官公庁の営業日と一致しているので、12月最終営業日処理などの場合には、対抗要件を具備できないことがあるといった点も問題であるとの指摘があった²⁰。

多数の債権譲渡登記を確認することの煩雑さ

債権譲渡登記の有無を確認するためには、下請事業者（譲渡人）の商号、住所等を商業登記簿に従って正確に把握しなければならない。しかしながら、契約時に下請事業者（譲渡人）の商業登記簿謄本、印鑑証明書等の資料を入手していたとしても、下請事業者（譲渡人）の商号や住所の変更等の可能性は排除できず、これを排除するために下請事業者（譲渡人）自らに直近の商業登記簿謄本、印鑑証明書を提出してもらおうとしても下請事業者（譲渡人）が直ちに提出してくれない場合があったり、債務者や金融機関等が自ら確認しようとしても下請事業者（譲渡人）が多数に渡ることから事実上煩雑であったりするため、譲渡人の完全な特定が事実上困難ということがある。

そのため、親事業者からの情報等により下請事業者を特定して申請した場合に出された「債権譲渡登記無し」との結果が、債権譲渡登記が無いからなのか、下請事業者（譲渡人）の情報が不正確なため登記を見つけれなかったからなのかが不明確であり、登記の有無を完全に確認できないことがあるとされている。

(4) 一括決済方式における電子債権の活用可能性

前述のように一括決済方式においては、二重譲渡の問題を回避するた

²⁰ 営業日の問題については、債権譲渡登記所のみの問題ではなく、公証人役場において確定日付を取る場合にも同じ問題が発生する。

めには、多大な手間とコストがかかる上、その場合でも完全な問題解決をすることは困難であるとの指摘があることから、電子債権法（仮称）の立法化により、二重譲渡が発生する可能性がなく、債権譲渡登記の確認が不要である「電子債権」を創設することは、一括決済方式の利便性や法的安定性を向上する上で有用なのではないかとの提言があった。

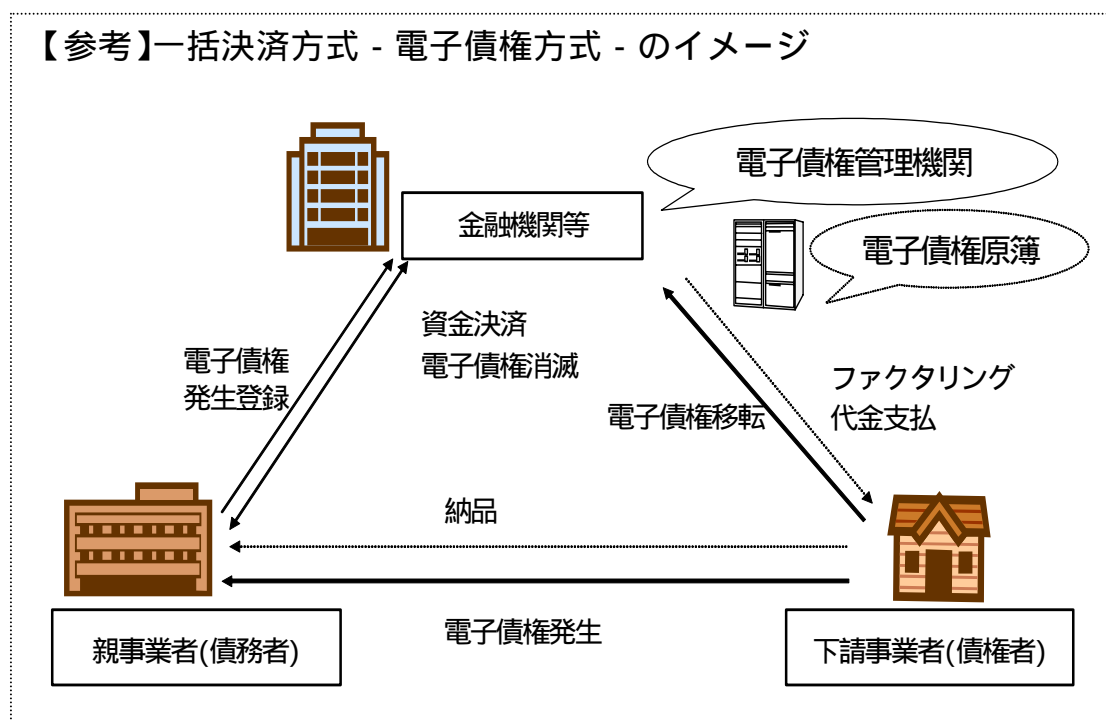
電子債権を活用することで想定される具体的なメリットとしては、二重譲渡、二重払いリスクの回避、 先行譲渡確認に関する繁雑な事務手続やコストの削減、 金融機関等が対抗要件を具備するための事務手続やコストの削減などが考えられる。

■ 一括決済方式 - 電子債権方式 - のイメージ

一括決済方式においては、親事業者（債務者）から、金融機関やファイナンス事業者に対して、自社の債務額及びそれに対する債権者等に関するデータが送信されているが、金融主体が電子債権管理機関となり、親事業者から送信されてくるデータを電子債権原簿に保管することで電子債権として債権債務関係の管理が実現すると考えられる。

また、金融主体が下請事業者から債権の譲渡を受ける場合などには、電子債権原簿の内容を書き換えることで、適正に債権譲渡が実現できることとなり、確定日付のある通知・承諾等、自らの債権譲渡における対抗要件の取得や、債権譲渡特例法に基づく先行登記の有無の確認等の事務をする必要がなくなることが期待される。

【参考】一括決済方式 - 電子債権方式 - のイメージ



(5) 一括決済方式から見た電子債権の在り方

一括決済方式に電子債権が利用される場合を想定すると、電子債権の機能や在り方について、以下のような点が指摘できる。

一括決済方式における金銭債権の発生・譲渡の手続の流れを踏まえると、電子債権の発生については、債権者が事前に債権の発生と譲渡に関する包括的同意を与えておき、その後に、債務者が電子債権原簿への登録を申請（データ伝送）することで電子債権の発生・譲渡が行われるような方式が認められることが望ましい。

また、一括決済方式においては、少なくとも親事業者（債務者）と金融主体の情報のやり取りについては、インターネット等の電子的手段によっていることから、電子債権の登録申請について、電子的手段によることを一律に要求することに対する抵抗感は低いと思われる。

電子債権の利用者については、下請事業者（債権者）の中には個人

事業主等も含まれていることから、法人格による利用限定は望ましくない。

譲渡の際には、支払金額が確定しており、債務者から異議をとどめない承諾を得ていることから、電子債権についても、いわゆる「人的抗弁の切断」が認められることが望ましい。

一括決済方式の場合は、仮に親事業者（債務者）が倒産しても、金融主体（譲受人）は下請事業者（譲渡人）に対し遡求・求償しないこととされていることから、いわゆる「買戻義務・遡求義務」については特に必要とは考えられない。

優良な大企業に対する下請企業の持つ売掛金を、当該大企業が提携している金融機関に対し譲渡するとの構成からすると、善意取得や、電子債権の不払いの場合の裁判制度については、特に定められなくとも不都合はないと思われる。

一括決済方式については、金融機関以外にもファイナンス事業者も多数提供していることを勘案すると、電子債権管理機関について業態による制限を設けることは、商品について法的な差別化が生じるおそれがあるので、業態による制限を設けることは望ましくないのではないか。他方で、一括決済方式の場合は、電子債権管理機関は自己の管理する電子債権の譲受人となって自らが債権者になることから、信頼性、厳格性を備えた参入要件を定めることも必要ではないか。

2．手形の電子化

(1) 手形の電子化に向けた取組

一括決済方式と同じく手形レス商品として開発された電子手形サービスは、一括決済方式が原則として親事業者と下請事業者、金融主体の三者間にとどまっているのとは異なり、さらに多数の主体間での債権の転々流通を実現するために考案されたサービスであり、手形機能を電子的に実現しようとするものである。

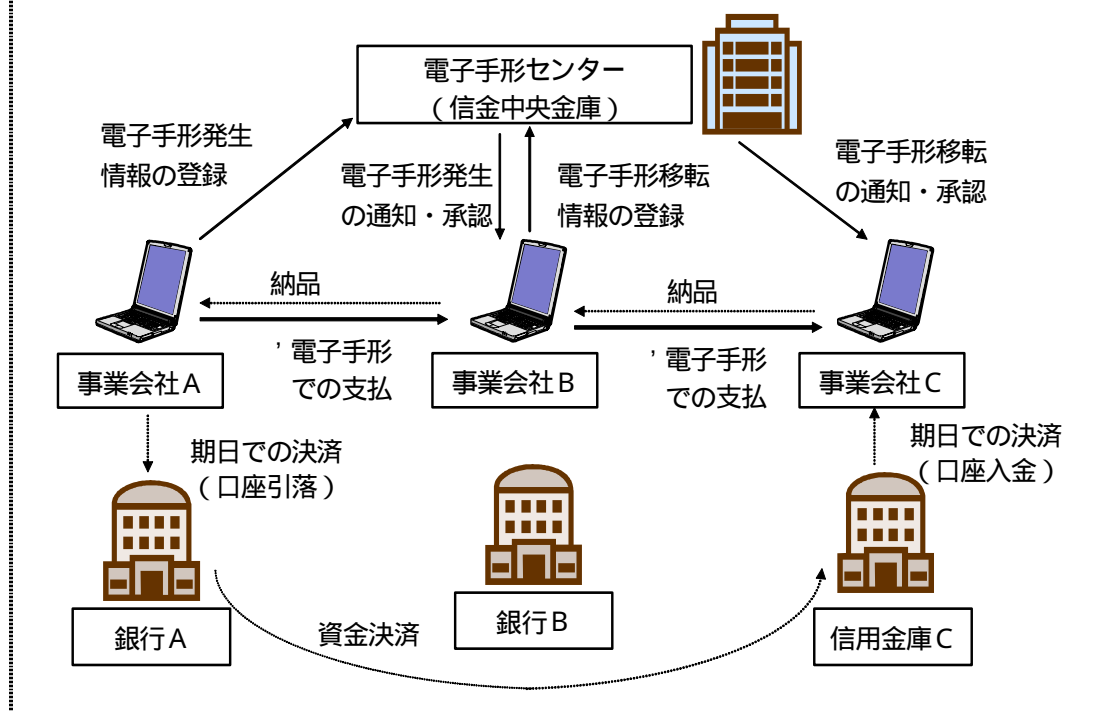
具体的には、企業のパソコンからインターネットを通じて、電子手形取引システムにアクセスし、手形に模した画面に必要事項（支払金額・受取人参加者番号・支払期日・取扱金融機関等）を入力し、そのデータを電子手形取引システムに対して発信する仕組みである。

電子手形サービスについては、平成 16 年 8 月に社団法人沖縄県銀行協会の決議に基づき、同年 12 月から沖縄県内において電子手形導入実証実験が開始されているところであり²¹、沖縄県庁や日本銀行那覇支店の協力のもと、125 社の事業会社が参加し、実際に約束手形の代わりに「電子手形」を利用するなどしている²²。

²¹ 電子手形導入実証実験の期間は、平成 17 年 3 月 31 日までとなっている。

²² 電子手形導入実証実験に取り組んでいる金融機関では、本実証実験は実験期間を設けていることから、参加を呼びかける企業については広く一般に勧誘せず、一定以上の信用力のある企業などに限定している。

【参考】沖縄県における「電子手形導入実証実験」イメージ



(2) 手形の電子化のメリット

電子手形サービスについては、沖縄県の電子手形導入実証実験を進める中で、主なメリットとして以下のような点が挙げられている。

手形の運搬コストが不要

電子手形導入実証実験に取り組んだ沖縄県は、主要な幹線に限られていることから、特定日には予想外の交通渋滞が発生することがあり、また幾つかの島々で成り立っていることから、手形の運搬に関するコストや手間が大きくなっているのではないかとの問題意識があった。この点について、同サービスの利用企業間であればインターネット上でのデータのやり取りにより手形同様の企業間信用を有する支払が可能な上、手形割引や手形取立の際に必要な金融機関への手形の運搬コストも削

減できる点がメリットとして挙げられている。

なお、手形交換所の統廃合が進む中、金融機関においても手形交換所への手形持込の負担も増加しており、手形の運搬コストの解消等の観点から、全国銀行協会においてもチェック・トランケーション²³について検討されたことがあり、手形の運搬コストの解消に対する社会のニーズは大きいものと思われる²⁴。

印紙税が不要

一括決済方式と同じく、電子手形サービスについても電子データによるものであることから、印紙税の負担の削減につながるなどのメリットが指摘されている。

(3) 手形の電子化に向けた実務上の課題

電子手形サービスについては、メリットがあるものの、法的構成が手形債権ではないことから、一括決済方式と同様の二重譲渡に関わる問題があり、特に「電子手形」の発生・譲渡にあたっては、一括決済方式では可能な個別の先行登記の確認を行うことが実務上困難であることも課題の一つに指摘されている。

²³ チェック・トランケーションとは、手形・小切手の現物の呈示は行わずに、手形・小切手を受入銀行にとどめ置いたままで、当該手形等の電子データ（振出人の口座番号や金額等のデータ）を受入金融機関から支払金融機関に通信手段を用いて伝送することにより、手形・小切手決済を処理すること。詳細については、金融法務研究会「チェック・トランケーション導入にあたっての法的課題の再検証」（2002年10月）を参照。

なお、全国銀行協会においても、平成15年3月に「手形交換業務の合理化に関する提言」が取りまとめられ、電子手形には手形発行費用にかかるコスト削減、債権管理業務の効率化、手形管理業務の合理化を期待できるとして、全国銀行協会としての取組について検討することが提言されている。

²⁴ 米国においても、2001年9月11日に発生した同時多発テロ事件の後、連邦航空局が数日間、国内の航空機を原則としてすべて飛行差止めとされ小切手の運搬に支障が生じたことがあり、そのような反省に立ち、2003年10月28日に小切手をデジタル画像化して電子処理する「チェック21法」（略称）が立法化されている（2004年10月28日施行）。

そのほかにも、手形の機能を完全に実現できていないことによる次のような課題があるのではないかとされている。

不渡り時の訴訟制度

手形の場合には、法律により簡易な手形訴訟が存在しているが、「電子手形」は手形ではないため、手形訴訟は利用できず、不渡り時には民事通常訴訟手続を行う必要がある。民事通常訴訟は、手形訴訟に比べて手間がかかるため、手形の利便性が損なわれているのではないかとこの指摘がある。

支払遅延等防止措置の強制力

手形の場合には、不渡りになると金融機関との取引が停止され、実質上、倒産に至るケースが多いため、債務者に対する支払の強制力が非常に強いものとなっている。

一方で、電子手形サービスの場合には、電子手形サービス加盟金融機関にはその不渡りが通知されるものの、加盟していない金融機関にはその事実が通知されず、また銀行取引約定書にも期限の利益喪失事項として記載されていないため、債務者企業は、電子手形サービス加盟金融機関以外とは依然として取引を行うことが可能となっており、その支払に対する強制力が手形と比較すると弱いとの指摘がある。

利用者の範囲

手形については、高度な転々流通性が確保されており、企業や金融機関が受取を拒まない限り、誰にでも権利を移転させることが可能であるが、電子手形サービスについては当事者間の約款により様々な規定を定めていることなどから、事前に契約を締結している金融機関や企業とし

か「電子手形」を流通させることができない。そのため、手形に比較して利便性が低いとの指摘がある。

また、約款で多くの内容を定めることは、企業から理解が難しい商品として敬遠されやすいため、利用者の範囲を広げる上でも制限があるとの指摘もある。

(4) 手形に類似した機能を有する電子債権の活用可能性

前記以外にも、電子手形サービスについては、税制上で手形に認められているような償却処理²⁵がないことなど、手形ではないことによる課題が発生していると指摘されており、手形機能を電子的に実現したいというニーズは高いものの、現行法制下における約款での対応には限界があると思われる。

そのため、電子債権法（仮称）により、現在の統一手形用紙に基づく手形のような資金決済手段として利用できる電子債権（手形法上の手形のうち、資金決済手段としての利用ができる統一手形用紙に基づく手形の代替としての電子債権について、以下では「決済型電子債権」と呼ぶ。）の創設が、新たな電子的な支払手段を実現する上で重要なのではないかと指摘があった。

また、そのような決済型電子債権の創設は、電子的手段による手形の代替的な機能の実現が法的に基礎付けられることになるので、次世代の企業間の資金決済手法として期待するところは大いのではないかと意見があった。現行の手形交換制度による決済については、支払金融機関が支払額を事前に予測できず、決済の完了を確保する仕組みも設け

²⁵ 企業が保有する手形について手形交換所による取引停止処分が生じた場合には、法人税法 52 条 1 項、法人税法施行令 96 条 1 項 3 号及び法人税法施行規則 25 条の 3 において、金銭債権の 100 分の 50 に相当する金額について無税にて償却できるとされている。

られていない(参加者が決済不能となった場合には、「繰戻し」²⁶ 手続によらざるを得ない。)といった問題があるが、決済型電子債権の決済について内国為替の利用が実現すれば、このような問題点の解決にもつながるのではないかと考えられる。

■ 決済型電子債権のイメージ

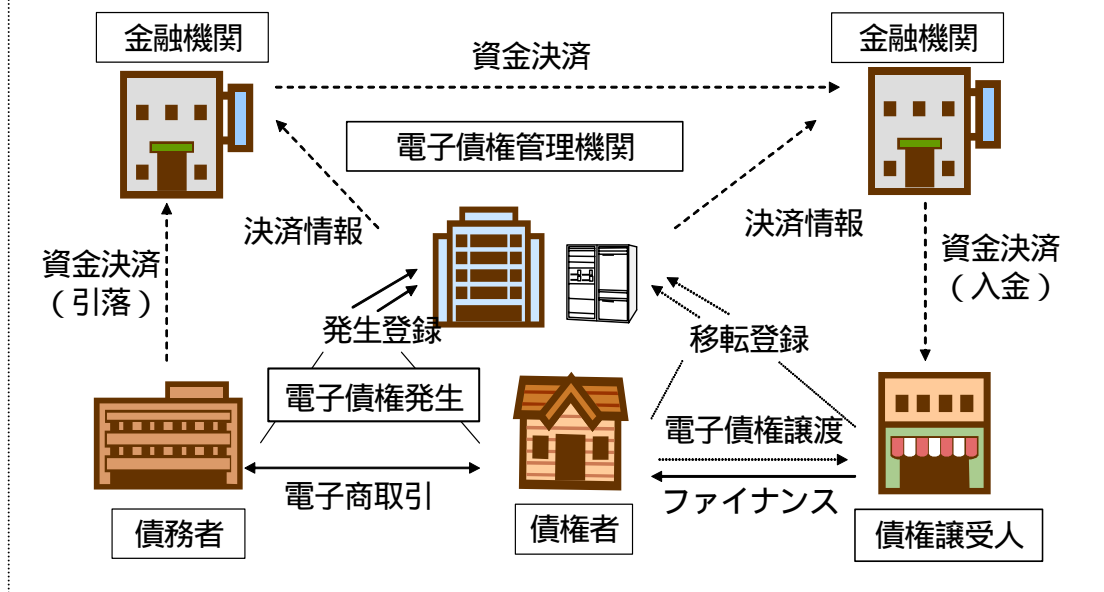
法的安定性が高く、債権譲渡を簡便な手続で実現できる電子債権について、預金取扱金融機関の当座預金口座等と結び付け、民間により不渡処分を定めることにより、手形と同様の機能を持つ資金決済手段が実現できるのではないかと指摘がある。

また、決済型電子債権が実現されることで、例えば電子商取引との連携により一連の流れがすべて電子化されることになり、効率的な経済活動が実現できるのではないかと指摘もあった²⁷。

²⁶ 参加者が決済不能となった場合に、当該参加者に係る手形の入金・引落しをすべて取り消した上で、交換戻の再計算を行い決済すること。

²⁷ 電子商取引サイトとの連携による手形を代替するような決済商品の開発については、過去に一部の金融機関で検討されたこともあるが、電子的に手形機能を実現するような法律が無かったために、その導入を見送ったことがある。また、企業間電子商取引における電子的な決済手段に関する検討としては、電子商取引推進協議会電子決済WG SWG-B「企業間電子決済の課題抽出と普及策の提言」(平成12年3月)や財団法人金融情報システムセンター「電子決済研究会報告書」などがある。

【参考】決済型電子債権のイメージ



(5) 決済型電子債権から見た電子債権の在り方

電子債権が手形のように取引の資金決済手段等として利用される場合（決済型電子債権）を想定すると、電子債権の機能や在り方について、以下のような点が指摘できる。

電子債権の機能については、手形の機能（人的抗弁の切断、買戻義務・遡求義務、善意取得）を代替することを基本として検討する必要がある。ただ、その場合に、手形の裏書譲渡が実務上どの程度活用されているかといった手形の利用実態²⁸、あるいは企業間信用の在り方を踏まえた上で具体的に検討すべきとの意見があった²⁹。

²⁸ 沖縄県での前記調査事業におけるヒアリングによれば、ヒアリング対象の手形利用企業（約 100 社）の 35%程度が受取手形を裏書譲渡して支払（回し手形）に利用しているとのことであった。

²⁹ 韓国で 2004 年 3 月に成立した「電子手形の発行及び流通に関する法律」では、電子手形の最大裏書回数は 20 回との制限を設けている。財団法人国際経済交流財団「海外金融機関等の電子金融取引の先進的事例に関する調査研究」（平成 16 年 3 月）115 頁参照。

電子債権の利用者については、手形の利用者には個人事業主等も含まれていることから、法人格による利用限定は望ましくない。

手形については、分割して譲渡することができないため、割引や裏書をする際に実際に必要な資金額との差異が生じるという課題があるほか、そのような課題を解決するために振出先があらかじめ金額を分割して、複数枚の手形を振り出すという手間をかけていることがある。また、これらの課題を解決するために電子手形サービスや一部の一括決済方式では、一定の範囲内での分割譲渡を認めており、これらの観点からも電子債権の分割や一部譲渡が可能となることが望ましい。

実務上、電子債権がいわゆる手形割引のような形式でファイナンスに幅広く利用されるためには、電子債権についても手形同様に簡易迅速に権利を実現できる訴訟手続が整備されることが望ましいとの指摘があり、前記調査事業においても金融機関等からも同様の指摘がされている。

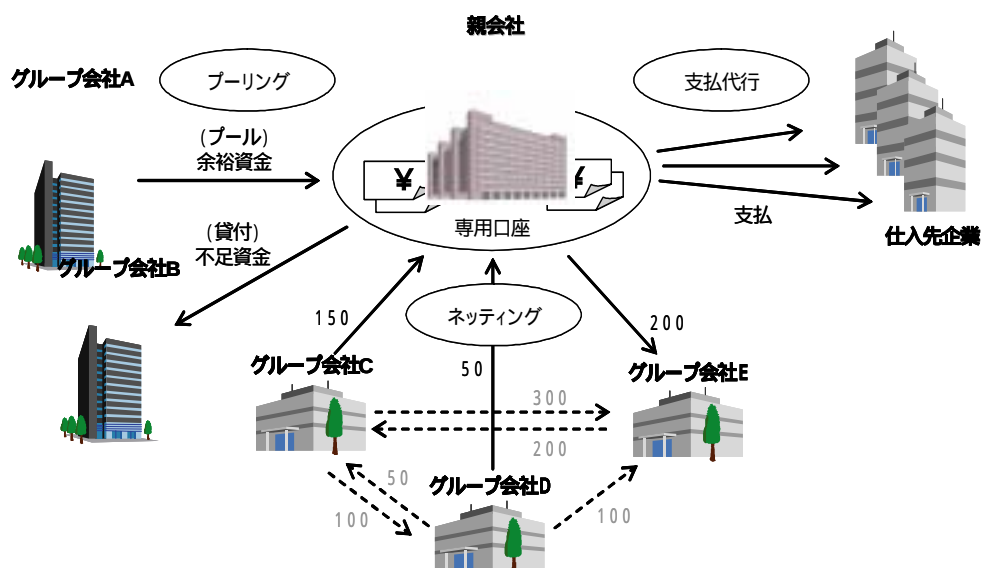
弁済期についてどの程度長期のものまで認めるかについては、利用者の便宜の観点に加え、決済不能リスク管理の観点からの検討が必要との指摘があった。

3．CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）

(1) CMSの普及

CMSとは、グループを形成する企業に対して、コンピュータや通信回線などのITインフラを用いて資金の一元的な管理・運用を提供するサービスの総称であり、親会社や金融子会社に専用の口座を設けてグループ企業の余裕資金をいったん集約し、運転資金などが不足する企業に貸し出すものである。CMSの代表的な機能については、プーリング³⁰、ネットティング³¹、支払代行といったものがある。

【参考】CMSの基本イメージ



(出典) 日立キャピタル証券株式会社取締役社長佐藤良治(本WGメンバー)「CMS/EDIにおける電子債権の活用について」(第3回電子債権を活用したビジネスモデル検討WG資料・平成17年1月27日)

³⁰ プーリングとは、グループ企業の資金管理を一元化する仕組みであり、あるグループ企業の余剰資金を他のグループ企業の借入金返済に充当することで、グループ全体の負債を削減し、総資産を圧縮することが可能となる。

³¹ ネットティングとは、グループ会社相互の債権・債務を相殺し、差額だけを決済する手法であり、決済回数を大幅に削減することができ、決済手数料の削減などが実現できる。なお、2者間の相対による債権・債務の相殺(バイラテラル・ネットティング)を行う場合と、3者以上で債権・債務の相殺(マルチラテラル・ネットティング、ネットティング・センター

CMSについては、景気低迷やデフレが継続する中、資金の一元管理を通じて金利負担を軽減しようとの狙いや連結経営の重要性の高まりなどから、大手グループ企業での導入が進んでいたが、近時では、比較的資金量の小さいグループ企業においてもCMSの導入が増えてきていると言われている。

(2) CMSのメリット

CMSでは、支払代行としてグループ全体の支払事務手を集中することにより、グループ全体の財務関連業務を効率化することが可能であるとされている。また、親会社又は金融子会社において一元的にグループ企業間の債権債務関係を管理することになるため、グループ会社に対する管理も効率化できるとされている。

CMSについては、導入企業において、具体的には次のメリットがあるとされている。

バランスシートの圧縮

CMSでは、プーリング機能により、例えばあるグループ企業の余裕資金を他のグループ企業の借入金返済に充当することで、グループ全体の負債を削減することができ、バランスシートの圧縮が可能である。なお、グループ全体の負債を削減することにより、金融機関に対する支払利息を削減することもでき、金融収支の改善にもつなげることが可能であるとされている。

手数料等の削減

CMSでは、ネットィング機能によりグループ会社相互の債権・債務

機能が必要)を行う場合とがある。

を相殺し、差額分だけを決済することで、決済回数の大幅な削減や決済手数料の削減などを実現することができるとされている。

(3) C M Sの実務上の課題

C M Sは現在ますます普及し発展していると言われているが、大量の企業間の債権を企業内銀行に対する債権へと置き換えて効率的に相殺処理するようなケースでは、債権の質が変質してしまうほか、一社でも倒産が発生した時に繰り戻しの問題が発生すること、相殺について破産法での取扱いが不明瞭であり相殺否認の可能性があること、企業内銀行の倒産に関するリスクを回避するためにその信用力が高くなければならないことなどの課題も包含しているとの指摘がある。

(4) C M Sにおける電子債権の活用可能性について

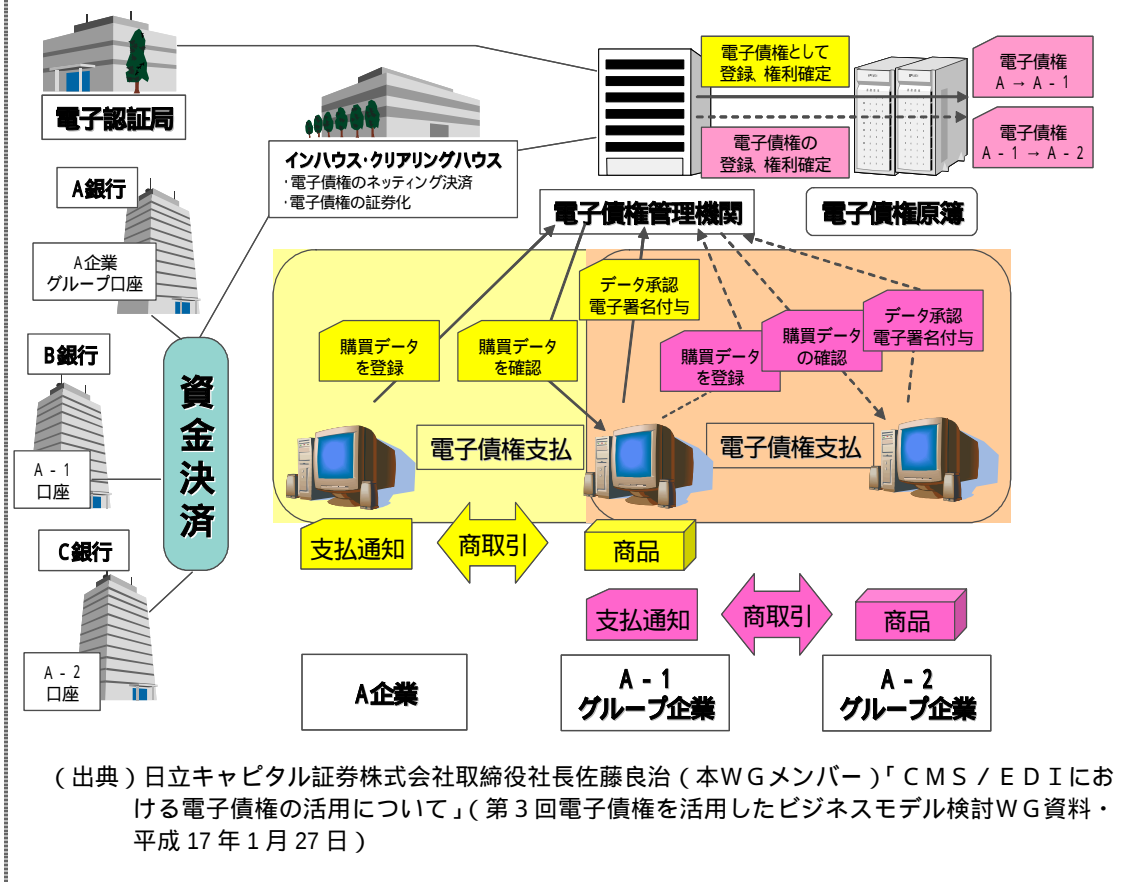
C M Sについては、グループ企業間の債権債務関係を電子データにより管理していることが多いため、電子債権の活用に対する親和性が高く、グループ企業の債権を電子債権として統一的に管理し、それらを相殺して処理し、残った債権について企業内銀行が支払うなどの仕組みをとることで、グループ全体の財務管理の効率化が図れるとの指摘があった。なお、この点については、C M Sがグループ企業間での債権債務関係の処理であることからすれば、実務的にはあえて第三者対抗要件を考慮する必要性は乏しいのではないかとの指摘もあった。

■ C M S - 電子債権方式 - のイメージ

従来、親会社や金融子会社などの企業内銀行部門が担ってきた役割を電子債権管理機関が担うことにより（C M Sの主体が電子債権管理機関になることにより）より簡便かつ法的安定性をもって債権債務関係を

管理できるようになるのではないかと指摘がなされた³²。

【参考】CMS - 電子債権方式 - のイメージ



(5) CMSから見た電子債権の在り方

CMSに電子債権が利用される場合を想定すると、電子債権の機能や在り方について、以下のような点が指摘できる。

電子債権の利用者については、CMSの場合には、個人が対象に含まれていることはほとんどないと思われるため、個人まで対象としな

³² 一括決済方式とCMSについては、グループの財務管理の効率化のため、今後ますます融合が図られていくとの指摘もある。

くとも特に不都合はないと思われる。

C M S においては、グループ会社間の情報のやり取りについて E D I 等を活用しているケースが大半との指摘があることから、電子債権の登録申請について、電子的手段によることを一律に要求することに対する抵抗感は低いと思われる。

C M S は、グループ企業間での資金の一元的な管理であることから、買戻義務・遡求義務、善意取得などの譲受人保護制度、簡易な裁判制度については、定められなくとも特に不都合はないと思われる。また、電子債権の閲覧についても、グループ企業のみが閲覧できればよく、公示のような機能が必要とされると、かえって C M S には利用しにくくなるとの指摘があった。

4．融資の電子化

(1) 電子融資に対する取組

近時、一部の大手銀行を中心に電子融資（金融機関と顧客とがインターネット等を活用して融資契約を締結するなど）に関する取組が始まっている³³。これは、証書借入や手形借入に発生する印紙代の削減や借入関係書類の店頭への持込み等の手間やコストを削減するために、借入金額が大きく、頻繁に借入が発生する企業に対する金融サービスとして取り組まれているものである。現在のところ、市場は成長途上にあるが、近い将来、多くの金融主体により提供され発展していくのではないかと指摘があった。

そして、電子債権については、このような電子融資にも利用できるようにすることが、貸出の利便性を高める上で重要なのではないかと指摘がなされた。

(2) 電子融資における電子債権の活用可能性

相対の融資取引において電子債権を活用して融資を電子化した場合の借入企業及び金融主体のメリットとしては、次のようなものが考えられる。

なお、電子債権については債権譲渡の法的安定性を高めるものであるため、貸出債権の流動化の場合にはさらなるメリットも期待されるところであるが、債権流動化におけるメリットについては次節において詳述することとする。

³³ 一部の大手銀行においては、大企業向けを中心に既に数千億円規模の電子融資の実績を出している。

借入企業（債務者）のメリット

借入事務手続の効率化

現在、借入に当たっては、金融機関宛の単名手形あるいは金銭消費貸借契約証書を金融機関の店頭に持参する（あるいは金融機関職員が事業所を訪問し、それら書類を受領する）ことが必要であるが、電子債権であれば電子データの送信により借入が実現することが想定されるので、借入事務手続に関する手間やコストが削減できるのではないかとこの指摘がある。

また、電子債権について、事業会社の経理システム等との連動が図れるのであれば、借入関係書類や債務金額・支払時期などに関する効率的な管理も実現可能なのではないかとこの指摘もなされた。

印紙税の削減

手形借入・証書借入ともに印紙代が発生するが電子的な借入であれば、この印紙税が発生しないために、コストの削減につながるのではないかとこの指摘があった。

金融主体（債権者）のメリット

貸出債権管理の効率化

金融主体では、契約書類とは別にデータにより債権を管理していることが多いが、電子債権であれば一元的に管理できることにより、貸出債権の管理を効率化できるとこの指摘がなされた。

また、現状では、借入関係書類などについて支店毎に管理していることが多いが、電子データになると本部で一括して管理するなど与信先への債権管理が効率化されるのではないかとこの指摘もなされた。

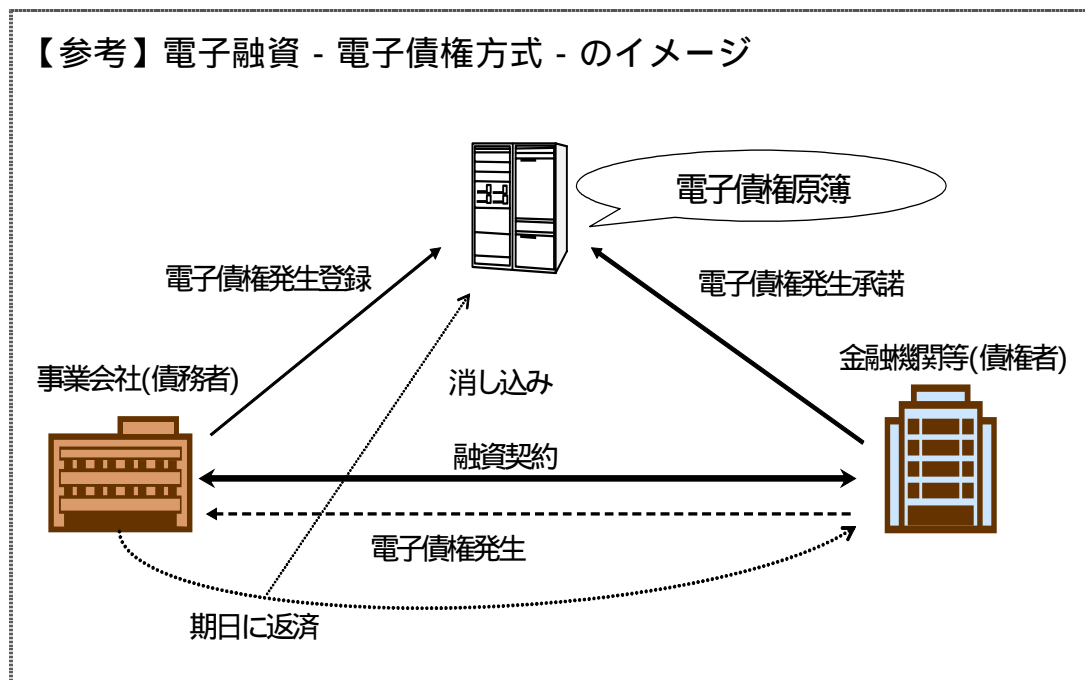
新たな営業基盤の確保

現在、本人確認や担保実査などの問題に加えて、借入関係書類の現物の移動などの問題があったために、支店や出張所のない地域の企業との取引は困難であったが、電子債権を活用すれば、借入関係書類のデータが電子的に管理できることにより一部の課題が解決できるほか、複合的なサービスの在り方によってはその他の問題の軽減も可能となるのではないかと指摘があり、そのような場合には、地理的状況に関係なく顧客を確保するなどの新たな営業基盤確保につながっていく可能性があるのではないかと指摘があった。

■ 電子融資 - 電子債権方式 - のイメージ

電子債権を活用した電子融資の場合には、借入を希望する企業（債務者）から、金融主体に対して借入の申込みを行い、金融主体の審査の結果で承認されれば、手形や金銭消費貸借契約証書の代わりに電子債権を電子債権管理機関に登録することでエビデンスが得られることから、現物の移動や印紙代などの借入に関わる諸コストを削減することが可能となると思われる。また、前述の決済型電子債権と結び付くことで、電子融資の支払強制力等が担保されるのではないかと指摘がある。さらに、将来的な方向性として、企業が借入条件などを電子債権管理機関に開示し、それに金融主体が応札することで、最も有利な条件での資金調達を実施することなども実現されるようになるのではないかと（電子債権市場）との指摘や電子融資に対する電子的な信用保証の付与ができることが望ましいとの指摘もあった。

【参考】電子融資 - 電子債権方式 - のイメージ



(3) 売掛債権担保融資における電子債権の活用可能性

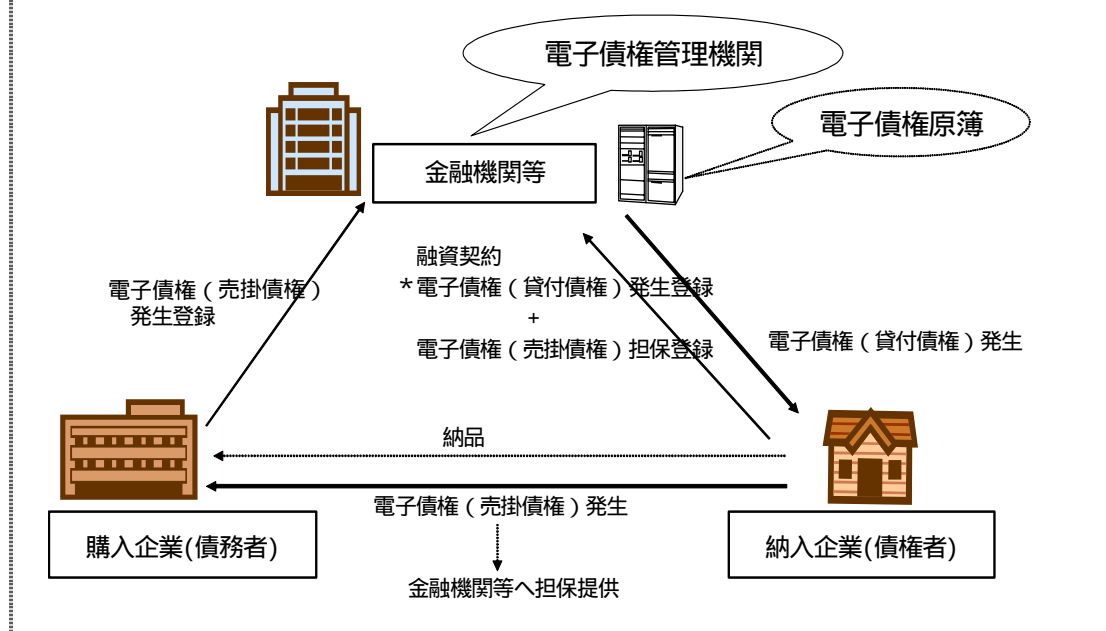
さらに、前述のような電子融資の発展した活用方法として、売掛債権の電子化との複合による、売掛債権（電子債権）担保電子融資も考えられるのではないかと指摘があった³⁴。また、この点については、電子債権を活用すれば債権譲渡等が簡便になることから、例えば売掛債権担保融資保証制度の活性化にも資するのではないかと意見もあった³⁵。

これは、現行の売掛債権担保融資保証制度について、権利を疎明するための提出書類の多さや事務の繁雑さが企業の利用上の課題となっている側面があるが、電子債権を活用することでそれらの課題が解決できるのではないかと期待するものである。

³⁴ 電子債権を譲渡担保にして通常の（電子債権によらない）融資を行うことも考えられる。

³⁵ 電子債権の仕組みの導入による売掛債権担保融資保証制度の一層の活用については、商工組合中央金庫組織金融部担当部長兼法務室長中村廉平（本WGメンバー）「電子債権法制の検討に期待する」（季刊事業再生と債権管理 2004 年 10 月 5 日）において詳述されている。

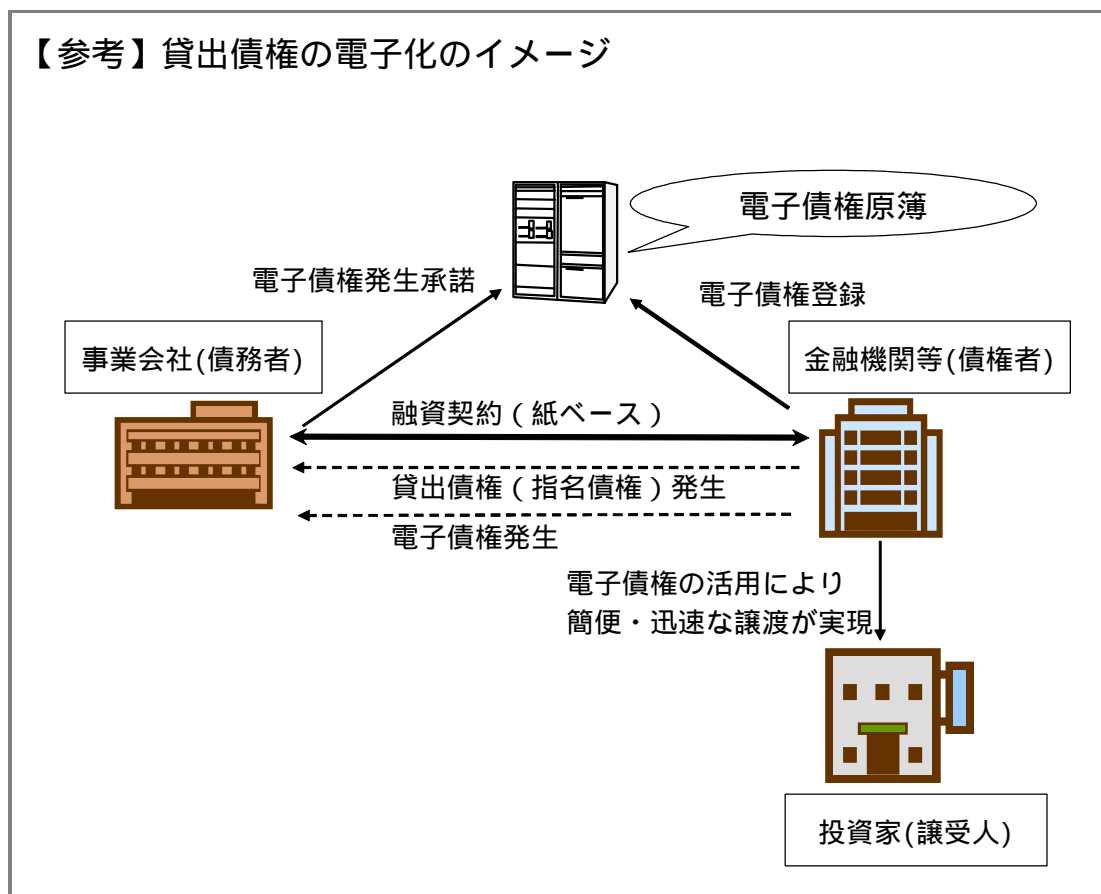
【参考】売掛債権（電子債権）担保電子融資のイメージ



(4) 貸出債権の電子化、手形貸付の電子化

前記に加え、融資契約自体は書面で行いつつ、将来の貸出債権流動化に備えて貸出債権を電子債権として管理する（貸出債権の電子化）あるいは、融資の際に手形を徴求する融資形態の代わりに、融資の際に前述のような決済型電子債権を徴求する（手形貸付の電子化）といった形態も考えられるとの指摘があった。

【参考】貸出債権の電子化のイメージ



(5)融資の電子化から見た電子債権の在り方

融資に電子債権が利用される場合を想定すると、電子債権の機能や在り方について、以下のような点が指摘できる。

企業向け融資の対象については、法人だけでなく個人事業主等も含まれていることから、法人格による利用限定は望ましくない。また、融資については消費者ローンや住宅ローンのような個人(消費者)向けのものも考えられるので、幅広い活用という観点からは個人(消費者)も対象とした方が望ましいとの意見はあるが、その一方で消費者保護や個人情報保護の観点から、個人については別異の配慮が必要と

の指摘もあった。

融資に当たっては、元金均等返済³⁶や元利均等返済³⁷といった返済条件のほか、固定金利・変動金利といった金利条件、さらには近時はコベナンツ³⁸など多種多様な条件を付けることが多いため、このような条件についても実務上対応できるような柔軟性を確保することが望ましい。

融資に当たっては、債権保全上の観点から、電子債権に対して保証を付したり抵当権等の対象とできる方が望ましい。また、売掛債権(電子債権)担保融資のような活用方法も考えられることから、電子債権を担保として取得できるようにすることが望ましい。

証書貸付の場合には、現在も手形訴訟のような簡易迅速に権利を実現できる訴訟手続が整備されていないが、手形貸付や手形割引のようなファイナンス形態を想定すると、電子債権についても手形同様に簡易迅速に権利を実現できる訴訟手続が整備されることが望ましい。

貸出債権の電子化のようなスキームなどを考えると、債権者である金融機関等が債務者から委任を受けて電子債権の登録を行うことも考えられるので、電子債権の登録申請に当たっては、債務者の承認の下で債権者が登録することもできる仕組みとすることが望ましい。

³⁶ 元金均等返済とは、元金を毎回均等に返済するとともに利息を毎回支払う返済方法のこと。返済していくにしたがって借入残高が減り、支払う利息額も減っていくので毎回の返済額(元金返済額+利息支払額)も減少していく。

³⁷ 元利均等返済とは、毎回の返済額(元金返済額+利息支払額)を均等にする返済方法のこと。

³⁸ コベナンツとは、融資契約における借入人の誓約事項のことであり、借入人に対するモニタリングや経営規律付けの手法のひとつである。コベナンツとして定められる一般的な条項としては、報告・情報提供義務条項、担保制限条項、資産譲渡制限条項、財務制限条項、格付維持条項、事業維持条項等がある。

5．債権流動化

(1) 債権流動化の普及及び基本スキームについて

近年、企業においては保有資産を活用した資金調達手段の多様化や、資産のオフバランス化によるバランスシートのスリム化と財務体質の強化、金融機関においては自己資本比率規制対策のみならず、ポートフォリオマネジメントや資本の有効活用などを目的として、債権や不動産等の資産を流動化・証券化する手法が広く活用されるようになっている。

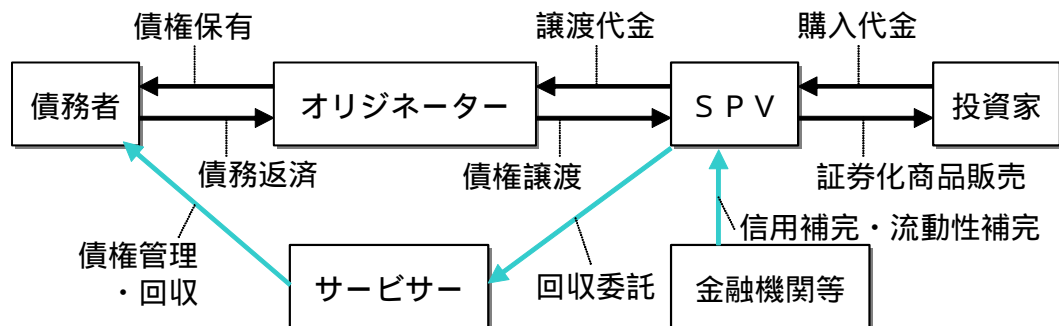
これら流動化・証券化商品は、裏付資産の分散効果を通じてリスクを削減し、リスク許容度に応じて多様な投資家を呼び込むことが可能になることから、金融面から日本経済を支えていく仕組みとして期待され、流動化・証券化を支援する法律整備（債権譲渡特例法、資産流動化法、信託業法等）が着々と進むとともに、市場の健全な発展のための検討が各方面で行われている³⁹。

なお、金銭債権⁴⁰の流動化・証券化を進める上での大きな課題として、債権の存否確認、各種抗弁の存在、譲渡禁止特約の確認・解除、二重譲渡リスクと対抗要件具備手続の繁雑さ、債権譲渡の心理的抵抗感など、金銭債権譲渡の際の課題がある。現在、それらの課題を解消するための環境整備が求められているところであり、このような流動化のコスト削減等の一つの環境整備として、金銭債権の発生・譲渡を電子的に完結できる電子債権法制を整備することが有益ではないかとの指摘がされている。

³⁹ 近時、流動化・証券化に関しては、日本銀行金融市場局が事務局を務めた「証券化市場フォーラム」や流動化・証券化協議会などの場で検討されている。

⁴⁰ 金銭債権の流動化における裏付資産としては、住宅ローン債権、リース・クレジット債権、売掛債権、銀行貸出債権等がある。

【参考】流動化の基本的なスキーム



(2) 債権流動化のメリット

債権流動化については、事業会社から見ると、以下のようなメリットがあるとされており、幅広い主体において活用されるようになっている。

バランスシートの改善

債権流動化は自社の保有する資産の売却によるファイナンスのため、バランスシートの拡大や負債の増加を伴わずに、資金調達することが可能である。そのため、自己資本比率や負債比率の改善につながり、通常の借入と比較すると財務体質の強化が図れる。

有利な条件での資金調達の実現

債権流動化を行う場合の調達レートについては、流動化の対象となる金銭債権の信用力によって決定されるため、資金調達を希望する企業の信用力を上回るような優良な企業に対する金銭債権を利用した流動化であれば、自社の信用力に基づく借入よりも有利な条件での資金調達が

できる可能性がある。

資金調達手法の多様化

金融機関借入、社債、エクイティ・ファイナンスなどの伝統的な手法に加え、資金調達するための方法が拡大される。これによって、自社にとって最も有利な資金調達方法に対する選択肢が広がることとなる。

調達余力の拡大

金融機関サイドから見ても、貸出債権の流動性が高まることで、自社の保有する信用リスクの移転がより容易に行えるようになることから、企業に対してより積極的な与信提供を行うことが考えられ、企業からすると資金調達余力の拡大につながることが期待される。

(3) シンジケート・ローンの普及について

金銭債権の流動化の対象となる債権については、既に相当の流動化が進んでいるリース・クレジット債権や住宅ローン債権のようなものから、売掛債権や貸出債権など多数ある。

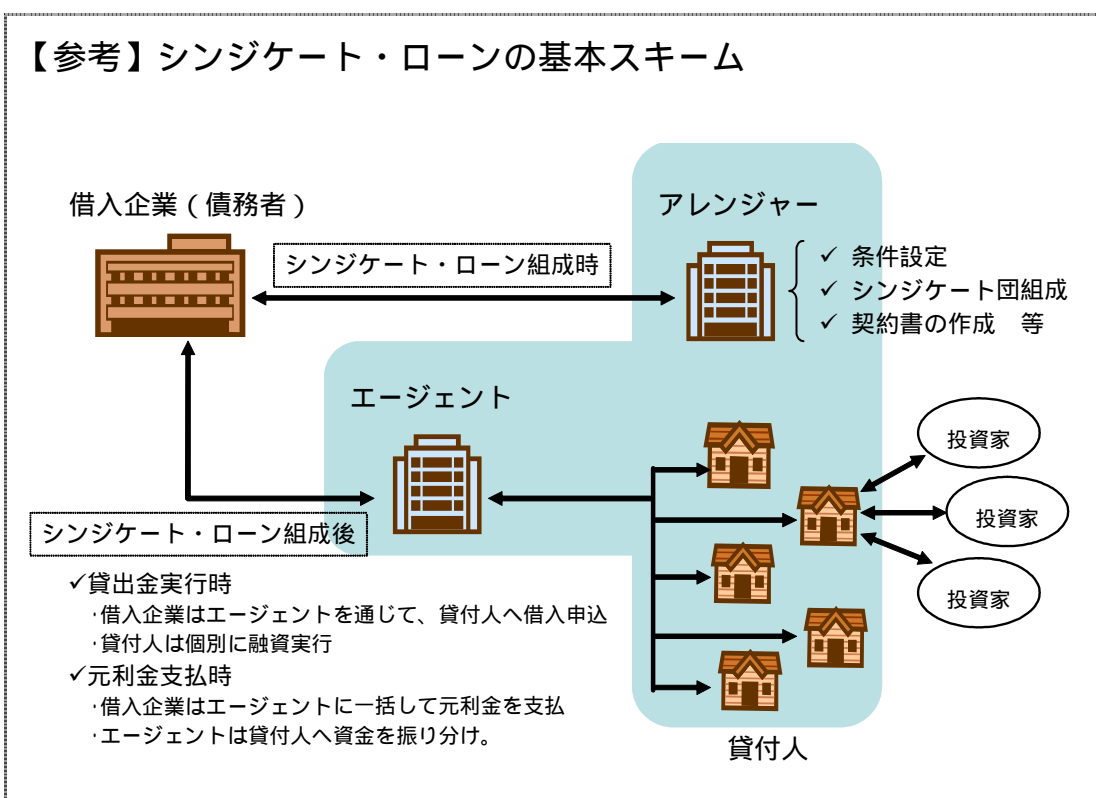
シンジケート・ローンや相對の金融機関貸出は、いずれも貸出債権であることから、貸出債権全般について電子債権方式をとることによって債権の流動性が向上することになると考えられるが、本節では特に、近年、市場規模・注目度ともに高まっている流通を念頭に置いた金融スキームであるシンジケート・ローンに着目して、債権流動化における電子債権の活用可能性について見ていくこととする。

シンジケート・ローンとは、借入企業の資金調達ニーズに対し、複数の金融機関によるシンジケート団を組成し、同一の契約に基づき同一条

件で信用供与を行う融資形態のことである。あらかじめ債権譲渡に関する条項が契約書に規定されており、組成後の流通が念頭に置かれているために、通常の貸出に比較して、流動性が高くなっている。

シンジケート団の組成を行うのは、借入企業から指名を受けたアレンジャーであり、アレンジャーはシンジケート・ローンの組成に際して、貸出条件の設定や投資家の招聘、契約書の作成などを行い、借入企業とシンジケート団の間を調整する役目を担う。

契約調印後については、エーエージェント⁴¹が、貸付人の代理人として契約条項の履行管理や元利金の支払いなどの事務を一括して実施することとなる。

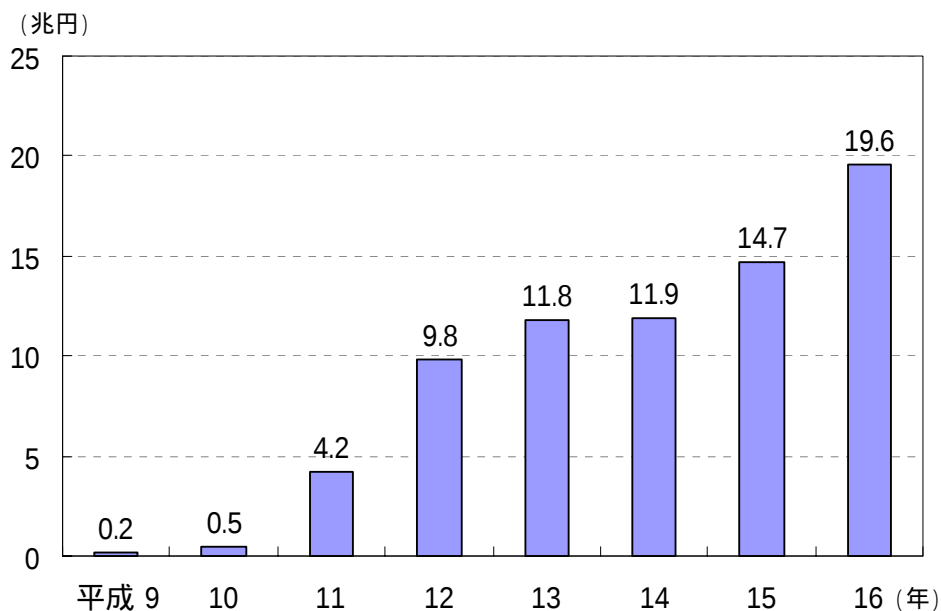


⁴¹ エーエージェントについては、アレンジャーが兼務することが一般的である。

シンジケート・ローンの形態には、マーケット度の低い「クラブ・デール」(借入企業の既往取引金融機関でシンジケート団を組成する形態)、中間に位置する「セミ・ジェネラル」(調達者の既往取引金融機関を中心にシンジケート団を組成しながら、補完的に新規金融機関を招聘)、マーケット度の高い「ジェネラル・シンジケーション」(調達者の既往取引金融機関に関係なく、広く投資家を募集する形態)がある。

我が国のシンジケート・ローン市場については、平成 11 年以降急速に発達しており、企業が債務圧縮の方向にある中でも、大幅に残高を伸ばしており、今後も増加が見込まれる。

【図表】シンジケート・ローンの市場規模



(注) 日本銀行の統計(貸出債権市場取引動向)では、平成 16 年 9 月末の組成残高は 24.3 兆円となっている。

(出典) トムソン・ファイナンシャル。平成 16 年の組成額は日本銀行「貸出債権市場取引動向」。

また、このように市場が拡大する中で、高流動性を備えたシンジケート・ローン（三菱商事株式会社の「高流動性ローン」、参考参照）やインターネットを利用した電子入札方式のシンジケート・ローンといった新たな手法も登場してきており、シンジケート・ローン市場については、今後さらに注目が高まっていくことが期待されている。

【参考】三菱商事株式会社の高流動性ローン

三菱商事株式会社が、国内で初めて、ローン債権の流通市場（ローンセカンダリー市場）の発展に貢献すると思われる、売買を前提とした、「高流動性ローン」を組成した。

従来、シンジケート・ローンの売買はそれほど活発ではなかったが、このローンは当初から適格機関投資家間で売買（譲渡）されることを前提に商品設計がされている。

特徴的な仕組みとしては、アレンジャー 2 行がローン債権の売買価格を常時提示することでマーケット指標を創出し、投資家の売却・購入ニーズに適時対応することが想定されている点が挙げられる。また、多様な投資家層が投資しやすい商品設計を目指し、本邦の上場・投資適格企業としては、初めて格付機関からローン格付けを取得している。

ローンセカンダリー市場については、日本ローン債権市場協会（JSLA）を中心に市場整備が提唱されているところであり、高流動性ローンの導入を契機に、セカンダリー市場が活性化し、新たな投資家層を呼び込むことが出来れば、シンジケート・ローン市場が更に拡大し、ゆくゆくは、社債市場の発展につながっていく可能性も期待されている。

(4) シンジケート・ローンのメリットについて

間接金融の特徴である「柔軟性」と直接金融の特徴である「市場性」を兼ね備えたシンジケート・ローンについては、借入企業（債務者）において、以下のようなメリットがあるとされている。

借入企業（債務者）の主なメリット

調達手段の多様化・安定化

間接金融による調達（金融機関借入）や直接金融による調達（ＣＰ、社債など）に加えた新たな資金調達手段（市場型間接金融）を獲得するほか、既存取引金融機関の枠を超えた多数の貸付人へのアクセスが可能となる。このため、大規模な資金調達の円滑な促進を図れる。

資金調達に関する条件交渉等コストの削減

多数の金融機関との資金調達に関する交渉は労力的にも時間的にもコストがかかり、企業にとって負担感があるが、アレンジャーによる参加金融機関との条件交渉等の一元的実施により資金調達に関するコストを削減することができる。

適正金利等の実現

複数の金融機関が組成段階で関与し、多様な信用供与判断が生まれることや、ローンの流動化を前提とした金利等の条件設定が行われることから、市場において評価されたものと同様に、金利設定に関する合理化が図られ、リスクに見合ったプライシングが行われることになり、適正な金利での資金調達が実現されることが想定される。

また、適正な金利での資金調達を実現するためには、借入人は積極的な情報開示を行う必要があり、経済メカニズムとして情報開示に対する

インセンティブが高まることとなる。

自由な条件・返済スケジュールの設定の実現

社債に比べて、自由な条件や返済スケジュール（借入期間、元金均等返済や一定期間据置き後の元金均等返済などキャッシュフローに合わせた柔軟な返済手段など）を設定することが可能であり、自社のニーズに適合した資金調達を実現しやすい。

調達余力の拡大

流動性の高い貸出債権については、金融主体においても信用リスクの移転をしやすいことから、既存の借入に比べて多様な貸付人が参入してくる余地が大きい。それにより、企業に対する信用供与額が大きくなる可能性があり、企業からすると資金調達余力の拡大につながるようになる。また、既往金融機関の貸出余裕枠の復活を通じ企業の円滑な資金調達につながる。

これらの借入企業（債務者）から見たメリット以外にも、アレンジャーやシンジケート団を構成する貸付人に対して、収益機会の拡大や業種・地域毎の信用リスクの分散、資産ポートフォリオの柔軟な設計などのメリットを享受することが可能とされている。

(5) 債権流動化の実務上の課題

シンジケート・ローンを提供している金融機関等からのヒアリングにより、ローン債権の売買や債権流動化を実施する際の課題について、以下のような点が指摘されている⁴²。

⁴² 日本ローン債権市場協会（JSLA）「シンジケーション取引の電子化に関する検討」

対抗要件具備手続の繁雑さ

債権譲渡の実施に当たっては、譲渡が発生する都度、債務者の譲渡承諾書や印鑑証明書、資格証明書などの書類を用意する必要があり、債務者にとって書類準備や管理に関する手間が非常に繁雑なものとなっている。そのため、債務者に譲渡を許可する意思があったとしても⁴³、債権譲渡に消極的になることが多い。

債権譲渡特例法に基づく対抗要件具備の不安定さ

債権譲渡特例法は、簡易かつ債務者に知られることなく第三者対抗要件の具備ができることからその利用が進んでいるが、登記のみでは債務者対抗要件が具備できないため、譲受人にとっては、債務者が譲渡人に対し有している抗弁が切断されない等の一定のリスクが存在している。また、前述したとおり債権譲渡特例法の創設により、指名金銭債権の譲渡について先行譲渡の登記確認などの繁雑な事務が追加されており、その点においても企業の負担が大きくなっているとの指摘がある。

(6) 債権流動化における電子債権の活用可能性

前述のように債権流動化においては、債権譲渡手続の繁雑さが課題として挙げられていることから、一定の金銭債権について、債務者対抗要件と第三者対抗要件の双方について簡便に具備でき、債権譲渡登記の確

(2005年2月)は、シンジケーション取引では大量の紙の資料が頻繁に授受されることから、市場参加者が効率的で安全な方法で取引を行うための手段として「シンジケーション取引の電子化」について検討を加え、シンジケーション取引の電子化手法の基本的な考えを可能な範囲で標準化し、多くの市場参加者が電子化のメリットを享受できるようになることが望ましいとの提言をしている。

⁴³ 債務者は、相殺等の抗弁が主張できなくなる等の事由により債権譲渡の承諾に消極的との指摘もあるが、近時では適正金利での資金調達のため、譲渡を前提とした債務負担の考え方も出てきているとのことである。

認が不要である「電子債権」を創設することは、債権流動化の安定性を高めるとともに、債権流動化市場の活性化につながるのではないかとこの指摘がなされた。

シンジケート・ローン等の譲渡を念頭に置いた貸出債権の取引において、電子債権法制を利用した手続が可能となった場合には、以下のようないなメリットを実現することが可能なのではないかと考えられる。

債権流動化に関するコスト削減

電子債権を利用することで従前必要であった対抗要件具備コストが削減できる上、従前、貸出債権の流動化においては、譲渡禁止特約の有無の確認や債権の存在等の確認にコストを要したが、電子債権については、権利の存否、譲渡禁止特約の有無や債権情報の確認が簡便なため、低コストで債権流動化が実現し、小口債権でも流動化できるようになるのではないかとこの指摘がある⁴⁴。

債権流通によるファイナンス活用の拡大

流動性の高い電子債権という新たな法制度が創設されることで、社会的に債権譲渡に対する抵抗感が弱まり、手形割引同様に債権流通によるファイナンスの活用が実現するのではないかとこの指摘がある。

さらに電子債権は電子情報であることから、流動化された債権情報の管理が容易であり、またファイナンスに有用な情報の付加などの拡張性も期待できるとこの指摘もなされた。

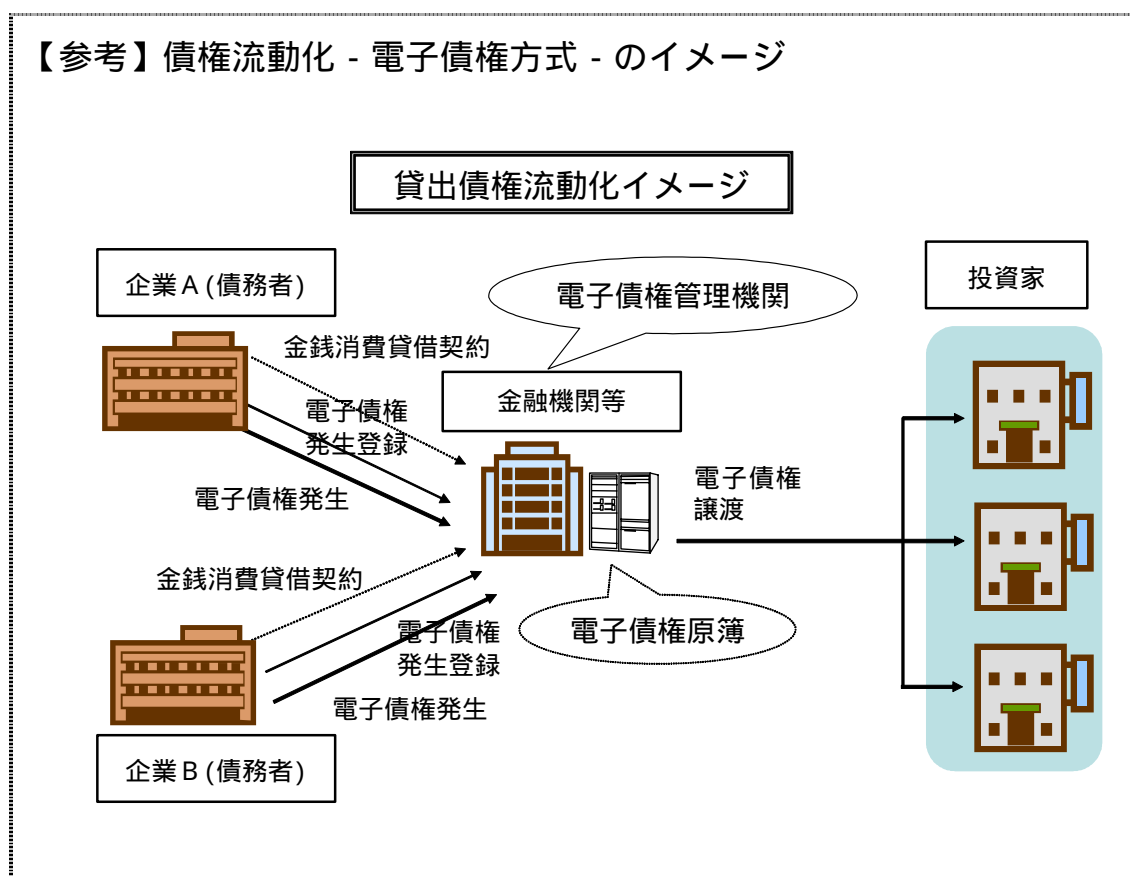
⁴⁴ 債権流動化等の実施に当たって債務者企業に発生するコスト負担として、債権者の変更に伴う支払先（振込口座等）の変更手続も考えられるが、手形のような機能を持った電子債権（決済型電子債権）が実現すれば、自社の支払事務は、指定していた決済用の口座からの引落が発生するのみであり、債権譲渡毎の支払先変更手続の手間は発生しないことになるのではないかとこの指摘もあった。

■ 債権流動化 - 電子債権方式 - のイメージ

電子債権を活用した債権流動化の場合には、例えばオリジネーターである金融機関等が電子債権管理機関となり、債務者の承認のもとで貸付データを電子債権原簿に登録することで、電子債権として管理し、貸出債権を流動化する場合などには、電子債権原簿の内容を書き換えることで、適正に債権譲渡が実現することが想定される。

これらのメリットの実現により、貸出債権の流動化の法的安定性が向上することで、市場型間接金融の拡大が図られるとともに、経済・金融の活性化が図られることも期待される。

【参考】 債権流動化 - 電子債権方式 - のイメージ

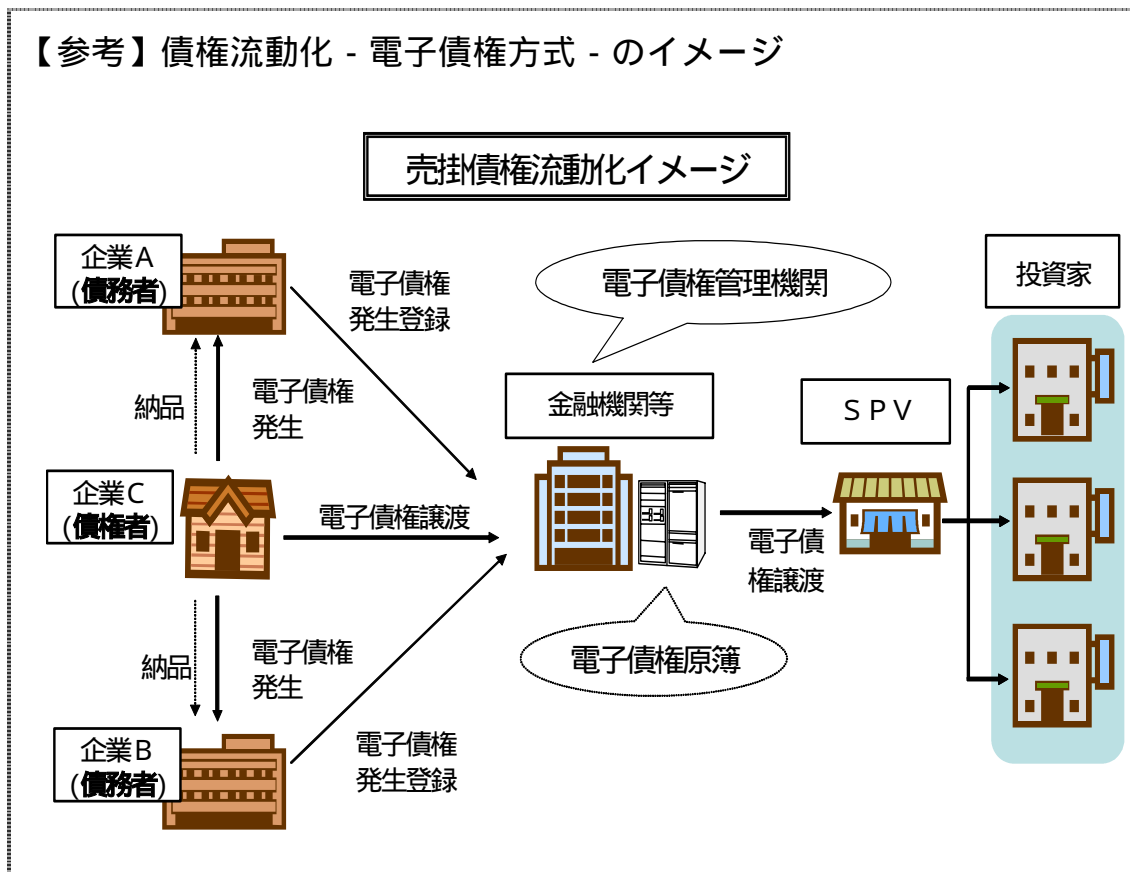


さらに、電子債権を活用した債権流動化の活性化を通じて、将来的に

はインターネットを活用した貸出債権の取引市場やオークション市場の構築（電子債権市場の構築）も期待されるとの指摘があった⁴⁵。

また、電子債権を活用した債権流動化については、貸出債権のみならず、売掛債権の流動化促進にも寄与するとの指摘もあった。

【参考】債権流動化 - 電子債権方式 - のイメージ



(7) 債権流動化から見た電子債権の在り方

債権流動化に電子債権が利用される場合を想定すると、電子債権の機能や在り方について、以下のような点が指摘できる。

なお、シンジケート・ローンに代表されるような貸出債権の流通を想

⁴⁵ 電子債権の流動化等を活用したビジネスイメージについては、立命館大学法学部教授大垣尚司（本WGメンバー）「銀行は電子債権をビジネスチャンスにできるか」（週刊金融財政事情 2005年2月14日号）において詳述されている。

定した場合には、「４．融資の電子化（５）融資の電子化から見た電子債権の在り方」とほぼ共通の在り方が望まれるが、債権流通の観点から特徴的な点について指摘する。

債権流動化を促進するためには、譲渡の簡便さや法的安定性の高さに加えて、例えばシンジケート・ローンの債権者が、その一部の額だけを譲渡することも頻繁に発生していることから、電子債権の分割・一部譲渡が実現されることが望ましいのではないか。

債権流動化を促進するためには、債権譲受人が安心して債権を譲り受けられる環境を整備することが必要であることから、善意取得のような譲受人保護制度がある方が望ましいのではないか。

債権流動化に当たっては、債権譲受人は債権譲渡人に対し遡求・求償しないことが一般的であることから、いわゆる買戻義務・遡求義務については、特に定められなくとも不都合はないと思われる。

債権流動化に当たっては、現状、住宅ローンやクレジット債権の流動化といった個人向け債権の流動化が進んでいること、さらには将来債権譲渡による対応も見られることから、これらについての検討が必要である。

6．電子商取引

(1) E D I の活用による電子商取引の普及

E D I (Electronic Data Interchange：電子データ交換)⁴⁶は、「標準化」された通信手順やビジネス・プロトコルに基づいて、コンピュータを用いてされる取引であり、受発注をペーパーレスで行うのが典型である。

E D I は、聞き間違いや発言の有無に関する認識相違といった問題の回避、業務時間の効率化、データの保存による過去履歴情報の確認の簡便化、関係者間における効率的な情報の共有化など、データによるメリットが多数存在するため、現在、その利用はかなり普及しており、企業間から業界を超えたビジネス・プロセスの標準化へと進んでいる。

我が国では当初、企業間における受発注データのやり取りのツールとして利用されていたが、近時では、電話やFAXの代わりといった代替ツールとしてではなく、ビジネス・プロセス・リエンジニアリング(BPR)⁴⁷を目的としてE D Iを導入することが主流となりつつあり、また、E D Iの利用の対象も、商取引における利用から、物流業務や決済業務まで広がってきているところである。

インターネットや専用線などのコンピュータ・ネットワーク・システムを利用して行われる商取引である電子商取引⁴⁸については、このE D

⁴⁶ E D I (電子データ交換)とは、「異なる企業間で、商取引のためのデータを、通信回線を介して標準的な規約(可能な限り広く合意された各種規約)を用いて、コンピュータ(端末を含む)間で交換すること」と一般に定義されている。

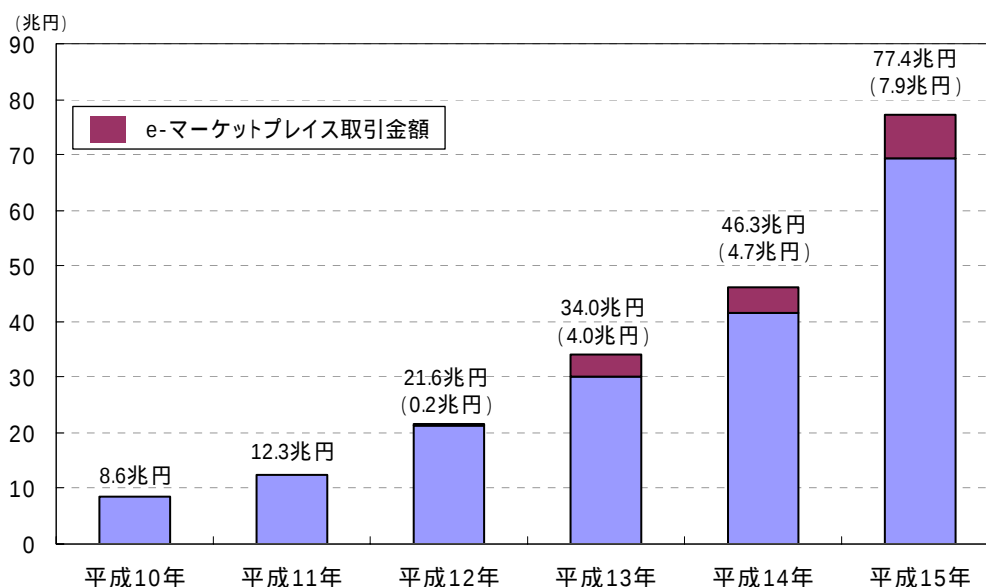
⁴⁷ ビジネス・プロセス・リエンジニアリング(BPR)とは、企業活動に関するある目標(売上高、収益率など)を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化すること。大抵の場合は組織や事業の合理化が伴うため、高度な情報システムが取り入れられる場合が多い。

⁴⁸ 電子商取引には、インターネット技術を用いたコンピュータ・ネットワーク・システムを介した商取引を指すもの(狭義)と、インターネット技術の有無に関わらず、コンピュータ・ネットワーク・システムを介した商取引を指すもの(広義)とがある。

Iの普及等により、近年、市場規模を大きく伸ばしているところである。また、従前より企業間の取引については、E D I等により電子化されていたものの、インターネット技術の普及・促進により、近時ではオープンな電子商取引が拡大してきている。

電子商取引については、取引に関わる業務をオンライン化することによる効率化（＝低コスト化）や広範囲での新規顧客の獲得の実現などのメリットがあることから、幅広く活用が広がっており、市場規模も近年大幅に増加し続けており、我が国のB to B 電子商取引市場規模（狭義）については、平成 15 年においては 77.4 兆円もの規模を有している⁴⁹。また、この市場規模については、今後も拡大することが想定されている。

【図表】B to B 電子商取引市場の推移



(注) カッコ内の数値は、e-マーケットプレイス取引金額

(出典)「平成15年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」経済産業省

⁴⁹ 経済産業省「平成 15 年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」によると、広義のB to B 電子商取引市場については、157 兆円を超える規模を有するとされている。なお、電子商取引はその対象により、いわゆる企業間取引の「B to B」(Business to Business)、企業個人間取引の「B to C」(Business to Consumer)、個人間取引の「C to C」(Consumer to Consumer)に分類されることが多いが、この中で最も市場規模が大きいのは「B to B」の電子商取引市場である。

(2) 電子商取引の概要

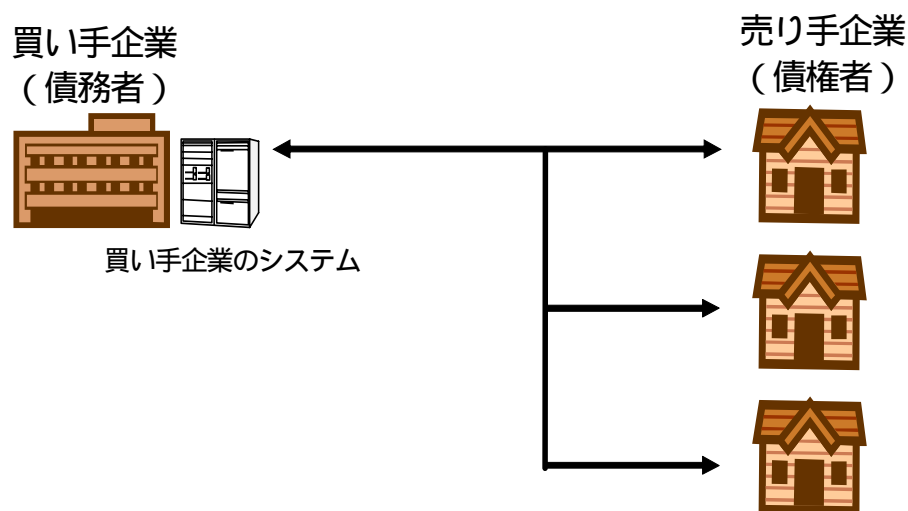
B to B の電子商取引の代表的なスキームとしては、「ネット調達(電子調達、e-Procurement)」や「e-マーケットプレイス」がある。

ネット調達(電子調達、e-Procurement)

ネット調達(電子調達)は、買い手企業1社に対して、複数の売り手企業が参加する、売り手企業(債権者)N:買い手企業(債務者)1のスキームである。

システムの保有・運営者は買い手企業であり、大企業がサプライヤー(部品等製造業者)との間で自社のE D Iを用いて調達に活用するケースが多いとされている。なお、ネット調達(電子調達)については、広義の電子商取引の概念も含めた場合、製造業、卸・小売業の大・中堅企業のほとんどにおいて既に導入されていると言われており、産業界で幅広く活用されている。

【参考】ネット調達(電子調達)の基本スキーム

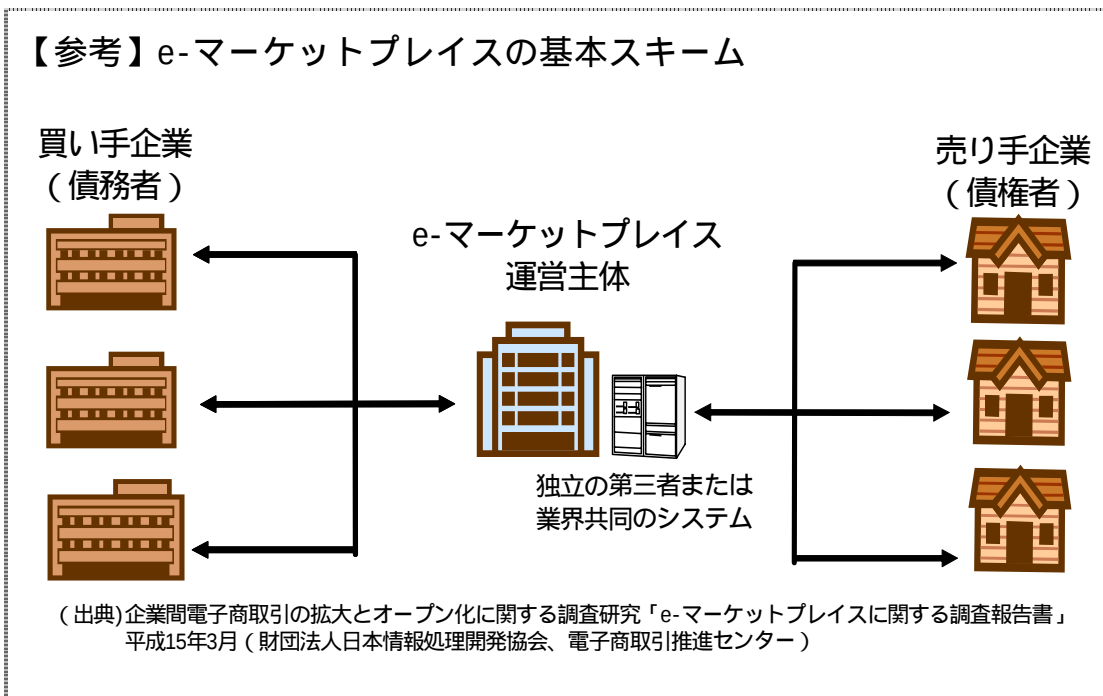


(出典)企業間電子商取引の拡大とオープン化に関する調査研究「e-マーケットプレイスに関する調査報告書」平成15年3月(財団法人日本情報処理開発協会、電子商取引推進センター)

e-マーケットプレイス

e-マーケットプレイスは、複数の売り手企業、買い手企業が参加する、調達・販売のための電子商取引のオープンな共通プラットフォームであり、M：Nのスキームである。運用主体については、特定の売り手企業や買い手企業ではなく、複数の事業者の共同又は独立の第三者が担い手になることが多い。

なお、電子商取引推進協議会の調査等によると、e-マーケットプレイスにおける主な事例としては、株式会社日立製作所が提供する「TWX-21」、富士通株式会社が提供する「ProcureMART」のほか、各業界における電子商取引市場として、インフォマート（食品業）、シーエムネット（建設業）、エヌシーネットワーク（金型製造業）、Japan e-Market（電力設備）などがあるとされている。



(3) 電子商取引に関する課題

近年、電子商取引の発達により、売買契約の電子化など商取引の効率化は進んでいるものの、その一方で決済については口座振込や手形による支払など、依然として既存の決済手法が用いられていることが多いとされている。ネット調達においては前述の一括決済方式を用いることで電子化を図れる企業があるものの、その他のネット調達企業やe-マーケットプレイスの利用企業においては、売買から決済までのトータルでの電子化対応による効率化はいまだ途上にあり、以下のような課題が発生しているのではないかと指摘がある。

買い手企業（債務者）の課題

取引当事者間では、原則としてインターネットを通じた接点しかないため、そもそも債権者側から掛取引での信用供与を得ることが難しく、通常の取引よりも支払条件が厳しくなることが多い。

また、支払方法を手形とした場合には、資金繰り上の余裕はできるものの、商取引が電子化しているにも関わらず、決済に関しては書面作成が発生し、業務が非効率となるという課題が発生する。

売り手企業（債権者）の課題

電子商取引の場合、取引企業の顔が見えないため、取引企業の存在確認や信用力の確認が困難であり、特に遠隔地の取引企業の場合、信用不安が生じても代金回収や商品回収を実施することも容易ではないという問題が発生する。

また、掛取引を行って売掛金が発生しても、エビデンスの不安定さ等から、現状では金融主体に売掛金を譲渡して早期資金化することが困難となっている。

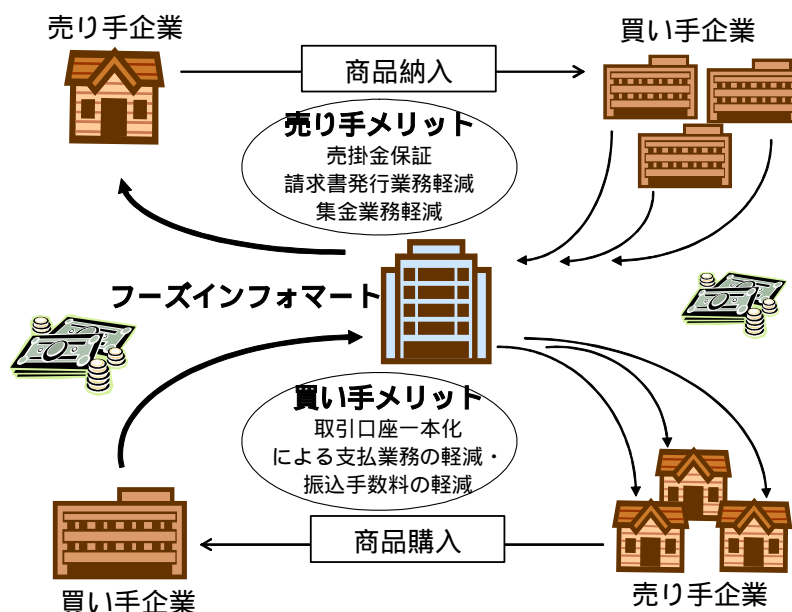
さらに、代金回収リスクを低減させるためには、現金による回収などが必要となるが、この場合、買い手企業が購入代金を手元に有している必要があり、取引金額が大きくなればなるほど、買い手企業の資金繰り上の負担が大きくなり、結局、取引自体が成立しにくくなる。

なお、前述のような課題を解決するため、電子商取引プラットフォームの運営者の中には、例えば、株式会社インフォマート⁵⁰のように決済代行システムとして、売掛金保証や決済効率化のサービスを先進的に実施しているところも出てきており、その市場規模が拡大しているが、前記課題の他、従前の金融業務では、紙・印鑑による手続きが多く、システムに残る取引データを有効に活用することがないことなどから、電子商取引による売掛金をファイナンスに活用するにあたっては、通常の金融取引よりも不利な条件を受けるケースもあるとの指摘もある。

⁵⁰ 株式会社インフォマートのe - マーケットプレイスでは、会員が調達カタログ、商品カタログをインターネット上で登録し、買い手あるいは売り手はインターネットの画面上で発注から受注・発送、受領、支払金額の確定までを行うことができ、この確定した支払金額に基づいて、両者の合意のもと、市場の運営者である同社が決済代行を行う仕組みである。

【参考】フーズインフォマートの決済代行システム

株式会社インフォマートが運営するフード業界企業間電子商取引プラットフォームである「フーズインフォマート」では、インターネットを通じた顔を合わせない取引に対する信用を補完するために、「決済代行システム」として、売掛債権保証及び一括決済機能を提供している。



(4) 電子商取引における電子債権の活用可能性

電子商取引については、売買から決済までを電子化することが業務効率化の観点から望ましいので、電子商取引データに基づき発生させられるような、法的安定性の高い決済手段または企業間信用の手段が実現されることが必要ではないかとの指摘があった。

この点について、電子商取引の場合には、電子的な売買に基づく債権債務関係の電子情報が、電子商取引市場の運営主体のシステムに登録さ

れていることから、通常の商取引に比較して電子的な決済に対する有用性が高く、電子的な決済手段や企業間信用の手段の実現により、電子商取引が一層促進されることになるのではないかと指摘もなされた。

なお、電子商取引において電子債権を活用した場合には、以下のようなメリットを実現することが可能なのではないかと考えられる。

電子商取引におけるファイナンスの拡大

金融機関としても、決済型電子債権であるか否かを問わず、商取引をトレースでき、金額が確定している債権を裏付けとできるのであれば、ファクタリング等を法的に安全に行うことが可能となり、電子商取引におけるファイナンスが広がるものと思われる。

電子商取引の拡大、代金回収リスクの低減

前述した手形同様の支払強制力の強い電子債権（決済型電子債権）を用いれば、売り手企業も代金回収リスクの低減につながり、通常の相対取引と同様に電子商取引を行うことが可能になるのではないかと指摘があった。また、決済型電子債権の実現により、電子的手段による企業間信用が可能となれば、手元に資金を十分に準備できていない企業でも電子商取引に参入でき、電子商取引市場が拡大することになると思われる。

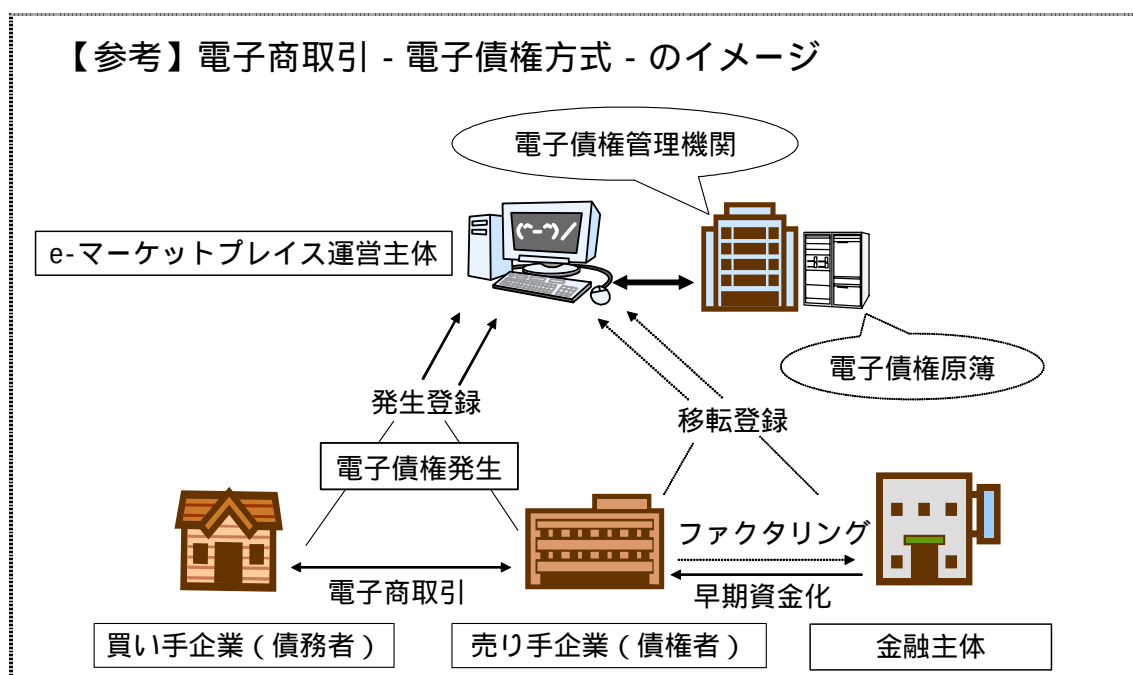
決済業務の効率化

電子商取引サイト等で成立した売買に関する代金支払について、支払を電子債権で行うことにより、売買契約から決済、売掛金・買掛金の消込みまでを全てオンライン化やストレート・スルー・プロセッシング（S

ＴＰ）化⁵¹できるのではないかと指摘があった。

■電子商取引 - 電子債権方式 - のイメージ

電子商取引の場合、契約から電子化されている上、e-マーケットプレイスの運営主体等のシステムに債権債務関係の電子データが蓄積される仕組みになっているため、それを電子債権化することにより、低コストかつ簡便に電子債権を成立させることができるのではないかと指摘があった。また、電子債権管理機関と預金取扱金融機関が提携することで、自動振込みにより資金決済を行うなどにより、売買から決済までの一連の商取引がシームレスとなるのではないかと指摘があった。



⁵¹ ストレート・スルー・プロセッシング（ＳＴＰ）化とは、商談から決済に至る一連の取引情報をデータとして共有することで、個々の企業のシステムへの再入力を不要とし、情報処理の効率化を図ることである。

(5) 電子商取引から見た電子債権の在り方

電子商取引に電子債権が利用される場合を想定すると、電子債権の機能や在り方について、以下のような点が指摘できる。

電子商取引に電子債権を活用するに当たって、e-マーケットプレイスの運営主体への登録データを電子債権とすることを想定すると、電子債権管理機関について業態による制限を設けることは望ましくないのではないか。他方で、e-マーケットプレイスの運営主体が自ら電子債権管理機関にならなくとも電子債権管理機関と提携することで電子債権のメリットを享受できるのではないかと指摘もあった。

電子債権の利用者については、電子商取引による売買を実施している者の中には法人のみならず個人事業主等も含まれていることから、法人格による利用限定は望ましくない。

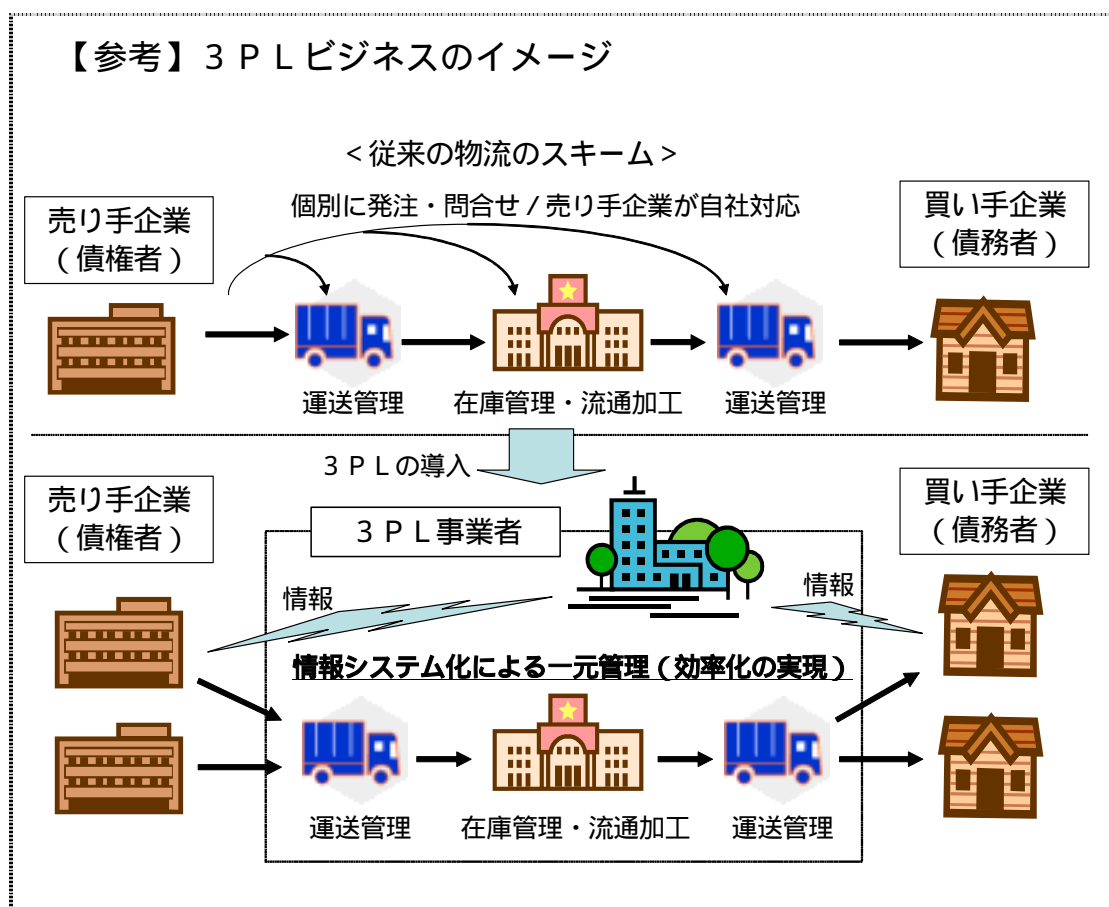
一方で、電子商取引においては、電子データでのやり取りが商行為の基本となっているため、電子債権の登録申請について、電子的手段によることを一律に要求することに対する抵抗感は低いと思われる。

7. 3PL（サードパーティ・ロジスティクス）

(1) 3PLの普及

荷主企業が従前個別に担っていた、輸送、保管、在庫管理などの物流機能を、一括して他企業（3PL事業者）が請け負うことにより、企業の物流改善・効率化を目指す動きが流通業界において進んでいる。

これら3PLは、欧米から持ち込まれた仕組みであるが、3PL事業者が荷主から物流を一貫して請け負うことにより、荷主企業にとっては、物流コストを削減したり、物流システムの効率化を実現したりするものとして国内でも注目が集まっている。



３ＰＬには物流サービスに関する知見が必要なため、倉庫会社や運送事業者が付加価値を付けて３ＰＬに参入することが一般的であるが、それら既存の物流事業者のみならずメーカーや商社の物流子会社の参入も活発に行われるようになってきている。今後も、自社物流のアウトソーシングとして、ますます活発となっていくことが想定される⁵²。

(2) ３ＰＬにおける電子債権の活用可能性

現在、物流の電子情報がファイナンスに十分に活用されているとはいえない状況にあるが、物流情報はファイナンスにとって極めて有益であると言われている。そこで、そのような電子情報のファイナンスへの活用促進にとって、電子債権が有効なツールになるのではないかと考えられる。

従来の物流業者に関しては、商品内容を把握せずにサイズや数量のみを把握しているだけのことが多く、この場合には限られた情報量しか有していなかったが、３ＰＬ事業者の場合には、商品の運送や保管等の単一業務のみならず、在庫管理、流通加工、荷役など物流機能全般について、荷主企業に代わって一括してアウトソーシングされるようなケースも生じている。

近時では、物流機能のアウトソーシングに当たって、荷主企業と３ＰＬ業者間の情報のやり取りにＥＤＩを活用する事例が増えている。３ＰＬの場合においては、３ＰＬ事業者は、商品内容・数量・単価等の荷主企業の債権に関する基礎情報をデータとして管理していることになる上、複数の荷主企業から物流機能のアウトソーシングを受けることから、

⁵² 国土交通省総合政策局「日本における３ＰＬビジネスの育成に関する調査」(平成16年3月)において我が国の物流事業者へのアンケートを実施したところ、回答企業(296件)のうち、41.6%の企業が既に３ＰＬに参入している、31.7%の企業が今後参入する意向があるとの調査結果となっている。

３ＰＬ事業者により一元的に管理されている豊富な債権情報（商取引や物流に裏付けられている）に着目し、金融主体と連携することで、物流情報と金融のマッチングが実現でき、納入企業の早期資金化、仕入企業の決済の効率化に資するのではないかと指摘がある⁵³。

現状では３ＰＬ事業者の保有する情報はあくまでも情報に過ぎず、与信の裏付けとするのには不安定さがあるのではないかと、あるいは権利関係を確実なものとするために繁雑な事務作業や書類整備等が発生してコストが高くなるのではないかとといった指摘もあるが、３ＰＬ事業者のデータと電子債権原簿を結び付け、そのデータに基づき電子債権が発生するのであれば、より法的な安定性が高まることで、低コストかつ少ない事務負担により物流情報を活用したファイナンスの実現が可能となるのではないかと期待が寄せられている。

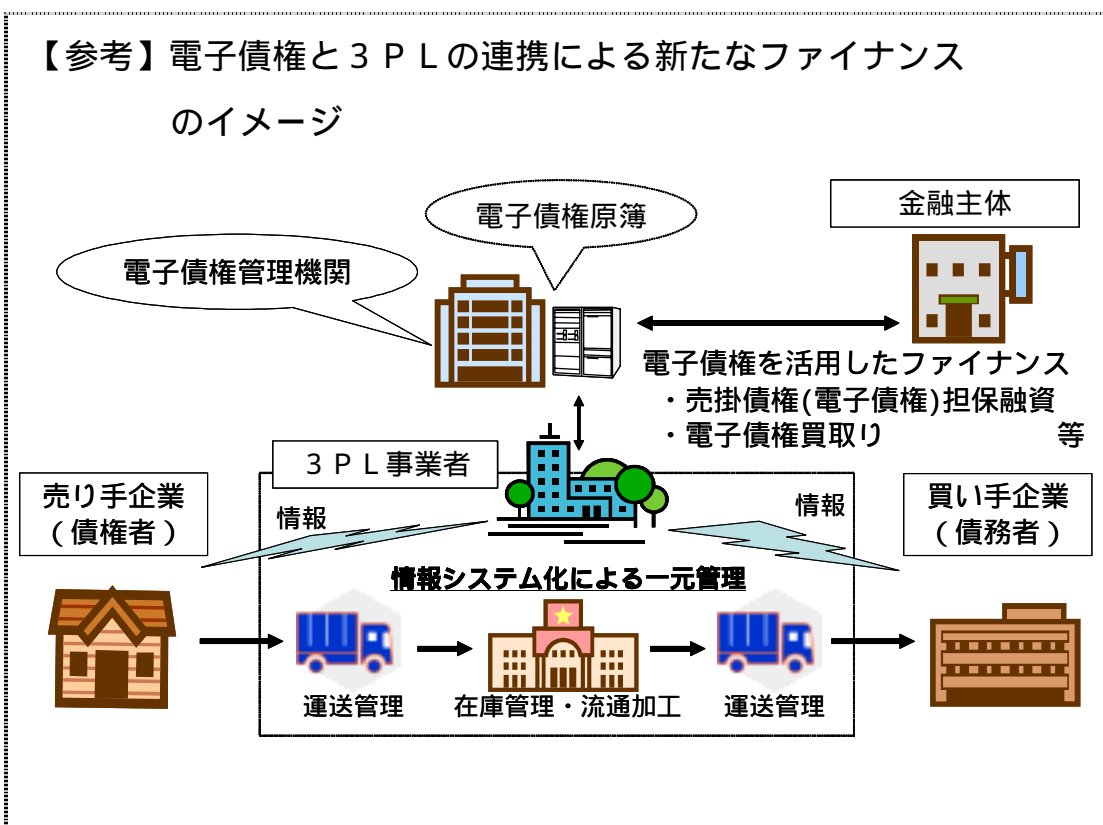
■ 電子債権と３ＰＬの連携による新たなファイナンスのイメージ

電子債権が実現されれば、電子データにより権利の発生・譲渡を実施することが可能となることから、例えば３ＰＬ事業者のように債権者・債務者とは異なる第三者が電子債権管理機関となり、そのデータを活用すること、あるいは３ＰＬ事業者の保有するデータと金融主体の運営する電子債権管理機関の電子債権原簿を連携させることにより、物流情報を活用したファイナンス（例えば、売掛債権（電子債権）担保融資、電子債権の買取りといった債権者に対するファイナンス、商取引の裏付けがあり資金用途を特定した債務者に対するファイナンス等）が実現する

⁵³ 物流情報と金融のマッチングを図ることについては、３ＰＬ事業者だけでなく、適切な情報をＥＤＩ等の活用により収集している倉庫会社や運送事業者等であっても実現可能であると思われるが、より幅広い情報を一元的に収集している３ＰＬ事業者の方が、さらに実現可能性は高いのではないかと指摘されている。

のではないかと指摘がなされた⁵⁴。

さらに動産担保制度の整備や電子タグなど新たなIT技術革新によって環境が整備されつつあることから、電子債権の活用による金融と在庫情報・物流情報とのマッチングにより、在庫担保融資から売掛債権(電子債権)担保融資までのシームレスな金融の流れの構築や、不動産担保に過度に依存しない事業性に着目した融資の実現が可能となるのではないかと意見もあった。



⁵⁴ 物流情報を活用した金融サービスの提供については、既に一部の物流事業者や金融機関において検討が始まっており、その萌芽が見られるが、電子債権の活用によりその動きが加速化されるのではないかと指摘があった。

(3) ３ＰＬから見た電子債権の在り方

３ＰＬとの連携による新たなファイナンス手法として、電子債権が利用される場合を想定すると、電子債権の機能や在り方について、以下のような点が指摘できる。

３ＰＬにおける情報伝達の流れを踏まえると、売り手企業（債権者）が商品等の発送情報や在庫管理情報を３ＰＬ事業者へデータ送信することが多いことから、電子債権の登録申請に当たっては、債務者のみならず、債務者の同意を得た債権者からも登録できることが望ましい。

売り手企業から３ＰＬ事業者に対してデータが送信される時点では、買い手企業への納品や買い手企業による検収作業が未了であることが想定されるため、電子債権においても、抗弁が対抗できるようにすることも便利である。抗弁を対抗できる電子債権を発生させるか、抗弁を切断してもよい状態になってから電子債権を発生させるかを選択できるのが望ましいのではないか。

電子債権の利用者については、３ＰＬを利用する企業の中には個人事業主等も含まれていることから、法人格による利用限定は望ましくない。

第 章 電子債権に関する論点整理

以上の検討をまとめると、電子債権とは、電子債権管理機関への登録によって発生する金銭債権であり、指名債権と手形債権両方の課題を克服するような、指名債権でも手形債権でもない新しい種類の債権であって、金銭債権に関する電子データに一定の効力を認め、債権の発生・譲渡・消滅ができる限り電子的に、かつ、法的安定性を有した形で完結できる法制（電子債権法制）を創設することが、経済や金融にとって極めて有益であることが明確となったものと考えられる。

そこで、本章では、第 、第 章の議論を踏まえ、電子債権の発生から消滅等にいたる各論点につき、基本的な考え方について整理・検討することとする。なお、結論や方向性の示していない論点もあるが、今後の検討に資するように論点をできる限り提示することとした。

1．電子債権制度について

- I T 社会における経済・金融インフラとしての債権法の創設 -

(1) 基本的考え方

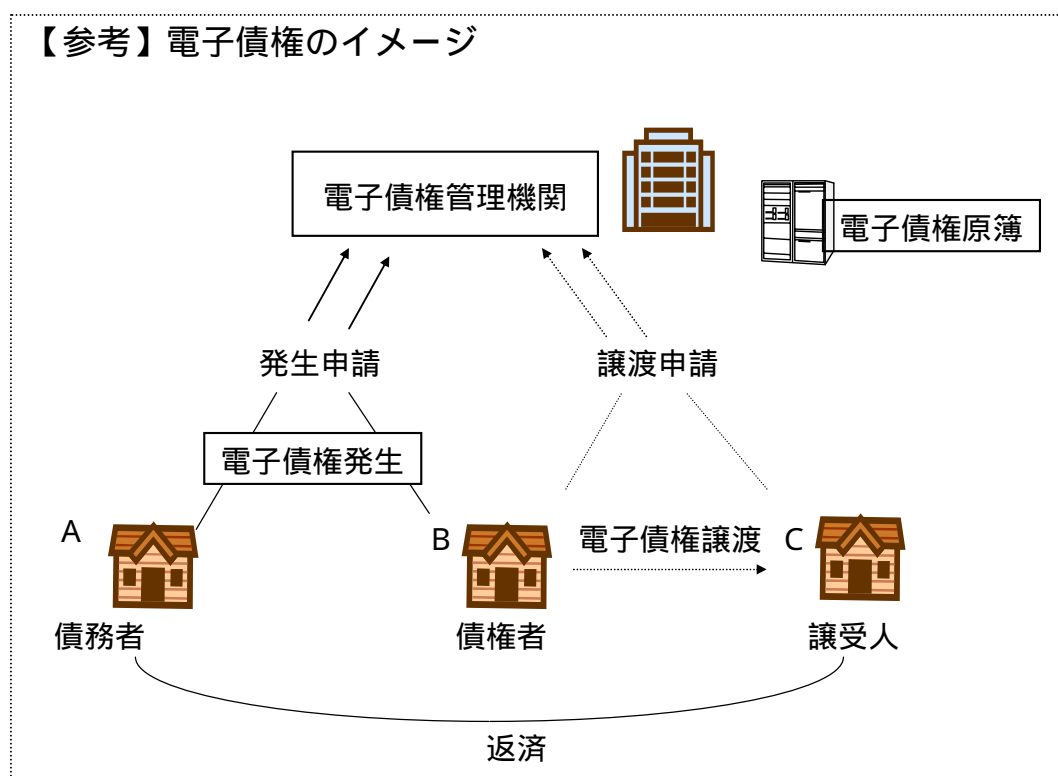
- ・ I T 技術を用いた金銭債権の取扱いについて、現在のサービス及び将来における新しいサービスの可能性を念頭に置き、電子的手段によって法的安定性が得られるような法制（電子債権法制）の創設が必要ではないか。
- ・ 既存のサービスについては、低イニシャルコストにより、法的安定性の向上と事務コストの削減に繋がるような制度とするべきではないか。
- ・ 多様な主体が創意工夫をこらして様々なビジネスの展開が行え、もって、経済・金融の I T 化・活性化に繋がるような法制が望ましいのではないか。

I T 技術の発展により、インターネット技術を用いた電子商取引が飛躍的に普及・拡大している上、広く通常の取引においても電子的な情報の管理・交換が行われている。また、金融においても、電子的な情報の管理・交換がされているのが実態である。

しかし、商取引や金融の根幹となる金銭債権（貸出債権や売掛債権）に関する情報は電子化されていても、電子的手段のみをもって、権利自体の発生・譲渡・消滅について、法的安定性を確保した形でシームレスに行うことは困難である。そのため、金銭債権の電子的な取扱いが普及しても、その取扱いのみで十分な法的安定性を確保して完全なペーパーレス化を図ることは困難となっており、契約書・領収書等の

作成、証書による貸付、約束手形の利用といったことが継続している。

そこで、債権の発生・譲渡・消滅ができる限り電子的に、かつ、法的安定をもった形で完結できる法制（電子債権法制）を創設し、既存の法制と併存する新しいオプションを整備することは、社会の発展の中でますます必要となっていくのではないかと。具体的には、創設する新たな権利の譲渡については、確定日付を得なくとも、電子債権管理機関において管理しているデータ（電子債権原簿）を書き換えることによって対抗要件を備えることができるものとし、電子債権の譲渡については、電子債権原簿への記載のみを対抗要件具備の手段として、電子債権については二重譲渡が起こらないといった枠組みが必要ではないか。

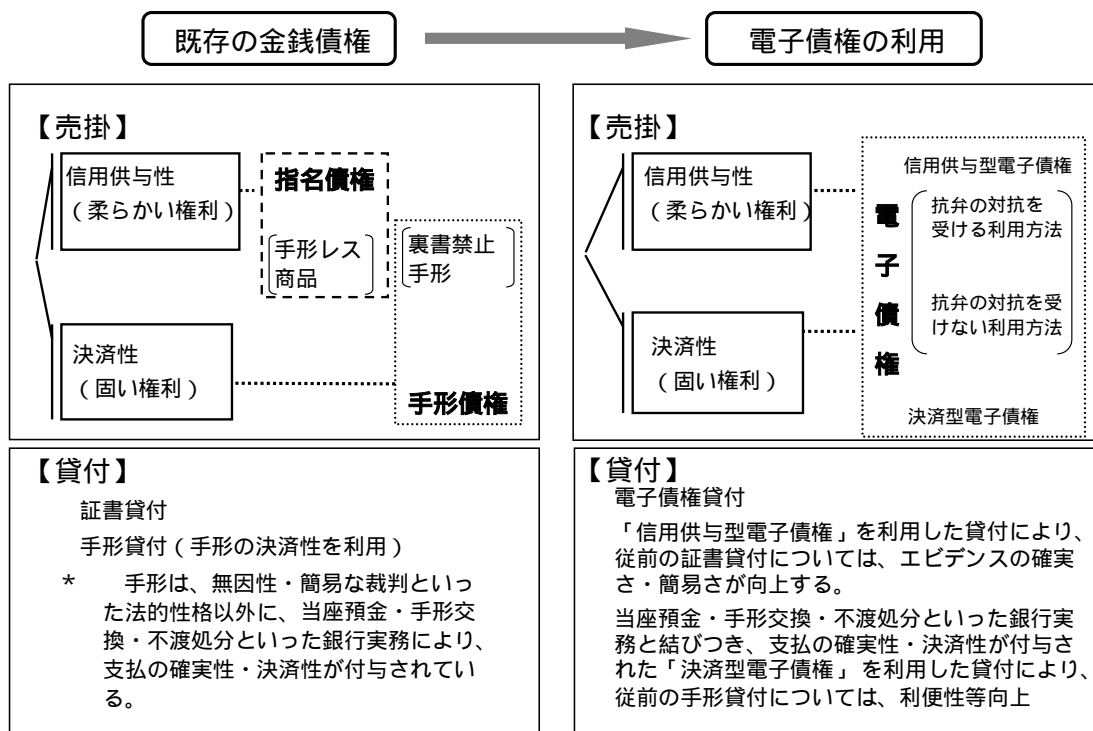


(2) 想定される電子債権の利用方法について

電子債権は、電子債権管理機関への登録によって発生する金銭債権とし、手形債権や指名債権の機能している様々な局面（融資、売買、一括決済方式、C M S、電子商取引、3 P L、債権流動化等）に利用できるようにすることが望ましいのではないかと。

手形は券面があるために使用量が減少し、手形レス商品等に移行していることや、金銭債権の情報が電子的に管理・交換されるようになっていくといった実態に照らして、電子債権が、それら様々な局面で利用できることが望ましいのではないかと。

【参考】電子債権の利用類型



- * 電子債権の使い方としては、統一手形用紙を用いた手形のように、金額が固定され、人的抗弁が切断されて、不渡制度のような制裁措置もある、非常に固い権利（企業間信用だけではなく決済にも利用される決済型電子債権）から、指名債権のように柔軟性のある柔軟い権利（信用供与のための信用供与型電子債権）まで様々な使い方ができるようにすることが望ましいとの指摘が多かった。

2．電子債権の発生

(1) 登録の申請等

債務者と債権者のどちらからでも、電子債権管理機関に対し、電子債権の登録を申請できるものとするのが望ましいのではないかと。

登録の申請について

電子債権を発生させるに当たっては、登記制度を参考に、当事者双方が電子債権管理機関に対し、共同申請する必要があるとすることも考えられる。

しかし、一括決済方式や手形においては、双方当事者によるファイル（券面）への登録（記入）を行っておらず、債務者が単独で、金銭債権情報を伝送する（書き込む）のみである。他方、売掛債権のファクタリングを行いたい債権者や下請取引等における中小企業者（債権者）などの場合のように、債権者の方にこそ申請のインセンティブが働く場合もあり、実際、売掛債権担保融資保証制度等、売掛債権をファイナンスに活用する場合には、債権者である中小企業が売掛債権に関する資料と売掛先（債務者）の承諾等を得て、譲受人に債権の譲渡及び担保提供を行っている。

以上から考えると、電子債権管理機関への登録については、共同申請主義は適当ではないのではないかと。

* いずれの方式でも、当事者の委託等があれば、代理人が当事者に代わって登録申請等ができるのが望ましいのではないかと。

いか。

- * 電子債権が誰の申請により発生するかについては、実務的考慮の前に法律論としての考え方の整理が必要との指摘があった。

債務者が登録した場合の電子債権の発生について

債務者が登録し、債権者が同意することにより電子債権が発生するものと考えられるが、債権者の同意を得る方法については、サービスの内容によって自由な手順で行えるものとするのが望ましいのではないか（例えば、一括決済方式のように、納入企業（債権者）が事前包括的に発注企業（債務者）の登録に承諾するなど、様々な方法ができるようにすべきではないか。）。

債権者が登録した場合の電子債権の発生について

債権者が登録した場合には、電子債権の発生に債務者の同意は不可欠である。

これに関連して、為替手形の代替として電子債権を利用できれば望ましいとの指摘もあった。

(2) 利用の制限

電子債権の利用者は、法人に限定せず、個人も利用できることが望ましいのではないか。

債権譲渡について、債権譲渡登記制度においては譲渡人が法人に限定されていることから、電子債権制度においても、制度の利用者

を何らかの段階で法人に限定することも考えられる。

しかしながら、債権譲渡登記制度は債権流動化をはじめとする法人の資金調達手段の多様化の状況に鑑みて制定されたものであるのに対し、電子債権制度は金銭債権の電子的取扱いへの法的支援が求められている。また、商取引や金融取引の実態からしても、個人事業主も大きな役割を担っていることからすると、個人事業主を発生・譲渡の何らかの段階で排除することとした場合には、利用が限定的となるとも考えられ、個人事業主を加えるニーズは、債権譲渡登記制度以上に強いと考えられる。

さらに、住宅ローンやクレジット債権など個人（消費者）を債務者とする債権の流動化が幅広く利用されていることから、電子債権による債権流動化促進という観点からは、個人（消費者）を加えるニーズも強いのではないか。

なお、これに対しては、消費者保護や個人情報保護等の観点からは、個人については別異の配慮が必要ではないか等の懸念も示されており、併せて、消費者向けの金融の在り方等の観点からの検討も必要ではないか、個人（消費者）向けの電子債権については、金融機関やSPCへの一回の譲渡のみを認めるなどの譲渡回数や譲渡先の制限を設けることも考えられるのではないかと指摘があった。

* 一括決済方式においては、個人は下請事業者（債権者）として、電子商取引においては、個人は売主（債権者）・買主（債務者）として、手形貸付・証書貸付においては、個人が借入人（債務者）として、それぞれ多数利用している。それゆえ、債務者、債権者、譲受人のいずれの段階でも限定されないことが望ましいのではないか。

- * 電子債権管理機関が、自己の電子債権原簿に債務者として登録できる者を選別することができるようにすべきではないか（後述 9 .「電子債権管理機関」）。
- * 取引開始時には、国内を居住地としている利用者であっても、継続的な取引を行う中で海外に居住地を変更するケースもあることや、グローバルな取引の進展、アジアにおける債権市場の創設の必要性、貿易金融 E D I 等に鑑みると、利用者を国内に限定する必要はなく、国籍や居住地等にはこだわらず、外国企業との間でも電子債権（外貨建てのものも含む。）が利用できることが望ましいのではないかと指摘があった。

(3) 申請の方式

電子債権の登録申請については、電子的手段によることを一律に要求することは、現状では慎重であるべきではないか。

電子債権の利用者（債権者・債務者だけでなく譲受人等）は極めて広範にわたると考えられることから、利用者の中には、パソコンやインターネットなどの IT 技術に十分に対応できない企業も想定され、環境面等で不利益を受けないような配慮が必要である。また、現状でも金銭債権譲渡において紙面の作成・交付等も通常に行われている。

そのため、電子債権原簿の管理のみが電子化されておればよいこととして、利用者の電子債権管理機関へのアクセスの方法については、法律上一律に電子化を求めることには慎重であるべきではないか。

- * インターネットバンキングの普及がめざましく、金融機関が、

各種照会、振込、振替等のサービスをインターネットで提供する現在、インターネットバンキングでの電子債権振出・受取サービス、電子債権貸付・割引サービスといったインターネットでの活用が考えられるし、転々流通する電子債権を組成する際には、電子署名技術等の利用も想定される。なお、インターネットバンキングのセキュリティは、ＩＤとパスワード、乱数表の利用、パソコンの登録、電子署名等がある。

- * 一括決済方式、電子手形サービス、電子融資、電子商取引などの金融サービスについては金融機関等への登録申請は既に電子化されているところであり、実際の商品としては登録申請から電子的取扱いに限る方が効率的であり、その方向を法律上も目指すべきではないかとの指摘もあった。
- * 電子署名を電子債権に法律上一律に要求することについても慎重な検討が必要であるべきと考えられるが、他方、電子署名を要求しない場合、電子署名を要求する場合に比較すると電子債権管理機関が負う責任が増大することとなり、かえってコストがかかることはないか、また電子的な申請と紙の申請とが併存した場合の電子債権管理機関の適切な事務運営の在り方の検討が必要ではないか、また電子債権について手形に要求されている署名（記名捺印を含む。）に代わる対応が求められるのではないかと、といった登録申請等の確認・認証のレベルについて、紙と電子それぞれの場合における取扱いの整合性についても検討が必要であるとの指摘もあった。これらの点については、最終的には制度全体の在り方の中でさらに検討が必要な点であると思われる。

ただ、電子署名等のＩＴ技術を法律上取り込むとしても、技術の大幅な進化も考えられるため、法制度が技術の発展を阻害

することのないような技術的中立性が求められるのではないか
(電子署名法の検討時においても、技術的中立性の確保が主要な命題となった。)

(4) 記載の事項と効力

債務者は電子債権原簿の記載に従って支払義務を負うものとし、電子債権原簿の記載事項については、例えば、次のような事項が考えられるのではないか。

(必要的記載事項)

- ・ 債権者及び債務者 (氏名・商号等)
- ・ 弁済金額
- ・ 弁済期 等

(任意の事項)

- ・ 電子債権保証等の法律上定められる事項 等

電子債権が金銭債権全般の問題であり、手形の代替として使用することも、指名債権の代替として使用することも考えられることからすると、最低限の記載事項としては、誰が誰に対していついくら払うかといった情報のみで足りるのではないかと考えられ(一括決済方式でも同様の情報が伝送されている)、それ以外に、どの範囲の情報の登録を受け付けるかは、各電子債権管理機関の任意に委ねるのが良いのではないか。

その上で、電子債権をどのようなビジネスとして提供するかといった電子債権管理機関の商品性・創意工夫に併せて、例えば、電子債権の利活用を促進するため、電子債権のIT性を活用してファイナンス

に有益な情報（企業情報・財務情報、決済情報・支払遅延情報、取引情報、流通過程に関する情報等）を付加するといったことも考えられるのではないか。

- * シンジケート・ローンについては、流動化を前提とした商品組成となっていることから、電子債権に対するニーズが強いものと考えられるところ、シンジケート・ローンにおいては、固定金利よりも変動金利を定めているものが大半である。

このような場合にも電子債権を利用することができるようにするには、変動金利を付した金銭消費貸借契約に対しても対応できることが望ましい。

- * 電子債権の法律上の記載事項という問題とは別に、電子債権管理機関が様々な情報も預かることができるようにすることで、例えば、電子債権の譲渡に伴って、電子債権を取り巻く付帯条項や契約上の地位も移転するものとするようなサービスができれば便利であるとの指摘があった。例えば、近年、融資実行に当たって、コベナンツ等の付帯条項を活用することが増えてきているので、コベナンツをPDFファイルの添付やインターネットホームページのリンクなどにより貼り付け、電子債権の譲渡により付帯条項も随伴するようなサービスも認められないかとの指摘があった。

- * 電子債権の記載事項に空白がある場合の取扱いについては、手形においては所持人が白地部分を手形に書き込めばよいのと異なり、電子債権においては、債務者の申請あるいは同意に基づき電子債権管理機関が管理する電子債権原簿へ記載することが前提となっていることから、それを認める必要性がある

のか否かを含め、引き続き調査・検討する必要がある。

- * 将来債権譲渡に関連して、流動化の観点から将来債権譲渡が果たしている機能を電子債権が果たすことができるようにするためには、抗弁が対抗できることを前提にした上で見積額等で電子債権管理機関に電子債権を登録することが考えられないかとの指摘があった。また、電子債権の導入により、現在の将来債権の活用に対して影響があるのではないかとの指摘があった反面、同様の問題は手形にもある問題にすぎないとの指摘もあった。
- * 通常の融資においては、元金均等返済や元利均等返済といった返済方法が利用されていることを勘案すると、分割等の弁済方法が定められた金銭債権も電子債権に利用できることが望ましいのではないか（その場合に、いわゆる「マル専手形」のような複数の電子債権を出す方法と、一つの電子債権を出して分割弁済をする方法とはどちらが便利か。）。

3．電子債権の譲渡

(1) 譲渡の手續と対抗要件

- ・ 電子債権は、債権者（譲渡人）が譲受人に対する権利移転の事実を登録することにより移転するとの扱いが必要ではないか。
- ・ 電子債権の譲渡については、確定日付を得なくとも、電子債権原簿を書き換えることによって対抗要件を備えることができるものとし、電子債権の譲渡については、電子債権原簿への記載だけを対抗要件具備の手段として、二重譲渡の可能性を排除できるようにすべきではないか。

電子債権を電子的に転々譲渡する、ファイナンスに活用するといった経済的な観点や手形の代替としての利用を念頭に置いた場合、電子債権が二重譲渡されることがないようにすべきであり、電子債権を指名債権譲渡の方式によっては譲渡できず、電子債権の譲渡においては電子債権原簿の記載だけを対抗要件具備の手段とすべきである。

- * 電子債権を譲渡するにあたっては、電子債権原簿の記載の変更により、権利移転と債務者及び第三者に対する対抗要件が得られることが望ましく、債務者への通知は不要ではないか。
- * 電子債権の帰属と電子債権原簿の記載との乖離は、相続等の例外的な事情は別として、極力排除されるようにすることが必要ではないか。
- * 電子債権は債権譲渡特例法の登記の対象とならないようにすべきである。

- * 一括決済方式における債務引受方式や、親会社が子会社の債務を引き受ける場合など、電子債権について、債権者を変更する「電子債権譲渡」以外に、債務者を変更する「電子債務引受」についても検討が必要ではないかとの指摘があった。

(2) 電子債権の分割、一部譲渡

電子債権は、金額を分割して譲渡できることが望ましいのではないか。

手形については、券面があることから分割して譲渡することはできず、そのため、債権者がファイナンスに活用する際(割引や回し手形)に必要な金額との間に齟齬が生じるデメリットがあるといわれている。そこで、手形レス商品においては、一定の制限を定めつつも、分割・一部の譲渡を認めるシステムとなっているものが多い。債務者の側から見ると、下請事業者からの要望により、あらかじめ金額を分割して複数枚の手形を振り出すということもあり、事務負担の増加要因となっている。

また、そもそも指名債権の場合には、分割・一部譲渡されることは当然のことであり、シンジケート・ローンの譲渡においても、一部の譲渡が相当程度行われているとの指摘もある。

それらの観点からは、電子債権については、分割・一部譲渡ができることが望ましいのではないか。

- * 既存の手形レス商品においては、譲渡の回数を制限するもの、再譲渡を認めないもの、分割を認めるが分割の程度、分割がで

きる権利者を制限するものがある。また電子債権管理機関の規模等によって、事務管理上適切に管理できる範囲が異なると思われる。そこで、各電子債権管理機関の利用約款等により譲渡の回数や分割を制限等することができるようになることが望ましいのではないか。

(3) 電子債権といわゆる原因債権との関係

- ・ 債務者は電子債権と原因債権の双方を弁済しなくともよいようにすべきではないか。
- ・ 譲受人は電子債権を譲り受ける際に原因債権の譲渡やその對抗要件の具備等を確認する必要があるようにすべきではないか。

電子債権が、電子債権原簿への登録によって発生することとした場合、現在の手形と同様、融資や売買といった取引の中で既に指名債権が発生していることになるとも解されるが、仮に指名債権(原因債権)が別に発生しているとしても、ビジネスの安定性のためには、

債務者は、電子債権のみを支払えば良く、原因債権だけを譲り受けた者による請求に対しては、その支払を拒絶できるようにすべきではないか。

譲受人は、電子債権を譲り受ける際、原因債権の譲渡の有無を確認する必要はなく、電子債権原簿の書換えに基づき電子債権を譲り受ければ、債務者から弁済を受けられるようにすべきではないか。

例えば、原因債権について債権譲渡がされて債権譲渡特例法の登記

がされ、債務者に譲渡の認識がない段階（当該譲渡について債務者対抗要件が具備されていない段階）で、電子債権が登録され譲渡された場合を考えると、

債務者は電子債権の譲受人のみに支払えばよく、原因債権の債権者に対する弁済は拒むことができる

電子債権の譲受人は、原因債権の譲渡に関する対抗要件の有無を確認しなくても、電子債権原簿の記録を確認しその電子債権原簿の債権者を書き換えることだけで、安心かつ簡便に債権譲渡を実現できる

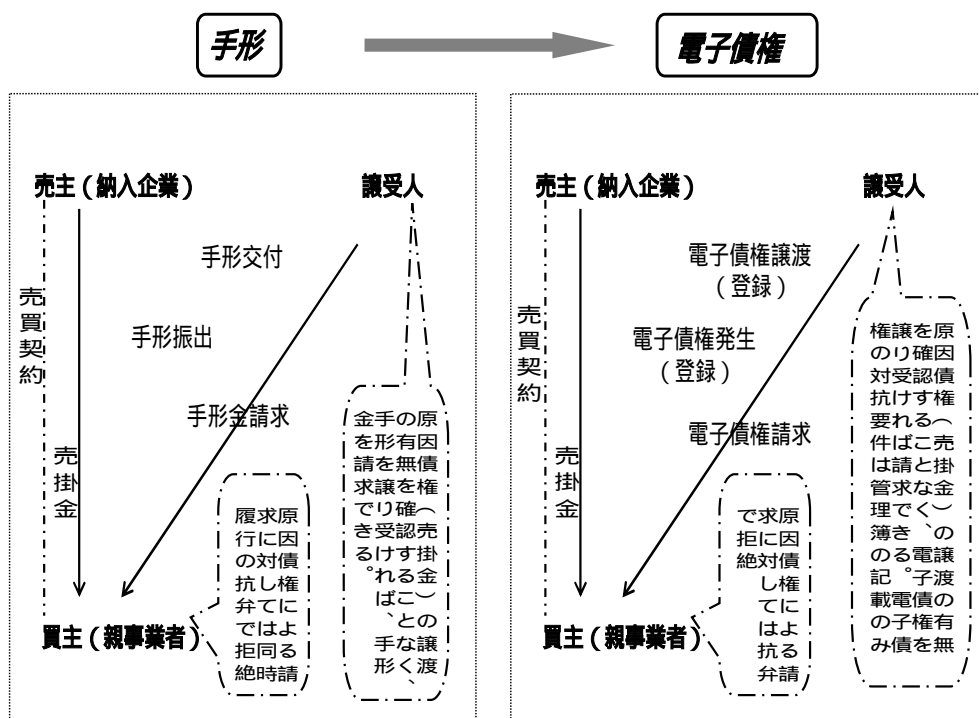
といった整理をする必要があるのではないか。（参考「手形の考え方との比較」参照）

* 電子融資に電子債権を活用する場合においては、電子債権のみが発生し指名債権は発生しないと考えられるとの指摘があった。

ただ、これに関連して、金融実務上は、融資の際に手形を徴求することがあり（手形貸付）前述のとおり、手形を徴求する代わりに決済型電子債権を徴求することで、融資を実行することが考えられるが、手形貸付では、金融機関は、金銭消費貸借関係に基づく貸付債権と手形関係に基づく手形債権の二つの権利を保有し、いずれの権利も行使できるとの扱いとなっていることから、手形貸付の電子化において、電子債権を手形同様に利用することができるようにするためには、現行の実務と同様、債権者が電子債権に基づく債権と金銭消費貸借契約に基づく債権とが併存できるようにすることが必要であるとの意見もあった。

* また、商取引で生じた売掛金を電子債権とする場合についても、概念的に、指名債権としての売掛金とその電子債権との双方を認めることは迂遠であり、直接に、商取引から電子債権（電子売掛金）が生じるとの考え方についても整理が必要ではないかとの指摘があった。例えばe - マーケットプレイスにおける電子商取引で取引が電子的なシステム上で成立し、それにリンクして電子債権が登録されるような場合には、指名債権の発生を観念する余地はないのではないかとの指摘もあった。

【参考】手形の考え方との比較



4．電子債権の弁済及び消滅

- ・ 債務者は、弁済期において、電子債権原簿の記載に従って債権者に弁済すれば原則として責任を免れることとしてはどうか。
- ・ 電子債権原簿の記載は、弁済によって抹消されることが望ましいのではないか。

電子債権の利用の安定性の観点からは、上記のような取扱いが望ましいのではないか。ただ、弁済と電子債権原簿の記載の抹消とはどのような手順で行われるのかについては、電子債権管理機関の在り方とも関連して、整理・検討が必要であると思われる。

また、電子債権に関する資金決済の方法に関しては、口座振替等を利用するなど、各電子債権管理機関等に任されることが望ましいのではないか。

* なお、電子債権については、手形のような呈示の制度は必要ないのではないか。なお、現在の債権の電子的な取扱いに関する商品では、債務者と最終的な債権者、また、両者の預金口座等も常に明確になっており、例えば、一括決済方式では、金融機関等が大企業に対し弁済の請求等の新たなアクションを行うことはなく、弁済期がくれば、大企業が金融機関等に自動的に送金する形式となっていると言われている。

* 電子債権の弁済と消滅の同時性を確保するための制度的担保が必要か、あるいは手形と同様に金融実務的対応に任せればよいのか、といった点について検討が必要との指摘があった(この点は、消滅の局面以外でも、発生と譲渡の局面でも、金銭の移動と電子

債権原簿の記載のリアルタイムでの連動性は問題になり得る。)

- * 電子債権の一部弁済も認められる(例えば、電子債権原簿に一部弁済の記載をすれば、それにより弁済の効力が認められ、電子債権の金額が縮小するなど)のが望ましい。
- * 弁済については、債務者の弁済以外にも、担保権実行、保証人の保証債務の履行等の場合も考えられることから、このような弁済がされた場合に、その旨を電子債権原簿に記載する方法を検討する必要があるとともに、支払期日後の弁済の抗弁を對抗することができるようにすることも検討する必要がある。
- * また、電子債権の相殺という点についても可能となることが望ましい。

5 . 電子債権の閲覧等

- ・ 電子債権の情報を一般に公示する必要はないのではないか。
- ・ 電子債権の譲受けを受けようとする者等の一定の利害関係者については、一定の条件の下で登録された情報を閲覧できることとしてはどうか。

電子債権の情報を公開することは、債権者については財産の、債務者については負債の開示につながることから、経済活動を十全に機能させるためには、一律に公開させるのではなく、開示については基本的には各当事者の任意に任せることが望ましいのではないか(既存のサービスにおいても、金銭債権情報が広く開示されていない。)

なお、情報の取扱いについては、債務者の同意を得た上で電子債権の情報を広く活用したファイナンスや信用審査も考えられるのではないかと意見がある一方、電子債権管理機関は、電子債権管理機関としての目的以外に電子債権の情報を利用してはならないとの制限を設けることが考えられるのではないかと、電子債権管理機関と利用者との力関係によっては、利用者は別の目的への利用を許可するという約定に合意させられることが想定され、電子債権管理機関の情報の取扱いについては、ファイアー・ウォールを設ける方が安心ではないかと、特定の電子債権管理機関に情報が集中し、圧倒的な情報格差が生じるのではないかと意見もあったところであり、電子債権管理機関における情報の取扱いの在り方については、検討が必要ではないか。

- * 中小企業が利害関係人になる場合等、電子的なアクセス手段を有しない場合の情報の取得の在り方についても、検討が必要である。

6．電子債権の譲受人保護制度

(1) 電子債権原簿の記載と実態とが乖離した場合の譲受人保護の在り方について

電子債権については、善意取得等に関する譲受人保護制度が定められることが望ましいのではないか。

電子債権については、一定程度の流通性を前提とすべきことから、善意取得等の譲受人保護の制度を認めることとして、具体的には、例えば、次のような考え方があるのではないか。

手形における善意取得に相当する場合

例えば、ID等を盗み出して本人になりすまして、適法に発生した電子債権を不正に譲渡した場合

電子的な債権の譲渡の法的安定性を高めることや電子債権が手形の機能を電子的に代替することも可能なものとすることが求められることからすると、善意取得制度を設けることは望ましいのではないか。

手形における変造に相当する場合

例えば、電子債権原簿の金額欄の記載が不正に書き換えられた上で、譲渡された場合

変造（データの事後的な変更）にあたる場合については、変造

後の金額を変造後の譲受人が取得するとの考え方もあり得るが（電子CP制度はその点まで認めている。）電子債権においてそこまでの譲受人保護が必要かについては、債務者の負うリスク、電子債権の流通性、電子債権管理機関の責任といった要素の相関関係において定まるものであると思われる。

この点、電子債権を様々な形態で利活用できるようにすることが求められており、必ずしも高度の流通性を一律に確保しなければならないとの要請は乏しいなどの指摘もあるところである。電子債権管理機関は、変造等が生じないように十分にセキュリティを確保することが要請されるが、万一、変造が生じた場合について、過失なくとも一義的に責任を負担するかについては、慎重な検討が必要ではないか。

- * なお、以上の責任の定め方とは別に、各電子債権管理機関が、提供する商品に応じて、個別に保険や保証のサービスを提供することで、流通性を高めるということも考えられる。
- * 他にも 無権限者が登録した場合（偽造） 登録申請と異なる記載が電子債権原簿にされた場合の擬律も整理されることが望ましい。

(2) 抗弁の取扱いについて

電子債権については、譲受人が抗弁を調査することなく取得できるようにするか、あるいは譲受人が抗弁の対抗を受けるようにするかを、債務者が選択できる枠組みとなることが望ましいのではないか。

幅広く経済取引に電子債権が使えるようにするためには、手形のように支払金額が確定し抗弁の対抗を受けないものから、通常の売掛金のように相殺等の抗弁を維持することもできるようなものなど、手形債権が有する機能や指名債権が有する機能を電子債権で代替できることが望ましい。

- * 手形については、「人的抗弁の切断」がされることから、債務者は慎重になるのが通常であり、指名債権の譲渡においては、異議をとどめる承諾が行われることも多く、電子債権でも、一定程度の抗弁が認められれば利用促進になると考えられるとの指摘がある。

その観点からは、例えば、次のような選択ができれば便利ではないか。

当事者が指名債権の代替として電子債権を使い、抗弁をとどめておきたい場合

例えば、債権譲渡の効力の面では指名債権の場合と同様の効力にとどまる電子債権を発生させることで、債務者は抗弁を留保できるとすることが考えられる。

当事者が手形の代替として電子債権を使いたい場合

例えば、当事者が転々流通性を付与したい場合には、人的抗弁の切断といった、手形同様に譲受人が保護される電子債権を発生させるとすることが考えられる。

当事者が決めた抗弁や電子債権原簿に記載された情報のみを
対抗できるようにしておきたい場合

例えば、電子債権原簿に「納品未了」「検品未了」等の情報を
付加することができ、そのような電子債権原簿に記載された事項
については、債務者は抗弁を対抗できるとすることが考えられる。

現在の指名債権のような抗弁の在り方（一律に抗弁を対抗）や
手形のような抗弁の在り方（原則、一律に抗弁を切断）以外にも、
EDIや電子商取引の普及の中で、当事者間のやり取りがすべて電
子的に行われている場合もある上、継続的な取引関係では生じる抗
弁が限定的な場合もあることから、抗弁の選択（ ）も便利ではな
いかとの指摘がある。ただ、この点については、記載された情報の
意味や対抗される抗弁についての理解等を巡って争いにならない
ような配慮が必要ではないかとの指摘もあった。

* いずれの方式でも、抗弁の対抗を受ける場合について、債務
者が電子債権の発生後に金額の修正等の情報を付加できると
いった商品もあり得るのではないか（もっとも、事後的に金額
の修正を行う場合には、金額修正前の譲渡人との関係との整理
などの課題もある。）

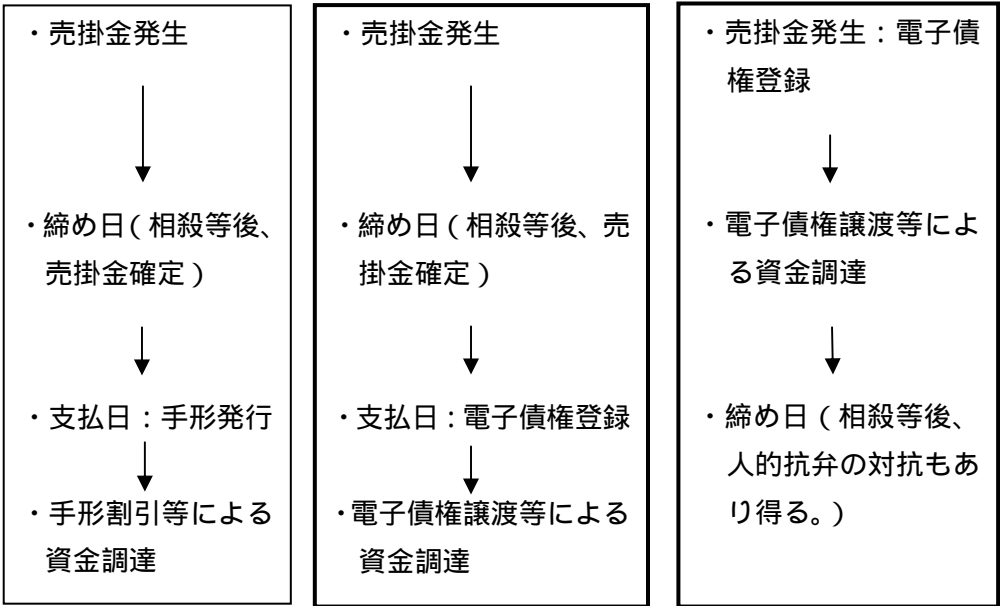
* 電子債権については、 第三者への権利移転を禁止する譲渡
禁止特約まで認める必要はないのではないかと意見もある
一方、 債務者には譲渡性・流通性に抵抗感はあるが電子債権
を使った合理化は行いたいとのニーズもあり、譲渡禁止特約を
付した上で個々の譲渡に当たり債務者が同意を与えるような
電子債権を設けることが望ましいのではないかと意見（現在、

指名債権について譲渡禁止特約を付した上で、債権者の個別の債権譲渡に際し、債務者が同意をして譲渡禁止特約を解除するケースも多い。)があった。

【参考】電子債権によるファイナンスのパターン

(従来の手形類似 の他、 のような早期資金化のためのファイナンスもあり得るのではないか。なお、パターン の場合、譲受人は、相殺等のリスクを想定する必要がある。)

《現状》 《電子債権・パターン 》 《電子債権・パターン 》



7．買戻義務・遡求義務

電子債権においては、買戻義務・遡求義務について、譲渡人が義務を負うかを選択できることが望ましいのではないか。

手形制度においては、原則、譲渡人が遡求義務を負うこととされており、債権保全の観点から遡求権が重要な役割を果たしていると言われているが、一方で、売掛金（指名債権）の譲渡については、債権回収不能となった場合の買戻義務のある場合（リコース型）とない場合（ノンリコース型）とがあり、債権流動化では、ノンリコース型が通常であるなど、両方のニーズがあることから、電子債権についても、買戻義務や遡求義務について、譲渡人が義務を負うかを選択できることが望ましいのではないか。

* 下請関係での一括決済方式の場合には、親事業者破綻の際の遡求は制限的に運用されている。

8．保証等

電子債権については、その金額の全部又は一部について保証を付すことができることとし、電子債権管理簿に保証する旨を付記することにより保証債務を負担するとの取扱いが望ましいのではないか。

中小企業の資金調達に際しては、依然として個人保証を付すことが多く、電子債権を手形借入などのように資金調達手段として利用する場合には、保証を付すことができる方が使い勝手が良いと考えられる。

また、金融機関やファイナンス事業者等の保証を付すことで資金調達の幅を拡大することができるのではないか。

そこで、手形同様のいわゆる券面保証のような制度も設けられることが望ましいのではないか。

* 売掛債権担保融資のように売掛債権を引き当てとするファイナンスがあることから、電子債権を担保とすることも可能とすべきではないか。また、電子債権に対する質権設定、転質、譲渡担保についても検討が必要ではないか。

* 実務上は、一部の保証や、譲渡の際に譲受人によっては保証がされなくなる場合など、保証に限定が付されている場合もあることから、そのような保証の可否についても検討が必要ではないか。

* 融資への利用などを考えると、不動産抵当権などの物的担保を付することもニーズはあったと考えられる。ただし、流動化等の電子債権の移転が予想される場合での物的担保の利用を考慮すれば、ビジネスとしては、セキュリティ・トラストのような工夫も必要

となるのではないか。

- * インターネットを利用した電子保証等、電子債権に対する信用補完機能を担うビジネスも考えられるとの指摘があった。また、保証だけでなく、格付け、管理、信用情報の付与、回収といった機関も登場し得るのではないか、複数の保証人による保証のオークションといったこともあり得るのではないかとの意見があった。

9 . 電子債権管理機関

電子債権管理機関の資格については、多様な主体が参入して、それぞれの創意工夫により様々な電子債権の利活用が図られるような参入要件となることが望ましいのではないか。

電子債権管理機関の資格を考えるに当たっては、制度の目的、既存の法制との整理、電子債権の活用方法やビジネスモデル、電子債権の法的構成、電子債権管理機関の役割、監督の在り方、決済との関係等が関連すると考えられる。電子債権管理機関は、言わば債権譲渡登記や公証人の確定日付等に代わる権限を有すること、電子債権管理機関自らが自己の管理する電子債権の債権者となることがあることからすると、社会の信頼性、厳格性が確保される参入要件を定めるべきとの要請がある一方、現在の債権の電子的な取扱いの実態や将来における電子債権の発展可能性等も考慮すれば、競争や新規参入がある程度可能な要件の設定も望まれるのではないか。

また、電子債権の利用形態については、例えば、電子債権貸付のような金融主体と借入人の2者のみで完結するものや、一括決済方式のようなファイナンス会社と特定の親事業者と多数の下請事業者の間で完結するものから、多数の参加者がインターネットを利用してアクセスし金銭債権情報をやりとりする、いわゆる手形に代わるような機能をもった電子債権の利用形態まで、多様な在り方が想定される。

電子債権のシステム等は、電子債権管理機関が提供するサービス(利用形態の内容や規模)によって異なることが認められる方が便宜であり、各電子債権管理機関はあらゆるサービスに対応しなければならないものではないと考える。電子債権管理機関は、法律上の要件に基づ

いて電子債権を用いるが、そのビジネスモデルやシステムの在り方、利用制限は、電子債権管理機関がある程度自由にできることが望ましいのではないか。

電子債権管理機関にとって最終的に重要なことは、電子債権の情報を安全・確実に管理できるか否かという情報セキュリティの確保が基本的な要件となるのではないか。

- * 電子債権管理機関の参入要件について、前述の電子債権の利用形態の多様性を前提にすると、信託業法のように、利用形態等によって参入要件をかえることも考えられるとの指摘が多かったが、他方で、権利関係を決める機関である以上、利用形態の如何に関わらず同じ高度の信頼性が確保されるべきであり、また仮にCMSのようにグループ企業内での利用を想定した利用形態であっても、差押えなどグループ外の第三者の関与の可能性を想定せざるを得ないとの意見もあった。また、電子債権管理機関の参入要件を考える際に、社債についての現行法制（社債等登録法や社債等の振替に関する法律）が参考になるとの意見がある一方、社債市場という公共性・流通性の極めて高いものを民間機関で運営する場合と電子債権の場合では異なる面が多いとの意見があった。さらに、電子債権管理機関については取引法的視点からの考察も必要であり、例えば業法的規制がない株主名簿にも一定の法的効果があることなどを考えると、業法的規制のみで電子債権登録の信頼性を確保する必要はないのではないかと指摘もあった。また、電子債権管理機関として預金取扱金融機関になることが考えられるが、電子債権管理業が預金取扱金融機関の得意とする本来の業務ではないのではないかと指摘もあった。

- * 手形貸付に代わる手段として電子債権を利用したり、一括決済方式に電子債権を利用する場合のように、電子債権管理機関が自ら債権者となる場合も想定され、このような場合には利益相反の問題等も懸念されることから、何らかの弊害防止のための手当が必要ではないかとの指摘があった。

また、シンジケート・ローンではエージェントが電子債権管理機関を務めるケースが多くなると考えられることから、「エージェント」としての役割と「電子債権管理機関」としての役割のように、兼ね備える役割に関する整理が実務的には必要となるではないかとの指摘があった。

- * 手形において金融機関の当座預金口座を開設できる先がある程度限定されているように、電子債権管理機関が、電子債権の発生等を登録できる参加者について一定の加盟要件を定めることができるようにすべきであり、特に電子債権が手形のような資金決済手段として活用される場合については、システム全体の信頼性等の観点からその必要性が高いのではないかと指摘があった。
- * 電子債権の弁済期について極めて長期のものまで認めるか、記載の存続期間はどうか（債権譲渡登記の存続期間は原則として 50 年を超えることができないとされている。）また既に消滅した電子債権に関する記録についてどの程度の保存期間が必要かなどについては、利用者の利便性、電子債権管理機関の電子債権原簿の管理負担の観点等からの検討が必要との指摘があった。
- * 電子債権管理機関が破綻したときに、当該管理機関が管理する電子債権原簿の保存や運営をいかにしてスムーズに維持するかといった手当は重要であり、電子債権原簿の引継等の法律面、実務面での整備が必要との指摘があった。
- * 電子債権管理機関になりすますなどの、ネット犯罪に対する対応についての検討も必要ではないかとの指摘があった。

10．裁判制度

- ・ 電子債権においては、例えば抗弁の切断等がされている電子債権について、手形訴訟と同様の、簡易迅速に権利を実現できる裁判手続があった方が望ましいのではないか。
- ・ 社債等の振替制度と同様、適切に電子債権を差し押さえることができるようにする必要があるのではないか。

抗弁が切断され、権利の推定がされる電子債権について、手形同様、簡易迅速に権利を実現できる訴訟手続を利用できるとすることは、法的コストの削減というメリットが大きいと考えられ、簡易な訴訟制度があることが望ましい。

なお、電子債権管理機関は、利用者の請求と費用負担のもとで、電子債権原簿の記載事項の証明書を発行できることが望ましいのではないか。

また、電子債権の発生等において、利用者が電子債権管理機関に加入することが必要であるとしても、加入者以外の者による電子債権に対する差押えが阻害されない仕組みが必要ではないか。

- * 簡易な裁判を認めるためには、署名（電子署名）、善意取得、人的抗弁等の各種の規定が整備されていることが必要であると解される場合には、電子債権を手形に類似した法的機能を備えた電子債権とそれ以外の電子債権とを区別し、手形と同様の法的機能を有する電子債権については簡易な裁判手続を認めるといった取扱いも考えられないか。

11．その他の論点

- ・ 手形については不渡処分が定められており（民間のルールである手形交換所規則に定めがある）これが手形の支払の確実性確保のために実務上重要な役割を果たしていることから、電子債権が手形の代替として利用される場合に、同制度のような支払遅延等防止措置の付いた電子債権が必要であるとの意見があった。この点について、実効性のある措置の在り方等について、引き続き検討が必要ではないか。
- ・ 売掛債権担保融資等を実行する際に、対象債権に譲渡禁止特約が付されている場合には、弁済金の代理受領により譲渡担保と同様の機能を実現しようとするところもあることから、電子債権について譲渡禁止特約を付すことができることとした場合には、実務的には代理受領等のサービスも必要となるのではないか。
- ・ 複数の電子債権管理機関が設置された場合の、電子債権管理機関同士の情報のやり取りや責任の分配については、法律で定める事項ではないとも考えられるものの、利用者が一つの電子債権管理機関に加入すれば、どの電子債権管理機関に加入している相手方とも電子債権を流通しあえるような仕組みを構築することが望ましく、その上で障害となるような制度とはならないことが望ましいのではないか。
- ・ 善意取得、抗弁の対抗、買戻義務等、電子債権にどのような機能を付与するかについては、実務的ニーズを踏まえつつ、私法的な観点から整合的な議論が必要との指摘があった。
- ・ 電子債権を活用して既存の有価証券を代替する投資商品を組成することがあり得るのであれば、そのような投資的な扱いをする

場合には、証券取引法等との関係を整理する必要が生じるのではないか。

- ・ 電子債権を導入するに当たっては、税、会計、下請代金支払遅延等防止法などの関係法律等における取扱いも明確になることが望ましいのではないか。
- ・ 電子債権及び電子債権管理機関の在り方は、既存の金融商品（電子マネー、譲渡性預金、自己宛小切手等）や金融実務等に影響を及ぼすことから、法的安定性の確保、決済等の金融システム面について、引き続き検討がされることが望ましいのではないか。

以上の他、本WGの審議において、電子債権の時効、電子債権法制と有価証券法制（有価証券のペーパーレス化等）の関係、UNITRAL（国連国際商取引法委員会）における議論（EDIに関するモデル法、国際債権譲渡に関する取組等）との関係等の論点が指摘された。また、制度の在り方の他、電子債権管理機関が複数設置された場合の情報のやり取りや役割分担等、電子債権全体のシステム設計についての検討や電子債権の資金決済方法についての検討が重要であるとの指摘がされた。

＊ 電子債権のシステムについて

電子債権のシステムとしては、複数の電子債権管理機関（民間）が併存し、かつ、単層構造をとることが考えられる。

電子債権管理機関は前述した様々なビジネスモデルのうち、一つかあるいは幾つかを提供することになるのではないかと、決済型電子債権を提供する電子債権管理機関は電子債権管理機関同士のネットワーク構築が必要であり、一括決済方式については一つの

電子債権管理機関の中で閉じており電子債権管理機関同士のネットワーク構築は不要ではないかとの指摘があった。

また、システムとしては、債務者が、自らが加入する電子債権管理機関に登録申請し、その電子債権原簿に情報が随時付加されていくことで権利の発生・移転がなされるシステムが考えられ、

債務者と債権者とが異なる電子債権管理機関に属していた場合には、債務者は自己の電子債権管理機関に発生登録申請をして電子債権原簿に登録するが、債権者の同意の確認については、債権者側電子債権管理機関を通じて債権者の本人確認等をするシステムが考えられるとの指摘があった。

なお、利用企業や電子債権に対し、共通の番号を付す必要があるのではないかとの指摘もあった。

結び

１．総括

本WGでは、まず電子債権を巡るこれまでの議論内容を整理するとともに、電子債権の意義と背景事情、経済・金融のIT化が進んでいる現状における電子債権の必要性等をまとめた。そして、電子債権を活用したビジネスモデルの在り方について、経済活動の各局面において、近時、注目の高まっている新しい経済・金融サービスを中心として検討を行った。検討の結果、これらのビジネスモデルの促進、課題克服にとって電子債権が有用であることが確認された。その上で、横串的に電子債権の望ましい在り方を検討することとし、法的側面も含めて論点を整理し、「電子債権法（仮称）」の創設に向けての基本的な論点や考え方について整理・提言した。

本WGの検討を通じて、電子債権の実現は、融資（売掛金を活用したファイナンス、電子融資）、資金決済（一括決済方式や手形）、グループ間資金移動（CMS）、債権流動化、電子商取引などに関する電子的な債権の取扱いに対して、より一層の法的安定性を実現するとともに、業務効率化を実現することが期待されることから、電子債権の活用に対するニーズがあることが確認された。

また、電子商取引や3PLのように債権債務関係に関する電子データの蓄積が進んでいる分野において、電子債権との連携を図ることにより、新たなファイナンスや金融サービスの提供にもつながるものとの意見もあり、電子債権が、産業金融機能の強化、電子商取引の推進、債権流動化の促進などにつながるとともに、経済・金融のIT化・活性化が一層促進されるとの産業界の期待が明らかになったものと考えられる。

２．ＩＴ社会における経済・金融インフラの構築を目指して

本検討からも明らかなように、ＩＴ技術の発展により、経済社会においては、電子商取引の市場規模が飛躍的に拡大している上、ＥＤＩによる電子的な情報管理が普及し、金融においても、金融機関の情報システム等、電子的な情報管理が浸透しているのが実態であり、今後、ますます、経済・金融のＩＴ化が進んでいくものと考えられる。商取引、物流、金融それぞれがＩＴ化するとともにまたそれぞれがＩＴ技術により結びつくことは明らかである。

これら経済・金融を支える法制度も、それにあわせて紙を前提としたものからデータを前提としたものへと移行していくべきものと考えられる。対抗要件の具備も含めて法的安定性をもった形で債権の発生・譲渡・消滅が電子的に完結できる電子債権法制を創設することで、手形や指名債権は、新しい金銭債権の類型「電子債権」に移行していくであろう。

この新たな経済・金融のインフラである電子債権が広がりを見せることにより、経済・金融の取引が迅速に効率的に安価にそして的確に実施され、もって、持続的な経済成長と豊かな社会の構築の一助になるものと確信される。

現行実務における電子的な債権の取扱いの着実な普及、並びに、今後の電子債権法制の創設に向けた検討について、関係各方面における更なる取組を期待する。

（以上）

「電子債権を活用したビジネスモデル検討WG」メンバー等名簿

(50音順 敬称略 役職名は平成17年3月30日現在のもの)

メンバー

一宮 達哉	伊藤忠ファイナンス株式会社営業第一部部長代理
宇山 陽太	株式会社三洋倶楽部アントレ事業部次長
大垣 尚司	金融システム化に関する検討小委員会委員 立命館大学法学部教授
北村 純	三井物産株式会社財務部企画業務室室長
黒木 伸一	リコーリース株式会社営業本部ファイナンス企画課長
河野 敬幸	日立キャピタル株式会社法務部法務グループ主査
佐藤 良治	金融システム化に関する検討小委員会委員 日立キャピタル証券株式会社取締役社長
下山 陽一	三菱商事株式会社トレジャラーオフィス トレジャリーチームチームリーダー
杉浦 文昭	トヨタファイナンシャルサービス株式会社 国内金融グループシニアバイスプレジデント
田海 雅彦	オリックス株式会社社長室課長代理
出口 雅敏	住友商事株式会社財務部資金管理チーム長
中村 廉平	金融システム化に関する検討小委員会委員 商工組合中央金庫組織金融部担当部長兼法務室長
福永 康人	電子商取引推進協議会主席研究員
宮川 明	株式会社イトーヨーカ堂財務本部企画開発リーダー
宮沢 豊伸	日本ゼネラル・エレクトリック株式会社渉外部部長
山口 朗	株式会社オリエントコーポレーション 商品・開発グループ商品開発部長

事務局

経済産業省経済産業政策局産業資金課

代理メンバー

内田 浩司	リコーリース株式会社営業本部ファイナンス企画課 課長代理
杉谷 孝治	トヨタファイナンシャルサービス株式会社 国内金融グループシニアマネージャー
仙當 毅行	三菱商事株式会社トレジャラーオフィス トレジャリーチームアシスタントマネージャー
吉田 徹	電子商取引推進協議会主席研究員
吉元 利行	株式会社オリエントコーポレーション コンプライアンスグループ法務部長

説明関係者（説明順）

考藤 厚義	日立キャピタル株式会社業務役員本社第五営業本部長
宮野 美晴	リコーリース株式会社取締役執行役員財務部長
池内 寿尚	リコーリース株式会社財務本部財務部資金チーム課長
米多比昌治	株式会社インフォーマート専務取締役

オブザーバー

葉玉 匡美	法務省民事局付検事
坂本 三郎	法務省民事局付検事
西方 建一	金融庁総務企画局企画課調査室課長補佐
清水 茂	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室課長補佐
杉浦 宣彦	金融庁金融研究研修センター総務企画局政策課研究官
西田 章	日本銀行金融市場局決済・市場インフラ企画担当法務主幹

経済産業省

櫻井 和人	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長
蓮井 智哉	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐
大野 祐輔	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐
伊原 智人	経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐
樋口 勝也	経済産業省商務情報政策局取引信用課課長補佐

電子債権を活用したビジネスモデル検討WG 審議一覧

- 第1回WG 平成16年11月17日(水)
 - ・ 電子債権法制について
 - ・ 電子債権を活用したビジネスモデルのイメージ等について
- 第2回WG 平成16年12月22日(水)
 - ・ 電子債権に関するメンバーからの主な質問事項等について
 - ・ 一括決済方式における電子債権の利用可能性について
- 第3回WG 平成17年1月27日(木)
 - ・ 電子債権に関するメンバーからの主な質問事項等について
 - ・ 債権流動化、CMSにおける電子債権の活用可能性について
- 第4回WG 平成17年2月24日(木)
 - ・ 電子債権法制に対して寄せられたコメントについて
 - ・ 電子商取引及び3PLにおける電子債権の活用可能性について
 - ・ 電子債権に関する論点整理について
- 第5回WG 平成17年3月30日(水)
 - ・ 手形の電子化、融資の電子化について
 - ・ 報告書(案)について

（ 参考資料 ）

（ 参考 1 ） 電子債権について

（ 参考 2 ） IT 政策パッケージ-2005、e-Japan 重点計画-2004

（参考１）電子債権について

「電子債権について」は、電子債権についての議論のたたき台として、経済産業省、法務省、金融庁、日本銀行の担当間で協議して、平成 16 年 10 月に作成されたものである。

平成 16 年 10 月

電子債権について

第 1 経緯

産業構造審議会（経済産業大臣諮問機関）産業金融部会の「金融システム化に関する検討小委員会（小委員長：前田庸学習院大学名誉教授）」が、債権の電子的な管理・譲渡等を行う電子債権について検討していたが、平成 16 年 4 月、報告書で「電子債権法（仮称）」の立法化に関する提言をとりまとめた。

現在、経済産業省、法務省、金融庁、財務省及び日本銀行の担当者間において実務的なヒアリングや意見交換を行うなど、電子債権に関するニーズ把握や情報共有等を図っている。

また、IT 戦略本部において決定された「e-Japan 重点計画-2004（平成 16 年 6 月 15 日）」では、「電子的な手段による債権譲渡を推進するための施策について、新たな法律の制定も視野に入れて検討し、2004 年中に結論を得る。検討の結果を受けて、2005 年までに制度の骨格を明らかにする。」こととされたところである。

第2 電子債権についての考え方（案）

電子債権法（仮称）の目指すところ

1 債権譲渡の電子化への取組みに対する法的な手助け

民間の既存のサービス（例えば，一括決済等の手形レス商品）との整合性を保ちつつ，さらに新たなビジネスモデルの展開にも資するようなものにする。既存のサービスで現行法上の不便はどのあたりにあるのかを検討し，そこを解決することで，法的安定性の向上と事務コストの削減に繋がるような法制度とする。

（１） 基本的ニーズ

- ・ 電子債権の譲渡については，確定日付を得なくとも，金融機関等の電子債権管理機関（仮称）において管理している電子債権原簿（仮称）を書き換えることによって対抗要件を備えることができるものとする。
- ・ 電子債権の譲渡については，電子債権原簿への記載だけを対抗要件具備の手段として，二重譲渡の可能性を排除する。

（２） 今後の議論によって検討すべきニーズ

- ・ 譲受人が抗弁を調査することなく取得できるようにすること（人的抗弁の切断）。
- ・ 譲渡人に対する遡求権を認めること。
- ・ 電子債権譲渡の整備に伴い，当事者の認証・存在確認を容易にすること。

（３） その他

- ・ すべての企業に使いやすいこと。
- ・ 産業金融の円滑化，債権の流動化，電子商取引等への活用がで

きること。

2 低イニシャルコスト・低ランニングコストの実現

(1) 低イニシャルコスト

基本的には、既存のシステムに大きな変更を加えることなく、法律構成を電子債権に変更すれば、電子債権のメリットを享受できるようにする。

また、電子債権の決済についても、既存の決済システム（為替等）を利用することを前提とし、電子債権法（仮称）によって新たな決済システムを構築しなくてもよいように配慮する。

(2) 低ランニングコスト

電子債権譲渡については、できるだけ電子的手段によって手続が全て完了するようにして、低ランニングコストを実現する。それにより、金融機関等が現在行っている電子化の取組みについて、一層のコスト削減が可能となるようにする。

3 既存の法制度と両立するオプションな制度とする。

- ・ 手形法や債権譲渡特例法の改正・廃止等を行わず、従来の実務を継続したい企業・金融機関等に配慮する。

＊手形債権の電子化や指名債権の電子化は行わない。

- ・ 電子債権制度を採用するかどうか、企業・金融機関等ごとに自由に決定することができるものとする。

電子債権の基本的な枠組み

1 電子債権の性質

権利の性質としては、金銭債権であり、かつ、権利の類型としては、指名債権とも、手形債権とも異なる類型として「電子債権」という新しい債権を創設する。

この電子債権は、売買、請負といった原因契約とは別個に、一定の電子的手段による当事者の意思表示によって発生し、電子的手段（電子債権原簿の書換等）によって譲渡される。

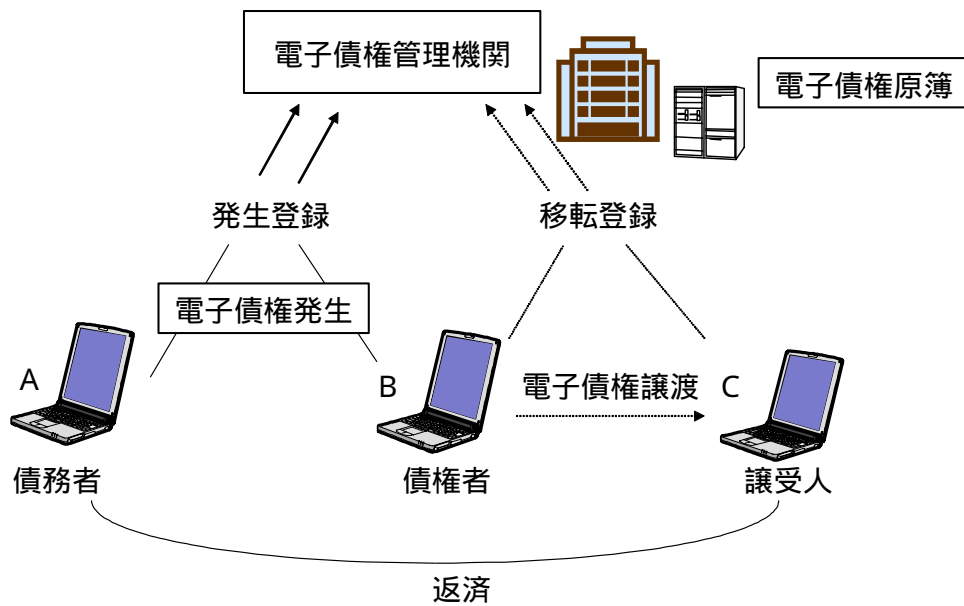
2 電子債権管理機関

低イニシャルコスト、低ランニングコストの観点からは、複数の電子債権管理機関（民間企業）が併存し、かつ、単層構造をとる制度とすることが望ましい。

3 電子署名との関係

電子債権の発生・移転等に、電子署名を要求するかどうかは、システム対応のコスト増大やユーザー側の対応能力等のデメリットと、電子署名を要求することで電子債権管理機関やユーザーが得られる法的リスクの低減・セキュリティー関連コストの削減等のメリットを、今後、比較検討して決することとする。

【電子債権のイメージ例】



以上

(参考 2) IT 政策パッケージ-2005、e-Japan 重点計画-2004

「5 年以内に (2005 年) に世界最先端の IT 国家となる」という大目標を実現するとともに、2006 年以降も我が国が世界最先端であり続けることを目指すために、IT 戦略本部⁵⁵ (本部長：内閣総理大臣) が打ち出した e-Japan 戦略の中においても電子債権法制に関する事項が取り上げられている。

なお、平成 17 年 2 月 24 日に IT 戦略本部で決定された「IT 政策パッケージ-2005 - 世界最先端の IT 国家の実現に向けて - 」及び平成 16 年 6 月 15 日に IT 戦略本部で決定された「e-Japan 重点計画-2004」における具体的な記述内容は以下のとおりである。

IT 政策パッケージ-2005— 世界最先端の IT 国家の実現に向けて —
(平成 17 年 2 月 24 日) 【抜粋】

5 . 電子商取引

(2) IT の利用・活用による中小企業の活性化

中小企業の資金調達環境の整備 (法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省)

電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、中小企業のニーズを踏まえながら、電子債権を活用したビジネスモデルについて検討するとともに、電子債権法 (仮称) の制定に向けた検討を進め、2005 年中に制度の骨格を明らかにする。

⁵⁵ 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 戦略本部) は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に設置された組織。

e-Japan 重点計画-2004 (平成 16 年 6 月 15 日)【抜粋】

・ 2005 年の目標達成への施策の重点化・体制整備と 2006 年以降に向けての布石

〔1-2〕先導的 7 分野

4. 中小企業金融

(2) 具体的施策

中小企業の資金調達環境の整備

成果目標：2005 年までに、中小企業と金融機関等が I T を利用して債権情報や信用情報等を入手し、債権の売買等により必要な資金を得ることのできる電子債権市場を活性化するために必要な制度整備等を進め、中小企業が電子的な信用供与を活用できるようにする。

ア) 電子的手段による債権譲渡の推進 (法務省、経済産業省及び関係府省)

電子的な手段による債権譲渡を推進するための施策について、新たな法律の制定も視野に入れて検討し、2004 年中に結論を得る。検討の結果を受けて、2005 年までに制度の骨格を明らかにする。

イ) 電子債権市場活性化のためのモデル事業 (経済産業省)

2004 年度に、モデル事業等を通じて、電子上での債権の売買や信用リスク評価・随時モニタリングなど電子債権市場活性化のために必要なシステム環境整備等について検討を行う。

・ 重点政策 5 分野

3. 電子商取引等の促進

(1) IT によるビジネスプロセスの構造改革

エ) 電子的手段による債権譲渡の推進 (法務省、経済産業省及び関係府省)

< 前掲 〔1-2〕4. 中小企業金融 (2) ア) >